

# 武器なき民衆の抵抗

その戦略論的アプローチ

G・シャープ著／小松茂夫訳

Mass Resistance Without Weapons

れんが書房新社

Japanese

Exploring Nonviolent Alternatives  
by Gene Sharp

Originaly published in English by Porter Sargent Publisher Boston

© Dr. Gene Sharp 1970

All right reserved by the aurther

Japanese translation edition published by RENGA SHOBOH  
Co., LTD., TOKYO 1972 by arrangement with Dr. Gene Sharp  
through Orion Press Tokyo.

武器なき民衆の抵抗／目次

はじめに	5
日本語版に寄せて	8
序文（D・リースマン）	12
第一章 現代政治における創造的闘争	23
第二章 非暴力的行動の技術	65
第三章 非武装による国防	90

第四章 非暴力的代替手段にかんする調査分野

第五章 非暴力的行動の八五のケース

198

第六章 市民的防衛にかんする教科課程計画

(ウィリアム・B・ワトソン)

213

130

訳者あとがき

225

参考文献

索引

## はじめに

われわれは歴史や政治権力の本質にかんするさまざまの曲解の犠牲となつてゐる。望む変革の達成にしても、さまざまの脅威にたいしての自分たちの主義や社会の防衛にしても、實に多くの人びとが非暴力的手段によつては不可能であると信じこんでしまつてゐる。しかし、これまでわれわれが教えられてきたところとは全く正反対に、非暴力的闘争には広大な歴史が現存しており、そうした闘争の多くはかなりの成果を收めているのである。しかも、それは、非暴力的闘争が今日なお十分には発展させられていない技術にとどまり、多くのばあい、その必要の生ずるたびごとに新規に即席的な手段として用いられたにすぎず、したがつて、研究、準備、訓練等々からもたらされる利点はなに一つ見えるにいたつていないのでひきかえ、軍事的闘争の方はそうした利点の全部を通例は手にしてゐる、という歴然とした不利な事實が存在するにもかかわらずである。

多数の人びとをとらえてはなさない以上のような先入見に加えて、次のような理論、すなわち、銃身や銃弾や爆破力こそが権力の母であるという理論——ヒットラーでさえ全面的な同意は与えなかつたほどの不正確で粗雑な理論であるが——がいつさいの政治権力にかんする次のような根本の原理にたいし、すなわち、いかなる集団であれ、いかなる政府であれ、その権力はすべて当の社会に存在するさまざまの源泉から生ずるのであり、そうした源泉をその集団ないし政府が自分のものとすることのできる度合は、被治者である一般の人民が彼らに提供する協力と服従の度合によつてきまるという

原理的な事実にたいし、人びとを盲にしてしまっている。しかし、もし非暴力的闘争と相俟つならば、この根本の原理ないし事実は、人びとをして自分たちの政治的潜在能力に目ざめさせ、暴力機構によつて十分の装備をした無慈悲な敵にたいしてさえ、自分たちの運命を自分たち自身の手に握つておくために闘争へと起ち上れるようにするであろう。

非暴力的闘争が手段として有効に行使されるには、暴力のばあいと同じように、一定の必要条件が満たされなければならない。こうした条件の充たされぬばあい、その他のタイプの闘争もそうであるよう、非暴力的な闘争も挫折することがあり得る。闘争における究極の手段ないし方法としてみたばあい、非暴力的行動が、現実の闘争において、暴力にどの程度まで有効にとつて代わるものであるか、あるいはとつて代わるものであるかという点の評価については、人びとの見解は分かれている。しかし、その問題は、ドグマ、説教、もしくは格好のよい議論によつて答えの出せる問題ではない。それにたいして答えを出すには、広範な研究と調査が必要である。

歴史の全時期にわたり、多くの文化、文明、政治制度、闘争状況のもとで非暴力的行動は行使されてきた。そして、それは、圧制者を打倒し、ナチスを敗北させ、軍隊を動員不能にし、貧しき者、虐げられた者の手に権力をもたらしてきた。

しかし、にもかかわらず、暴力に完全に代替できる可能性をもつものとして、非暴力的行動を真剣に研究し調査するということは、今まで全然なされていない。なぜであろうか。その理由を明らかにすることは、恐らく重要であろう。しかし、そのことよりもさらにいっそ重要なことは、そうし

た無視ないし軽視の態度を是正し、非暴力的行動というこの政治技術の本質とそれが秘める潜在的可能性能について、周到な調査と研究の活動をいま直ちに開始することである。

## 日本語版に寄せて

不正、圧制、侵略にたいして有効な抵抗を行なおうと決心したとき、人びとがこれまで普通にとつてきた考え方は、重大な危機状況においては、国内的には暴力に、国際的には戦争に訴えるということだけが、勇気ある男女のとりうる道であるということであった。そうした危機にたいし、果てしもなく忍従をつづけ、抵抗もせずに屈従し、みじめな屈服の道を選ぶということは政治的に受け容れがたく、個人的にはその尊厳を冒し、国家民族的には屈辱的なこととしてぜひとも避けなければならぬとされてきた。

しかし——過去においてどのようなことが真実であつたとしても——国内的には暴力に、国際的には戦争に訴えるということには、今日では、それのもたらす社会的な、経済的な、そして人間的な破壊とそれによつて獲得される効果との比較といふ点から考えて、重大な欠陥のあることは免れがない。暴力を手段とするばあいに国内闘争の帶びることになる性格、現代の警察能力、そして軍事的兵器体系は、手段としての暴力に重大な不都合のあることを、われわれにたいして提示もしくは暴露するにいたつている。

今日では暴力の擁護者や行使者でさえ、それゆえ、その他の人びとであればなおさらのこと、国内や国際での重大な紛争のときに、暴力にとつて代わられるような有効な手段が現れてくれることを切望している。個人と政治集団の殆んどが、それどころか、軍人でさえ、暴力と戦争を暴力と戦争ゆえに

愛好するというのではなくなっている。重大な危機にさいして、暴力と戦争に代替でき、勇氣の徳をそこなわず、しかも実効性のあるような抵抗形態が未だ実在するにいたっていないということを見えてつているからこそ、彼らは——多くのばあい不承不承ながらに——暴力と戦争を必要だとみなしてきたのである。

政治的忠誠の対象を互いに異にする人びとにとり、また、国際社会に生きるすべての国民にとり、暴力と戦争は共通の問題である。今日の日本には、反戦の理念を高く掲げる「日本国憲法」にたいして忠誠を誓う人びとと、侵略にたいし日本は実効性のある、そして望むらくは自立的な国防能力を持つべきだとする人びとの間に緊張関係が存在するが、そうした緊張は、今日あらゆる国とあらゆる人びとを苦悩させている或る一般的な問題のより尖鋭な表現に他ならない。

ところで、暴力と戦争に代替しうる手段は果たして存在するであろうか。暴力を行使する圧制者と国際的な侵略行為とにたいして対抗できるものは、暴力と戦争だけであると考える一般の考え方は果たして誤っているであろうか。そうしたまさに重大な紛争にさいし、暴力によらなくとも実効性のあるような闘争方法がもしいつでも行使できるような形で実在しているとすれば、それはいったいどのような闘争方法であろうか。戦争に代替できるような政治上の等価物が果たして存在するであろうか。序論的な本書がまず最初に主張するのは、暴力と戦争に代替できるような非暴力的闘争の技術が現に実在するということである。次いで第二に本書が論ずるのは、非暴力的闘争の技術にかんして予め調査と研究を行ない、準備を重ね、然るべき訓練をさえ実施しておくなれば、この闘争技術は、国際

的な侵略者たちにたいして、その国のすべての国民が有効に行使できるようになるであろうということである。非暴力的技術のそうした行使が、本書においては「市民的防衛」と呼ばれるが、その意味は、侵略者にたいする非協力と公然とした権威無視とをその手段としながら、非暴力的闘争を遂行してゆく市民大衆こそが防衛の主体となるような国防、ということである。どのようなタイプの闘争方法や国防政策においてもそうであるが、市民大衆を主体とするそうした国防にかんしても、数々の問題が存在するであろう。

国内において生ずる難問や国際間に生ずる危機にたいし、万能の解決策など存在するはずもない。真に問うべき問題は、そのような点にあるのではなく、非暴力的闘争と市民的防衛を、政治的暴力と軍事的防衛にと、とつて代わるほど有効性のあるものにわれわれが仕立ててゆき、かくして一般の人びとや政府に、そうした非暴力的な代替手段への全面的な転換に踏みきらせるようにするということのようなことが果たして可能であるかどうかということである。

これは、それに賛成か反対かを表明すればそれで済むという問題ではない。周到な思索、調査、分析、討論、計画そして準備が必要な問題である。そうした非暴力的代替手段は、それが正義、自由、人間の尊厳、国家民族の独立のための闘争において有効な代替手段であることを人びとが承認するようにならないかぎり、人びとが採用するようになることはないであろう。われわれはいま、人びとからそうした承認をとりつけるための重要な突破作戦の関頭に立っているようと思う。いまこそあらゆる個々人が、あらゆる政治集団が、あらゆる大学が、防衛機関が、政府が、国内において行使される

暴力と国際間において行使される防衛戦争とにたいし、非暴力的闘争と市民的防衛が、果たしてそれらに実際にとつて代わることのできるような手段になれるかどうかについて、その探求と調査を開始すべき時である。もしノーであれば、われわれはノーである理由を明らかにすべきである。もしイエスであれば、正義、自由、独立のための闘争を非暴力的に遂行してゆく道を照らし出す国民と国家とは、人類史の歩みを変革し、正義の裏づけをもつ希望を人類にたいして回復することができるであろう。

原著者

序 文 ————— D・リースマン（ハーヴァード大学教授）

シャープ氏は非暴力的行動の行使方法を研究してすでに多年になります。ガンディーの有名な戦術および哲学を研究しただけでなく、植民地支配の下におかれた人民、占領下におかれた人民（例えばナチの支配の下におかれた人民）、および、工場労働者たちが行使した非暴力抵抗にかんする多数の事例についても研究を行なっております。本書はそうした研究の延長線に位置するものであって、非暴力的抵抗の諸側面にかんするエッセイに加えて広範な文献目録を収めています。大学の授業課程において役立つとともに、大学の外にあってこうした分野の調査研究に従事する集団および個人にとってもその研究に役立つはずです。

私の印象では、非暴力的抵抗というのは、大学において、当今流行のテーマとはなっていないように思います。青年層の一部と、それに、成熟の年令に達しているにもかかわらず彼らに追随する者たちとの間では、暴力にたいするその陶酔ぶりは尋常一様のものではありません。非暴力は自己抑制をその必要条件として持つものですが、そうした自己抑制の態度と比べますと、暴力の方には自己を外部に表出できるよう見えるという見かけ上の強みがあります。しかし、自己表出をそのように崇拜することになりますと、それは表出すべきものを限定してしまふような流行となってしまいますし、

また、自発性と衝動的態度が人間の価値ある性質だということになつてゆきますと、そうしたもののがいものがたやすく登場できるようになります。それにまた、「暴力こそが有効である」という広くゆきわたつてしまつてゐる見解——ある人びとはそれを不承不承ながら、またある人びとはそれを自ら進んで、受けいれているわけですが、——が存在します。そうした見解の正しさを裏づけるために、しばしば、特定の側面を選び出してそれを大いに強調するということが行なわれます。しかし、当の社会全体にとつてみると、暴力にかんする収支のすべてが黒字になるというわけではありません。例えば、暴力をその方針としている黒人たちは、特定の大学もしくは都市において一時的な成果を挙げることになつたかも知れません。しかし、その反面では、ロナルド・リーガンのような人物が知事に当選するのを助けたり、あるいは州や国のレヴェルでその他のより重大なマイナスとなる結果を招来しているのです。同様の例は他にもあり、急進的な白人学生たちは、大学を一時的な閉鎖へと追い込んでゆき、場合によつては、ロナルド・リーガンの勝利をさえ自分たちに有利であると見なすかも知れません。しかし、彼らの戦争は今日なお継続中なのであって、その結末を彼らが見てしまつてゐるわけではありません。それに、極左のジョン・ウェインとでも呼ぶべき著しく暴力に傾斜している彼ら学生にたいしての臨床結果から見てみると、この場合にも暴力にかんする収支はすべてがすべて黒字になるというわけではありません。暴力が一種の常用薬にひとたびなつてゆきますと、人の性格は変質してゆき、その他のより寛容な衝動は抑圧されるようになります。人びとは野獸化し、しかも、社会が自分たちをそのようにしてしまつたのだと断言して憚らぬようになります。

抵抗を試みようと試みまいと、また、どのような方法で抵抗を試みようと、少数派が押しつぶされてしまうことに恐らくなるような状況というものは確かにあります。しかし、非暴力的行動は、いかなるばあいにも、高度の規律と一貫性をその条件とするものですから、それが課する物理的災厄の方をしばらくおくなば、暴力行使するばあいに比べ、暴力の生み出すマイナス的な結果を減少させることになります。アメリカ国民の間には無政府的で衝動的な暴力行使に向かいやすい傾向がありますから、お馴染みの歴史的推移<sup>シナリオ</sup>の幾つかを、非暴力的代替手段行使した場合を心の中に描きながらあり返つてみると、ことのほか大切であるよう思います。まず最初に、場ちがいな例であるよう見えるかも知れない例を取り上げてみますが、例のペール・ハーバー攻撃にたいするアメリカ国民の反応を考えてみると、あのときアメリカ国民が、われわれはアメリカの領土を防衛しようとするとものであるが、日本の本土にたいし攻撃的戦争を推し進めようとするものではない、と宣言したかも知れぬなどということをひとは想像できるでしょうか。そのようなことにはならずに、わたしたちは、ほとんど本能的な復讐欲に駆られ排外心を爆発させつゝ事態に反応したのでした。それとも、別の歴史的事例として、多数の黒人闘士と白人の支持者たちが映画「アルジェの戦い」にたいして示しているあの愛好ぶりを考察することにしてみましょうか。彼らはこのセミ・ドキュメンタリーの映画を、アメリカの都市における都市ゲリラ戦の戦略を示唆するものとして受けとっています。しかし、今日ではアルジェリア人の或るものは恐らくこう述べることでしょう。そうしたゲリラ戦のなかで人びとはその残酷性をエスカレートさせてゆき、同胞を恐怖の中におとしいれたが、その間に育くまれ

た憎悪のため、植民地解放後の状況にたいして準備することがアルジェリアにとって不可能になるか、もしくは、誤った準備をすることになった、と。非暴力的行動にもとづく、より時間をかけ、より漸進的でしかも危険の点では恐らくまさるとも劣らぬような政策の方がよりよきアルジェリアを生み出すことになったかも知れません。無差別テロはアルジェリア人にこの上ない災厄をもたらすことになり、アルジェリアの民族主義的で急進的な運動相互の間の派閥的対立を解消してゆく上では今日にいたるまでなんの役にも立っていません。それに、多数の人びとがすでに指摘していますように、アルジェリアの場合には、言語も皮膚の色も別な、ある外国の尊大な権力と、つまり、アルジェリアの外に追い出すことのできるような歴とした少数者と交渉をしていたわけですが、アメリカの都市居住の黒人の場合、都市内部のゲットーの改善に必要な資源を手中にしている白人を追い出して、それらを自らの手中におくようになるという事態を想像するのは困難なことです。<sup>(注1)</sup>

一〇年前に核攻撃にたいする民間防衛について議論の行なわれたとき、当時少数派の観点であった立場から外交問題と戦略問題とを取り扱っていた「コレスポンデント」という雑誌の編集に私は手を貸していました。そのとき、わたしたちは、例の民間防衛推進運動のもつ攻撃的な意味合いとは対照的に——この運動は、もしそれが成功をおさめていれば、まるでわれわれアメリカ国民がソ連邦攻撃を企てでもいるかのようにとられかねぬものでした——非暴力的防衛を積極的防衛の一形態と見なし上でそれにかんするさまざまの問題を論じました。ホップス的世界に住む国民は或る種の防衛を必要とするものであり、人びとにこれとちがつた確信を持たせるようにすることは政治的な意味では不

可能である、というのがそのときのわたしたちの考え方でした。今日、ヴェトナム戦争の推移について新たに急進主義の道を歩み始めるようになった多くのアメリカ国民たちは、ナショナリズムにたいして反対の態度をとつており、それが防衛問題にかんするそうした種類の議論に終止符を打つてしまつたかのように見うけられます。多くのアメリカ国民たちは、問題はいまやアメリカの内部にしか、つまり、われわれ自身の好戦性と帝国主義にしか存在せぬ、と確信しています。ですから、肝要な問題は、ヴェトナムにおけるわれわれの敗北を確実にすることだということになり、アメリカの戦略にかんするそれ以上の問題はなに一つ生じてくることはないだろうということになります。もしも人生がそれほどまでに単純なものでしかないというのであればそういうことにもなるかも知れません。ナショナリズムにはしばしば自民族至上主義と好戦性とが付きまとですが、わたしたちがそうした点をどのように遺憾に思つてみましても、ナショナリズムそのものは現代世界においては依然として最も強力な世俗宗教です。そして、話は逆説めきますが、その人自身の国、その人自身の土地(turf)にたいする強い愛こそが非暴力的戦略にかんする真剣な考察には不可欠のものであるようになつたのは思われるのです。もし自国の軍国主義者にも他国の軍国主義者にもひとは屈服してはならないのであれば、自国のために危険を冒す用意がなければなりません。実際、甲の国の軍国主義者は乙の国の軍国主義者と互いに手を握り合う関係になつてしているのでして、軍拡競争をうまくエスカレートさせてゆけるような場合にはいつでも自国の国民の利益に反した行動をとるものです。しかし、形の上ではそれと似ていることになりますが、非暴力的代替手段に关心を持つ人びとは、マルティン・ルーサー

・キング・ジュニアが、アーメダバッドでガンディの学んだところを、ミシシッピーにおいて実行に移すべく努力することが可能であつたという事実に端的に示されていますように、国境を越えて互いに手を握り合う同盟者なのです。

小国を愛することの方がより容易であり、また、いさきか逆説的ですが、小国を防衛することの方が或る意味ではより容易であります。と/orいますのは、ナチス占領下のデンマーク国民がそのよい例となつてゐるからです。小国であれば占領の危険あるいはいわゆる「解放」の危険でさえそれを極小のものにするために非暴力的抵抗を行ふことができます。核兵器を保有する我が国のような大国にあっては、その核兵器が、安全を實際には減少させ、人びとの不安をさらに高めてゆくことになる避雷針のようなものでしかないということが誰の目にも明らかになつております。——シャープ氏もまたそのように考えてゐます。そうした大国にとつては、その潜在的な敵対諸国と相対しながら大量破壊兵器体系(apparatus)の撤去を開始してゆくための方法として非暴力的代替手段の調査研究を行なうことが必要となります(非暴力的行動がさらにいつそうの成功をおさめ、人びとがそれにたいしさらにいつそうの信頼感を抱くようになるまでは、最小限の核抑止力を一種の保障として水底の安全な貯蔵庫に保持するということに恐らくなるでしょうが)。ですから、自國を愛しながらも自國のために憂慮する軍人たちも、自國から完全には疎外されてはいない反軍国主義者たちも、非暴力的防衛の可能性と手順についての戦略的な論議にかんしては十分に協力し合える余地があるわけです。

シャープ氏のこの書物は、そうした方面におけるいわば「前菜」に相当するものといつてよく、フルコースの食事として出されたものではありません。氏は、研究を必要とする多くの調査分野についてその輪廓を描き出していますが、首尾一貫した政策としての積極的な非暴力的行動（nonviolent activism）に必要な自尊と相互信頼の精神を発展させてゆく上で、主だった諸集団、もしくはある国民全体の社会的性格がそれをどの程度まで促進もしくは妨害することになるかという問題については、氏自身が直接タッチするということはしていません。また恐怖を示すことを、また時としては非暴力の態度を維持することをアメリカの男性たち（といいましても、政治および文化のスペクトルに沿つてもさまざまのタイプが生存するわけですが）に恐れさせている、例のアメリカ的雄々しさについての問題にかんしても氏はそれを取り上げてはいません。アメリカの男性たちを詰責したり、誘惑したりして暴力へと立ち向かわせたり、あるいはそれから遠ざからせたりするさいのアメリカの女性たちの役割と彼女たちの民族的および社会階級的背景とその役割との関連につきましては私たちは殆んどなにも知っておりません（シャープ氏はより強大な力にたいする非暴力的防衛の比喩として「空手」と「柔術」<sup>じゅじゅつ</sup>という言葉を用いていますが、女性解放運動を推進しようとする見解のなかには、そうした比喩を象徴的なもの、もしくは示唆的なもの以上のものとして受けとっている向きもあります）。アメリカ国民に見られる団体精神と無政府的衝動との間の微妙な相互規定の弁証法は、非暴力的防衛の要求する規律をことのほか困難なものにするのではなかろうかと私には思われます。もつとも、そうした規律の方面については、アメリカン・フレンズ・サービス・コミッティーに属する諸集団によ

るさまざまの訓練実験に加えて、平和デモにおける行進世話係(marshals)のしばしばに及ぶ活用が、そうした自己規律のいつそその発展の可能性を絶えることなく存続させているわけですが。

しかし、そうした可能性を完全に現実のものとしてゆくためには、忍耐心に乏しいという欠点を減らすことが不可欠の条件です。つまり、危機の中にあるとあっても、絶望や自己表出の崇拜から生まれてくるヒステリカルな反応を自ら進んで避けようとする態度がなければなりません。忍耐力が欠けると、代替手段にたいする細かい心配りができるにくくなり、しばしば、われわれの社会はどうしようもなく腐敗していく抑圧的であり、したがってそれについて研究すべき余地はもはや全く生存せぬといったことをもち出してきて、それにあぐらをかいてしまうことになります。

そうしたふうな議論をする若者たちの大半は、もちろんのことですが、全体主義的社會にかんしてはなんらの直接的経験も持つておらずではありません。過剰管理の社會にたいするそうした若者たちの恐怖は、一面では何をしてもとやかく言われることがないという彼らの現実の経験から生じている結果であるとともに、他面では、例えば、しばしば気紛れに事を行なつても系統的に事を進めることのめったにないわが国の警察との偶発的な衝突から得た経験の結果であると思われます。恐らく彼ら若者たちも、全体主義社會の力を過大評価する傾向がこのアメリカにずっと続いているが、それをうけついでいるのだと思います。私は一九五一年にこう論じました。わたしたちアメリカ人は全体主義社會におびえおののいてしまい、そのため、全体主義社會がどの程度までわれわれの側からの浸透を許すものであり、どの程度まで無力なものであるかについて見定める力を失なつてしまっている、全

(注2)

体主義社会は人びとを殺害することはできる、しかし必ずしも人びとを支配することができぬ、と。それはともかくとして、大多数のアメリカたちは、反体制文化(counter-culture)の花盛りを示すいたるところに見出される証拠を前にして、大学の急進派と戦闘的な黒人闘士たちの主張する抑圧についての論議を、理解しがたいものと考えています。しかにもかかわらず、このアメリカ合衆国にあっては右翼によるクーデターは考えることのできぬものではありません。もつとも私は、そうしたクーデターの可能性を、社会統制が今日以上に崩壊してゆき、社会的紐帶が今日以上に解体してゆくという可能性よりは、多分、より小さいであろうと考えています。しかし、そうした可能性がどうであろうとも、非暴力的代替手段にかんする研究は、国内および国外からする災厄にたいして保障を提供するものであって、しかも、それは、軍隊と兵器が——このばあいには先細りの形ですが——提供する保障と同種類のものです。軍隊と兵器を防衛の手段として用意するときには、人間の才能と物的資源とをあらぬ方に振り向けることにより、国内社会にたいして損害を与えることになります。それにひきかえ、非暴力的代替手段にかんする科学と技術についての研究、調査、実験の場合には、生き残るために必要な資源ないし必要な保障は、私たち自身および私たち相互の関係に他ならず、したがつて、それらに私たちの注意を向けさせることになり、社会にたいしては益することはあっても害することなどはそもそもあり得ぬ、というように私には思われます。

注

1 ワルター・メッシガーアは、「Daedalus」<sup>1970年夏号（第九九巻五六八—六〇八）</sup>における「大学の権威の危機」の中で、アメリカの黒人の間に見出される脱繩取 de-exploitation の戦略と脱犠牲 de-victimization の戦略にかんし、有益な区別を試みています。

2 リースマン「全体主義権力の限界にかんする若干の考察」（「なんのための豊かさ」 Doubleday, 1963 に再録）八〇一九一と六一八頁における議論を参照。

# 第一章 現代政治における創造的闘争

— Creative Conflict in Politics —

今日、国内および国際政治において、闘争とうら問題を前にすると、われわれは、ある明白なデイレンマに直面せざるを得る。そうした政治闘争をたたかうとする、またたたかねじふる、とかく悲惨な結果に通ずるところとなり得るからである。

現代の政治闘争を象徴する事件の一、三を念頭に浮べてみよう。ヴュトナム、カンボジア、チエコスロvakia、ジャクソン大学事件、ケント大学事件、中東、ケネディ兄弟およびキングにたいする暗殺、ファシ、ニューアーク、ギリシャ、北部アイルランド——明日はどのような事件が、そうした象徴となることであらうか。僅か数年前には、そうした象徴となる事件は、スペイン、アルジエリア、ハンガリー、アンゴラ、ベルゼン、ドレスデン、ヒロシマ、であった。以上の事件はすべて、政治闘争の現代的な方法にはらまれている数々の重大な危険性とともに、政治闘争を有効裡に遂行してゆくための手段にたいする緊急の必要性をもわれわれにたいして指摘している。

数々の事件において争点となつてゐる問題はいづれも現実的な問題であり、したがつて、こうした

闘争から出てくる帰結は、人類がいかなる未来を——もしもなんらかの未来が存在するというのであれば——もつことになるかを大きく左右することになるであろう。それらの争点はいずれもまさに闘争に訴えるに値する問題に他ならぬ。屈従と闘争のいずれもがわれわれを悲劇に導びくとすれば、そこにディレンマが必然的に生じてこざるを得ぬ。では、「政治における創造的闘争」なるものを、われわれはどうにすれば真面目な意味で語りうることになるであろうか。

もし、その人が政治闘争という問題にたいして出されてきた伝統的な回答を全面的に十分なものとして是認するのであれば、そのばあいには確かに、その人にとりそうした可能性は存在せぬ。伝統的な回答にあつては、その多くがその動機において高貴である。特定のタイプの状況のもとでは、その多くはきわめて有益でもある。またその多くは過去においては有益なる貢献を果たしており、それどころか今日においても依然として、未来において演すべきある役割を保持してきえいる。しかし、政治闘争を処理してきたそれらの方法も、今日われわれの直面している問題にたいしては十分な回答を提出するものではないという事実、この事実が直視されなければならない。

そうした伝統的方法の幾つかを、ごく簡単に考察してみよう。それらの方法のあるものに關し、ひらく承認されているメリットはあまりにもよく知られているので、ここに再説をする必要はなかろう。われわれとしては、こうしたメリットはたとえメリットとして認めるとしても、今日の状況のもとではこうした手段がなぜ不十分なものであることになるかという、その理由を問題にしてみることにする。

## (1) 原因をとりのぞく――

この方法は、長い目でみるならば役に立つであろう。しかし、そうした方法を通じての努力にもかかわらず進展して止まぬ現在および将来の闘争にかんしては、われわれはなんらの解決も与えられなままに放置されることになる。さらにいえば、現実の問題が争点となつていてばあい、そうした闘争のよつて来る所以を知つてみても、それはその闘争を取り除くことにはならぬ。また、そうした知識は、それ自体悲劇的であるような闘争手段に訴えることを阻止するということにもならぬ。

## (2) 相手側に関する理解を増やす――

これは問題解決にたいし重要な一助とはなる。しかし、われわれの問題にたいする自明な解決にはなんらならぬ。相手にかんする理解は、問題となつている争点を取り除くことはできないし、また、それは権力関係に影響を及ぼすこともない。ケースによつては、相手側のイデオロギーと意図とをより完全に理解することは、かえつて闘争そのものを激化させさえするといふばあいもありうる。

## (3) 妥協――

この方法は、原理にかかわる重大な問題、もしくは、その社会の基本的な方向ないし意図にかんする重大な問題がなんら争点となつていなかぎり、多数のタイプの状況のもとできわめて有効である。しかしながら、そうした重大な問題の含まれているばあい、道徳的な意味でも政治的な意味でも妥協が危険であるような争点が存在することになる。そうしたケースにあつては、なんらかの形態の暴力的闘争が、これまで通例、最後の拠りどころとなる手段であった。

#### (4) 交渉、和解、調停――

これら の方法は、多数の闘争においてその解決の重要な側面をなして いる。それらの方法には、しばしば妥協が含まれており、したがつて、妥協のもつ長所短所がこのばあいにもあてはまる。さらにいうと、双方が受けいれることができるように結果がそれらの手段によつて得られぬばあいにはその背後にどのような闘争もしくは制裁の手段が残されることになるか、という問題がそこには存在する。

#### (5) 民主的諸制度――インスティチューションズ

それらの諸制度が問題解決の一助となることは認めるとしても、それらが全面的に十全なものであるということはいえぬ。なぜなら、(a) それは、あらゆるところに存在しているというわけではない。

(b) 名目だけの民主的な国家は、これまで非民主的で非人間的な行動をとつてきている。(c) そうした社会の国内的権力構造が、民衆側のコントロールにたいする民主的政府の反応の仕方に、事実上の制限を加える可能性がある。そして、(d) 国内における広範な転覆活動、ゲリラ戦争、暴力的反抗、クーデター、および外国による軍事侵略にたいし、暴力的闘争に訴えることなしにそれらを処理しうるような制度化された方法といふものは、議会制のなかにはなんら存在しないからである。

#### (6) 世界政府――

国際的な機関および機構のもつ価値を否定するものではないが、国と国とのあいだ、それどころか国の内部における闘争についてさえも、それらの投げかける今日的な問題の主要な解決方法が、そ

した世界政府のうちにある、というような説をなすことは、(a)重大な国際的闘争に加えて、権力闘争ということそのことが存続する限り、そうした超国家の樹立される可能性は小さいこと、(b)世界中のいかなる地点における闘争をも鎮圧するに足る権力を、あるひとつの世界的政治組織に集中することに含まれる、自由にたいしてのさまざまの危険、および、(c)そうした制度の下では「世界的な内戦」を処理する平和的な方法が欠如すること、以上の諸点を無視することに他ならない。

#### (7) 暴力革命——

抑圧者との闘争において、人びとがさいごに訴える伝統的な方法は、暴力革命であった。暴力革命のもたらす長期的結果をめぐる問題はしばらく措き、そうした対応の仕方には、その欠点としてつぎの二つの限界がある。(a)勝利の可能性は、今日では、革命家がその成功のために軍事的手段に依存する度合い、および、相手側がその手中に優越した軍事的な手段を集中した近代国家となっている度合に比例して、減少していく。(b)そうした状況に対抗するための国外からの軍事援助の可能性は、世界的な権力闘争における立役者がそれにまきこまれることになるばあい、ことに戦争の拡大という眼前の危険のために、減少してゆくことになるが、もしくは、きわめて危険な性質のものとなつてゆく。

#### (8) 戰争——

かつてはどのようなことが真実であったにしても、**大規模**<sup>メイ・シヤ</sup>の戦争を、闘争の遂行もしくは闘争の解決のための合理的な手段として行使することはもはや不可能である。抑止力にかんする理論でさえも数々の重大な危険性を含んでおり、その主張を認めるとしても、せいぜいのところ、それは他の手段

を持ちこむまでの時間かせぎの手段でしかない。

(9) 相手にたいする挑発を避ける――

国外からの軍事的脅威を招く唯一の原因が、相手にたいする挑発的な軍備にあるとする見解は、そうした挑発が全く存在しなかつたにも関わらず行なわれた侵略的軍事行動のその他的原因やそうした侵略的軍事行動の事例を無視するものである。

(10) 無感動<sup>アバラン</sup>と無気力――

問題が巨大なもののようにみえていくにつれ、そして、それらにかんして何か有効なことを個人が行ないうる可能性が小さなもののようにみえていくにつれ、とにかく努力してみるとことさえ全く無意味である、とみなす態度が広まつていく。そうした態度が広まつていくと、それは、重要な問題および闘争にたいするアペシードを増大させ、ますます陰険になつていく社会統制上の諸々の手段の進展を助け、そして、ある新しい形態の圧制を恐らく結局は迎えることになる、という一連の経過を促進する一因ともなつていく。

闘争にたいする以上のような対応のうち、そのあるものは十分ではなく、また、他のあるものは望ましくないということのひとつのは理由は、さまざまの形態の暴力的闘争がこれまでに果たしてきたのと同様の機能をそれらは果たさない、という点にある。これまでにあつては、闘争にかんし受けいれるいかなる解決も交渉その他によつては得られる見込みが全くないといふばあい、人びとには常

に、相手側の主張への無抵抗の屈服にとって代わる道が残されていた。つまり、人びとは、受け入れうる解決がやがて得られることを期待しつつ、さいごの手段として暴力に訴えることができたのである。

しかし、そうした暴力からでてくる結果の多くは望ましいものではなかつた。道徳的には、そうした暴力は、多くの人びとにとり後口あとくちの悪いものとなつた。その上さらに、多くの戦争においては、人道的な争点もしくは原理にかかわるような問題は、実際には全然問題となつておらず、したがつて、それらの戦争は人類にたいし害こそあれ、なんらの益ももたらすものではなかつた。

しかし、原理にかかわる重大な問題が争点となつてゐるばあい、暴力的闘争は、人びとを一種の無力感から解放し、人びとが自己の信念と目的のために闘うことのできる手段——たとえそれがいかに不十分なものであらうとも——を提供してきた。そのようなばあい、多くの人びとにとり、暴力は正当化できるもののように思われた。いわゆる「話し合いトーキング」が失敗に終わったとき、多くの人びとにとり、無抵抗と黙従は道徳的にも政治的にも受けいれられぬものであつた。

しかし、闘争の処理方法としてさきほどあげたその他の方法は、そのいづれもが、暴力的手段の果たしたと同様の機能を果たしうるような代替手段を提供するものではない。このことは疑いもなく、なぜかくも多数の人びとが、心進まぬながらもさまざまの形態の暴力的闘争にたいし、一貫してその必要を認めてきたかということのもつとも重要な理由のひとつである。

多数の国々において、そしてまた、若干の政治体制のもとでみいだされる権威主義、全体主義へ向

かおうとする外見上の傾向にたいし、もし効果的に挑戦を行ない、それを逆転させることがないならば、社会や政治の領域における独裁組織はおそらくますます拡大していくことであろう。

軍事力と近代兵器の発達の結果、暴力的闘争という究極的な行動手段は、そうした危機的事態にたいして、有効な闘争方法がきわめて必要になるというまさにその時点において、少なくとも理性ある人間にとつては、その方法選択の範囲から排除されるにいたつている。したがつて、われわれは、ある外見上のディレンマに直面することになる。すなわち、そうした闘争をもし遂行しないならば、そのはあいには重大な危険が存在する、しかし、もしこれまで受けいれられてきた方法によつてそうちた闘争を遂行するならば、そのはあいには、よりいつそ大きな危険さえが存在する、ということになるのである。屈従をいさぎよしとせぬ人びとは、そうした危険が予想されるにもかかわらず、暴力革命もしくは戦争に訴えるということになるかもしだれぬ。あるいはそれとも、出口が全くわからぬため、人びとはアペシード逃避主義にしだいしだいにすべりこんでいくということになるかもしだれぬ。

かくして、ひとつの重大な問題が、つまり、行使する手段が重大な災禍を生みだすということにならざにそうした闘争を遂行する方法は果たして存在するか、という問題が答えの与えられぬままに残ることになる。闘争の原因となつてゐる当の根本的な問題が妥協を許さないような性質のものであるばあい、どのような手段に依拠するならば、その有効性の点では少なくともその他の手段に劣らず、しかもそのもたらす結果は、闘争がそのために開始されることになつた原理や人間性を破壊しないといふことになりうるであろうか。

われわれがこれまでに暴力に依存してきたようなケースにたいして適用できるような創造的な闘争の手段は果たして存在するのであらうか。当の闘争を効果的に処理し、しかも、より人間的な社会秩序の生成への一助となりうるような闘争手段は果たして存在するであろうか。

現代の政治闘争の直面しているそうした悲劇的事態にたいし、われわれの提出する答えは、闘争を人間社会の不可欠な要素として受け入れるものでなければならぬ。こうした闘争に敢然として立ち向かい、それを遂行し、そしてそれを解決していく、というような創造的手段をわれわれの答えが用意する、その度合いに応じて、こうした答えは、当の社会がより高度の内的な一貫性と統合性を発展させていく上で、その一助となることであろう。

われわれが必要としているのは、有効性をもち、権力の現実に対処しうる反面、状況を創造的に処理し、人道的な理想と両立しうるような社会関係と社会秩序との発展に貢献しうるような闘争遂行の技術なのである。

こうした長所を、しかもよりいっその研究に値するほどに十分にもあわせていると思われるある技術についてすでに若干の経験が存在している。それゆえ、こうした技術の適用されたいいくつかのケースにおいて事のなりゆきをごく簡単にスケッチしてみたい。

## ノールウェイのスポーツ・ストライキ

ノールウェイがナチに占領されたとき、ノールウェイ人は、ドイツ人に対してもノールウェイのフ

アシスト政党「ナショナル・サンムーリング」に対しても政治的協力を幾度となく拒否した。そうしたレジスタンスのうち比較的知られていない部分のひとつは、ノールウェイのスポーツ・ストライキである。

一九四〇年の夏、ある地方に駐屯するドイツ軍の士官が、その地方のフットボールチームに対し、ドイツ兵のチームと試合をするように求めた。最初のうちは、そうした試合は行なわれた。しかし、ノールウェイの二つの全国的スポーツ組織が、一九三九年の秋に、支部に外国チームとの試合を禁ずる方針を出しており、この方針を根拠にして、そうした試合はまもなく停止された（この指令は、すでに交戦状態にあるヨーロッパの緊張のさなかにおいて、ノールウェイの中立を維持することを意図して出されたものであったが、ナチ侵略前のそうした政策が、やがて、ドイツのそうした申し入れを拒否する手段として役立つことに人びとは気づくようになったのである<sup>(注1)</sup>）。するとドイツ人は、ノルウェイのスポーツクラブに加入しようとした。士官はとりわけテニスクラブを探し出した。ノールウェイ人は望ましからぬメンバーのそうした流入をうまく拒否した。ドイツ側のプレッシャーが非常に執拗であるばあいには、ドイツ人は一週間のうち一日か二日そのテニスクラブを徵発するか、それとも賃借りをするということに話が決められた。その日にはクラブのメンバーは完全にコートを離れて侵略者とプレーを交えることを拒否し、ノールウェイ人ととの間に友好関係をうち立てようとするナチのそのような試みを挫折させたのである<sup>(注2)</sup>。

一九四〇年の九月上旬、これら二つのスポーツ組織は、そうした政治状況もしくは新政府からなん

らの影響も受けることなく合体して「ノールウェイ・スポーツ連盟」を作った。しかしながら、九月二五日に、勤労奉仕とスポーツを担当する「人民委員的な大臣」としてアレックス・スタングが任命されることになった（スポーツに対するこの人物の関心はそれまでスポーツ界には知られていなかつた）。作られたばかりの新しいノールウェイ・スポーツ連盟の委員長、オラフ・ヘルセットは、すでにスタングと二度会見していただけでなく、さらに電話で二度にわたって連絡をとり、スポーツ組織の自治と独立にはいかなる介入もあつてはならない旨の明確な意思表示を行なつてあつた。また、九月一二日に、この新しく統合されたスポーツ組織は、隣接諸国とのあいだで国際的なスポーツ試合を行なうという提案の拒否を申し入れてあつた。一〇月一日にスタングは、あるラジオ談話において、すべてのスポーツ青年にたいしこの新しい組織に結集するよう力説し、その翌日、同組織にたいし、国際協力にかんする禁止事項は、今日以降撤廃される旨の指令を出した。ノールウェイ・スポーツ連盟の活動を規制しようとするそうした試みがさらに続いた。ついに、ノールウェイ・スポーツ連盟運営委員会は、全国の支部にたいし、スポーツ組織にたいして党派的統制を加えようとするファシストの今までの試みにかんする委員会の方針を示す回状を送付した（その写しは、次のような添え状とともに、すなわち、もし勤労奉仕とスポーツを担当する同省がその定めた方針をどこまでも固執するならば、当運営委員会の存続は不可能となる旨の添え状とともに、アレックス・スタングの手許にもとどいた）。その回状には、同委員会がその活動を継続しうる立場には全然おかれていないと自らをみなし、したがつて、状況を処理するための細部事項は連盟のメンバーにゆだねる旨の内容がそれと

なく示されていた。行動にかんする指令もしくは行動方針に関する勧告のようなものはなにひとつ述べられていなかつた。

一月二三日、スタングは、ノールウェイ・スポーツ連盟の設立と彼の省の作成した同連盟の憲章とを発表した。それによると、加盟組織の解散は、彼の省の許可のないばあい、禁止され、また、それぞれのスポーツ組織に対しリーダーが任命され、選出による委員長もしくは委員はもはや存在せぬことになつた。

一人の例外を除けば、任命されたスポーツ官僚のすべてが、スポーツにおけるこの新秩序に協力することはできぬ旨、決議した。抗議の書簡が起草され、スタングのもとに送られ、やがて、回状および非合法新聞の形で、配布された。その回状は、国家のそうした活動はノールウェイのスポーツにより有害で、かつ、法を蹂りんするものであるとの警告で結ばれていた。スポーツ官僚は、スポーツ組織の金庫の鍵と記録文書をスポーツ省に引渡し、法的・道徳的および経済的責任はいまや担当の国務大臣にあるとの声明を発表した。

それから以後の行動に対するイニシャチヴは全国いたるところのさまざまのスポーツ団体の成員の手中にあることは明白であつた。そうした行動に対する最初の機会はほとんど間髪を入れずにやつてきた。

国際試合にたいする禁止事項の撤廃が声明されるかされぬうちに、ノールウェイとデンマークとのレスリング試合にかんするさまざまの企画が樹てられた。それらの試合の行なわれることになつてい

たテーンスベルグにファシストのスポーツ官僚が到着したとき、参加するはずの六四人のノールウェイのレスリング選手たちはそのすべてが不在であることを知らされた。ナショナル・ザンムリングの支配以前、ノールウェイ・スポーツ連盟の委員長であったオラフ・ヘルセットは次のように書いた。「そしてそのことを通じ、スポーツ戦線が事実上創られていった。能動的なスポーツ青年たちが新秩序となんのかかわりも持つまいとしていることは、いまや明白であった。そうしたスポーツ戦線を維持することがいまや必要であつた」<sup>(注4)</sup>。

少數の例外を除けば、ファシストの支配するスポーツ組織のいっさいの活動が占領のあいだ終始ボイコットされた。こうしたボイコットには、公式のスポーツ行事やスポーツ試合に対する参加と出席が含まれていた。(非法で非公式のスポーツ試合は行なわれ、しかも、沢山の出席者を集めた。公式の試合はそれにひきかえ、ほとんど観客を集めなかつた。)

ヘルセットは、後になつて、こうしたストライキを「……ドイツ人の出席するスポーツ試合へのあらゆる参加要請に対する無条件的拒否、さらには、『新秩序』のためのスポーツ運動の一環たるべきとする布告に対する無条件的拒否」とみなし、「……そして、レジスタンスの運動全体に対して、こうしたストライキのもつ道徳的な意義は、次の二点に、すなわち、それがドイツ側の行政的攻撃に対してなされた最初の組織的な反撃であつたこと、および、戦争の存続する限り、あらゆる圧迫にもかかわらずそれが継続されたことにあつた」となしている。<sup>(注5)</sup>

こうしたスポーツ・ストライキは、上からの指令にもとづいて行なわれたのではなく、むしろ指導

者の足許から、しかも、全国いたるところのスポーツ団体の内部から、生じてきた。その時期のレジスタンスの分析を行なつてゐる政治学者トーマス・ワイラーは、スポーツマンのそうしたレジスタンスが、「ほかの組織が、そののち、形態を変えて『新秩序』のもとでもなお存続を続けるか、それとも、自らの活動を放棄するかという選択に直面させられたとき、進むべき道を照らす手本となつた」と指摘している。<sup>(注6)</sup>

この時代にかんする優れた歴史家マグネ・スコドヴィンはつぎのように書いてゐる。

「そうしたスポーツ・ストライキは全国に広がつていき、青年の大多数を結集した。スポーツ人口が、スポーツ・グランドから、さらには、新聞の運動欄から、その姿を消し、公式の場に姿をあらわすことを完全にやめたとき、そのことに気づかぬためには、ひとは全くの馬鹿であるか、それとも、隠者にも似た存在であるかでなければならなかつた。ドイツ人とナジヨナル・ザンムリングとはスポーツマンたちが試合を拒否したとき、重大な敗北を喫した。そして、ある程度目覚めているノールウェイ人であれば、そのことを通じて示される行動の手本にたいし、盲目であることはできなかつた。」<sup>(注7)</sup>

非協力にかんする以上のような手本は、そのほかの職業団体、例えば、教師たちの団体によりうけつがれ、ノールウェイにおけるファシスト的組合国家の樹立を阻止した。こうしたスポーツ・ストライキは、一九四五年六月三日まで正式に中断されることはなかつた。そしてその日、数千のスポーツマン、そして時には、数多くの群衆も加わるパレードが、ノールウェイの全土において、闘争

の終結と新しい自由なスポーツ活動の開始とを慶賀したのであった。

## インド

一九二〇年代の終わりに、暴力革命の擁護者たちは、かなりの追随者を獲得し、爆弾も一再ならず投げられた。しかし、インド国民会議は、ガンディーの指導を受け入れ、自治の獲得をめざす非暴力的キャンペーンを組織していった。

一九三〇年のキャンペーンにたいし、ガンディーは非暴力的非協力と市民的不服従をその方法として選んだ。彼は、政治要求のプログラムと非暴力的反抗のプランとを細目にわたって定めた。インド総督にたいする数々の訴願によつても、譲歩を引きだすことができなかつたからである。

まず、最初は塩税法（それは重税と政府による独占「専売」とを押しつけるものであつた）に焦点をしぼり、ガンディーは塩をつくるという行動を通じて市民的不服従を実行に移すべく、海岸への「二六日行進」に弟子たちとともにに出発した。彼の行動にたいする賛否を比較考慮したのち、政府は彼の逮捕を後日まで延期した。

ガンディーの製塩は全国いたるところで行なわるべき非暴力的大衆反抗にたいする合図であつた。運動の進展につれ、大衆集会、巨大パレード、煽動的演説、国産以外の綿製品にたいするボイコット、および、アルコール販売店と阿片窟にたいするピケットが実施された。学生たちは国立学校を離れた。インドの国旗が高々と掲げられた。政府職員にたいする社会的ボイコットと短期間のストライキ

(hartals) が行なわれ、政府職員、立法機関および各種委員会の議員ないし委員がその職を辞した。

政府機関はボイコットされ、外国系の保険会社、郵便・電報事業も同様であった。多くの人びとが納税を拒否した。あるものは肩書き・称号等々を放棄した。政府保有の塩にたいする非暴力的攻撃と

押収が行なわれた。

政府はそうしたキャンペインの初期にガンディを逮捕した。およそ十万のインド人（一万七千人の女性をふくむ）が投獄されるかあるいは抑留キャンプに抑留された。殴打・傷害・検閲・発砲・没収・脅迫・罰金・集会および結社の禁止、等々の手段がとられた。ある者は射殺された。

その年のうちに、政府の正常な機能は重大な打撃をこうむり、他方、抵抗した人々も、大きな苦痛を味わった。そしてついに、ガンディと総督との間の直接交渉によつて定められた条件のもとに、休戦が合意されるにいたつた。

民族主義者たちに対し数多くの譲歩がなされた。しかし、実際の条件は民族主義者たちにとつてよりも、政府側にとってより有利であった。しかしながら、ガンディの目からみれば、インド人の間にしてそのようにして湧きあがってきたところの力は独立がもはや否定し得ないものであることを意味しているということ、および、非暴力的反抗者との直接交渉に参加しなければならぬ対等者と見なすに至つたという事実、そり、政府は、インドを、その代表者と交渉しなければならぬ対等者と見なすに至つたという事実、それらの方がはるかに重要であった。そうしたことはチャーチルにとつては氣を転倒させることであつたと同じく、ガンディにとつては彼を勇気づけるものであつた。

南インドのトゥラヴァンコール州のヴィコム村では、不可触賤民が幾世紀ものあいだ自分たちの居

(注9)

住地区へ通ずるある特定の道路の使用を、正統派のバラモン寺院の中をそれが通っているという理由で禁ぜられていた。ガンディーと協議ののち、一九二四年に、高位のカーストであるヒンズー人たちは行動を開始した。

ヒンズー族自身と不可触賤民の友人たちとからなる一団が、その道路を下つていき、寺院の前で立ち止まつた。正統派のヒンズー人たちは彼らを激しく非難し、彼らのあるものは逮捕されて一年におよぶ禁固刑をうけた。

志願者が、インドのあらゆる地域から殺到した。そこで、さらに逮捕を続けるかわりに、マハーラージャの政府は、改革者たちがその道路に入ることを阻止するよう警察に命じた。警戒線が道路を横切つて設けられた。改革者たちはその警戒線の前に祈りの姿勢で立ち止まり、警察に対し、通行を許可するよう懇願した。双方の集団がひる番とよる番とを組織した。改革者たちは非暴力をお互いに誓い合つた。

居住地区に通ずる公道を使用する不可触賤民の権利をバラモン階級が承認するまで改革者たちは撤退を拒んだ。数ヶ月が経過するにつれ、改革者たちの数とその志氣は、ある時はあがり、ある時はおとろえた。

雨期が到来し、道路に洪水があふれたとき、彼らはその持ち場に立ち続け、洪水がその肩まできたときその立ち番の時間を三時間に短縮した。警察はボートに乗りながら、例の警戒線を維持した。

ついに政府が境界線を取り除いたとき、改革者たちは正統派のヒンズー教徒がその態度を変えるまで前進を拒んだ。一ヶ月のち、バラモン族はこう述べた。「われわれは、われわれにたいしてなされた祈りにたいしこれ以上抵抗することはできぬ。それゆえ、われわれは喜んで不可触賤民をうけ入れることにする。」

このケースはインド全体にその波紋を拡げていき、ほかの場所における同様の制限を除去し、さらにカースト制度改革の大義を強化してゆく上で大きな力となつた。

## エル・サルヴァドル

一九四四年の四月下旬から五月上旬にかけて、ラテン・アメリカの独裁者たちのうち最も無慈悲な独裁者の一人が、非暴力的で大衆的な市民的反抗により、自己の強大な権力が崩壊したことを思いしらされた。そのとき、「インター・アメリカン」はそのことを次のように報道した。<sup>(注10)</sup>

一三年間の血なまぐさい歳月ののち、マキミリアノ・ヘルナンデス・マルチネス将軍は、よもや存在するとは彼の思いもしなかつたある力、すなわち、人民の意志により、五月九日、エル・サルヴァドル大統領の地位から追われた。

サルヴァドル人の心得ている唯一の意志は、彼らの支配者のそれであるかのように思われていた。時おり、幾人かの騒動屋トブルイカが此処かしこでちょっとした不満を煽動するということはあつた。しかし、そうした不平不満が重大化していくことはなかつた。なぜなら、マシン・ガンがそうした不平不満を、てきぱきと処理したから

らである。

四月上旬の「暴力的」反抗が押しつぶされたのち、ヘルナンデスは恒例の人間狩りを開始した。その反抗事件といささかも関係があると疑われた人間は、誰であれ狩り出され、そして射殺されるかもしくは投獄された。多くの人間がほかの人間の名前を告げるよう、と拷問にかけられた。ヘルナンデスの御用新聞である「新日日新聞」<sup>(スケオ)</sup>を除けばすべての新聞が閉鎖された。

万事は平穀である、と政府当局の報告は述べた。五三名が革命において殺され、そして二〇名が共謀の理由で処刑されたとのことであった。しかし、亡命者のもたらした報告によると、実際には処刑者は数千名を数え、投獄者はさらに数千名を数えた。

反抗計画の実際のリーダーであるチトー・カルヴォ大佐は死んでいた。人びとから愛されていたサン・サルバドルの師父アルトゥール・ロメロ博士はカルヴォを激励したとみなされ、獄中にあり負傷し、死刑を宣告されていた。

四月二十四日、この国の学生たちはゼネ・ストを呼びかけた、しかも、具体的な指示を与えたチラシを印刷して配布した。

「ニューズ・ウイーク」<sup>(注11)</sup>の報ずるところによると、そのチラシはつぎのように題されていた、「病院・裁判所および公共事業を含むゼネ・ストにたいする指令」。本文の一部にはつぎのような文言が書かれていた。

われわれのストライキは、全面的消極的抵抗、政府への非協力、喪服の着用、あらゆる階級の統一、祝祭の禁止、以上をその基礎とする。

圧制者にたいし、彼と人民との間に存する深淵を示してやることにより、彼を完全に孤立させることにより、

われわれは、彼を没落させるであろう。映画をボイコットせよ、新聞をボイコットせよ、国営宝くじをボイコットせよ、いかなる税金も納めるな、政府関係の仕事を放棄せよ、政府関係の仕事は未完のままに放置せよ。虐殺されたものの魂のために日毎に祈りを捧げよ。大司教はすでに辱しめをうけている。

そうした勧告に人々は従つた。「インター・アメリカン」の記事は次のように続いている。

ハイスクールおよび大学の学生たちは、自分たち自身の指令にもとづいて行動し、ストライキに入った。一週間以内に全国が麻痺状態に陥つた。郵便局や政府関係の機関は無人と化し、商店は閉鎖され、台所の屑は街頭に積みあげられた。電車・列車・そしてバスが運行をとり止めた。病院からは医者が、裁判所からは弁護士と判事がその持ち場を離れた。婦人は喪服を着て街頭にあらわれ、五月六日には、銀行および工場が閉鎖された。

途方に暮れたヘルナンデスは、それまで彼のやつたことといえば自分の大臣にたいして何を為すべきかを命ずることであつたが、今や彼らのアドバイスを求めた。辞任あるのみ！と閣僚は答えた。悄然として大統領は辞任した。そして、制憲議会は、頑丈な六二歳の国防大臣アンドレス・E・メネンデス将軍を臨時大統領に任命した。メネンデス将軍はヘルナンデスの身代りだとはみなされていない。そして、まもなく総選挙を行なうであろうと期待されている。彼は新聞にたいし活動の再開を許可した。そして、一切の政治亡命者に対し大赦を指令した。

かつての独裁者がグアテマラに向かつて旅立つたその直後に早くもサルヴァドル人たちは職場に復帰しようとしました。彼ほどその永久の出立を人びとから喜ばれたものはいない。

「私はなんびとにたいしてもい  
グアテマラ市においてヘルナンデスは、自分は百姓になるつもりだと述べた。「私はなんびとにたいしてもい  
かなる悪意もものではない。」と寛大な心で彼は語った。

まもなく以上の出来事のもつ伝染力がその力を發揮し、グアテマラの独裁者マルチネスも、エル・サルヴァドルの手本にのつとつた抵抗に直面して退陣することとなつた。<sup>(注12)</sup>

## ロシア

ヴォルクータの炭坑にある収容所の二五万の政治犯のあいだでは、劣悪な労働条件にたいするストライキが長いあいだその念頭にのぼっていた。一九五三年のスターリンの死の直後、その地のMVD（秘密警察）のだした布告、すなわち、政治犯の釈放は国家の安全を脅やかすものであるから、政治犯は大赦を期待してはならぬ、との布告により、ストライキにたいする決断は早められた。

ためらつていた多くの人びとがそのとき、非暴力的抵抗を主張する人びととその運命をともにした。五月の終りごろにはストライキ委員会がいくつかの収容所においてひそかに樹立された。その委員会はいかなるグループをも代表しない政治犯に加えて次の三つのグループから、すなわち、レーニン主義派の学生、無政府主義者、および「モナシュキ派 Monashki」（初期のクエーカーに似た、革命後の平和主義的クリスチヤンのグループ）から成つていた。

ベリアの失脚が、よりいつそう多数のためらつていた人びとを激励した。ストライキ委員会が彼らの働いていた炭坑内に設立された。ストライキは、収容所の廃止と、政治犯の地位を、一定の契約のもとにある自由な入植者の地位にまで引き上げることとを要求するはずであった。ストライキの始まる前に中央指導部が逮捕されてモスクワに移送されたとき、新しい委員会が選出された。

<sup>(注13)</sup>

<sup>(注12)</sup>

七月二一日、多くの政治犯がそのバラックに居残り、就業を拒んだ。彼らは、ヴォルクータのすべての収容所を管理する司令官にたいしてしか自分たちの要求は提示しないと主張した。そして、そうした要求を、二日後に三万人がストライキに参加したとき、実際に提示した。これにたいし、司令官は、あいまいな約束とはつきりした脅迫とを含む長い演説を行なつた。

一週間が決定的な行動なしに過ぎ去つた。モスクワからはなんら明確な指令が到着しなかつた。現在の貯蔵量が底をつけば食糧の支給はストップするであろう、とアナウンスされた。自由獲得のため自立自助の道を選ぶべきことを訴えるとともに、ストライキを唯一の可能な行動手段として訴えるチラシが、幾千枚となく地上に現われた。ストライキに同情を寄せる兵士たちがチラシの配布と収容所間の接触の維持とを援助した。一〇の巨大な炭坑が閉鎖された。

そうなると、ロシア語を話す部隊は引揚げられ、極東の諸部族出身の兵士が彼らと交代した。八月の上旬、ストライキがそのピークに達したとき、検察官がモスクワから幾人かの将軍とともに到着し、つぎのようなわざかばかりの譲歩を提示した。すなわち、一ヶ月に二度の家族への通信（一年に二度ではなく）、一年に一度の訪問、衣服からの認識ナンバーの除去、および、バラックの窓からの鉄格子の除去。

公開の書簡のなかでストライキの指導部は、そうした申し入れを拒否した。検察官は収容所において演説を行ない、食糧の改善、賃金のひき上げ、および、一交替の時間の短縮を約束した。ほんのわずかな者が動搖したにすぎなかつた。ストライキ委員会のリーダーたちは、将軍との会見に出かけて

行つた。そして再び帰つてくることはなかつた。

三ヶ月以上もちこたえたのち、ストライキはついに食糧と燃料との欠乏のために終わつた。かなりの物質的改善が行なわれ、「強制収容所問題国際委員会」のスポークスマンも、この収容所やその他の収容所でのストライキ行動を、政治犯の待遇改善における最も重要な要因の一つであつた、とみなした。

## アメリカ

一九五五年一二月一日、モントゴメリーのアラバマで、ある疲れたニグロの裁縫婦が、他の三人とともに、その地方の流儀にしたがい、新しく乗り込んできた白人の男性に席を譲つて立つようになり要求された。<sup>(注14)</sup>他の三人は応じたが、パークス夫人はそうした扱いにうんざりしていたので拒否した。

彼女の逮捕に抗議して、一二月五日に行なわれた、バスをボイコットする一日プロテストは、ほとんど一〇〇%に近い効果があつた。従来の政策に重要な改革が加えられるようになるまで、ボイコットを無期限に継続する、ということが決議された。教会におけるタベの大衆集会は人びとであふれた。決議にたいする反応は、数の面でも志氣の面でもいっさいの予想を上回わつた。

ニグロたちは、歩き、タクシーを使い、また、自家用車に乗せ合つた。しかし、バスは絶対に使わなかつた。威厳と自尊という新しい精神がニグロ社会に浸透していった。白人たち、ニグロが持ち合わせているなどとは思つてもみなかつた品性に直面することとなつた。

プロテストの目的は、社会そのものの改善ということになった。キリスト者の愛にたいするよびかけがなされた。若いマーチン・ルーサー・キング・ジュニア師とその協力者が、指導者としての地位へ、さらには国際的に注目される地位へと押しあげられて、いった。

幾度かの交渉がなされたが、満足な解決を見出すことはできなかつた。割引料金でのタクシーの利用が禁止された。三〇〇台から成る車の共同利用<sup>アーバン</sup>が組織された。資金の投入がはじまり、一五台以上の新品のステーション・ワゴンから成る一隊が新たに加えられた。多くのニグロが、自己の決意とプロテストへの献身とを具体的に表現する手段として歩くことを選んだ。彼らは非暴力的行動の本質と闘争における人間愛の重要性とに目ざめながら成長して、いった。

事態の解決にかんして虚偽の報告が流布されるだけでなく、運動の指導者にかんしても根も葉もない噂がまきちらされた。ニグロの運転手たちは、些細な、ときとしては架空の交通違反を理由にして逮捕された。警察側の脅迫は日常普通のものとなつた。

キング師はスピード違反のかどで逮捕された。三〇回以上にわたる脅迫電話と三〇通をこえる脅迫状とが指導者たちに毎日届けられ、しかも、ときとしては、K・K・Kという署名もあつた。キングの家には爆弾が投げこまれた。ニグロたちは暴力寸前に訴えるところまでいった。しかし、冷靜さがとりもどされた。百人以上のニグロの指導者が逮捕され、ボイコット禁止法違反の理由で告発された。

南部のニグロの骨身に長いあいだ沁みこんでいた恐怖が、今やかなぐり捨てられた。多くの者がお、

たずね者の一人となることを願つてシェリフの役所に手配のポスターを見にいった。彼らの裁判は——世間の注目を集めつつ——今や怖れを知らぬことの証しとなり、また、数々の苦情を具体的に述べてゆく場所となつた。運動は新しい勢いを獲得した。

ニグロは連邦地方裁判所に訴訟を提起し、地方裁判所は都市バスにおける黒人差別関係の法律を違憲と判決した。市当局は合州国最高裁判所に上訴した。

他方、バス・プロテストはづけられ、今や、バスにおける座席分離にたいし終止符を打つことを要求するにいたつた。ステーション・ワゴンにたいする保険政策が無効とされた。ニグロ側は、ロン・ドンの保険会社に保険先を代えた。市の役人たちは車の共同利用<sup>ブル</sup>を違法であると声明した。その同じ日、合州国最高裁判所はバス座席分離法の違憲性を確認した。

その夜、大衆集会は、愛、威厳、そして座席分離の廃止までバス利用の拒否、を強調した。また、その夜、クー・クルックス・クランがニグロたちの居住地区で車を乗りまわした。しかし、怯えたニグロたちが鍵を閉して、灯を消すという代りに、灯はつけられ、戸は開けられ、そして人びとはクランのパレードを見守り、中には手を振る者さえいた。何らなすところなく、クランは姿を消していった。

車の共同利用を禁止されたので、それぞれの地域が地域ごとに自家用車に乗せ合う計画をたてた。また、多数の者が歩いた。バスは依然として乗客ゼロであつた。大衆集会において「分離の廃止」を基礎にしながらバスの利用を再開するための詳細な計画が——ボイコットから一年以上も経つてのこ

とであつた——提出された。そのさい、権利におごるようなこと、あるいは、権利を楯にとつて押しつけがましい態度に出るようなことは決してあつてはならず、礼節がそこにはなければならない、ということが強調された。それは白人にたいする勝利ではなく、正義とデモクラシーにとつての勝利であつた。

バス座席の一体化にかんする最高裁の命令が一二月二一〇日モントゴメリーについに到着した。座席一体化の行なわれた初日には重大な事故は生じなかつた。

それから、白人の過激主義者たちが恐怖支配を開始した。バスにたいし銃身が火をふいた。十代の一人の少女が殴打された。妊娠中のニグロの女性が脚を撃たれた。クランが再びパレードを行なつた。しかし、彼らにたいするニグロの恐怖はもはや過去のものとなつていて、ある小さなニグロの少年は、あかあかと燃える十字架の一つにその両の手をかざした。

そうなると、これまでよりもさらに多数の指導者の家庭に、そしてまたいくつかのニグロの教会に、爆弾が投げこまれた。そのことは白人至上主義者たちにたいする世間の風向きを一変させた。地方紙、いく人かの白人の牧師、それに、実業家の団体がそうした爆弾の投げ込みを公然と非難した。

ニグロたちはどこまでも非暴力の立場を守つた。さらに多数の爆弾が爆発した。逮捕された白人たちはたちまち無罪となつた。しかし、こうした騒ぎは突然ぴたりと止んだ。分離の廃止が着々と進行していく。そして数週間たつと輸送機関は正常の状態に戻り、ニグロたちと白人たちとは席を同じくするバスの中で、その好むところの座席に坐つた。法廷の命令に対するこうした服従は、ニグロた

ちの非暴力的行動を通じて働きはじめるようになった諸々の社会的な力なしには、とうてい起り得ぬものであったであろう。

## キューバ

フルゲンチオ・バチスタにたいするキューバ人民の革命は、シェラ・マドレの山中にこもつたゲリラ隊とゲリラ戦争にかんするイデオローグたちのおかげで広く知られている。<sup>(注15)</sup>

しかしバチスタ独裁の土台をほり崩すためには、行進や非暴力的プロテストやストライキを含めて、かなり多くの非暴力的手段が用いられたのであった。革命の期間を通じて三回のゼネストが行なわれ、その三番目は、革命の成果がいかなるクーデターによつてもその最後の瞬間に奪われるということが絶対ないようにするため、フィデル・カストロが闘争のクライマックスとして、呼びかけたものであつた。

第一回目の全島的ゼネストは一九五七年七月三〇日に開始された。都市部レジスタンスのリーダーで虐殺されたフランク・ペイスの葬儀に続いて、学生たちが自発的にサンチャゴのさまざまの通りを「ストライキ！」と叫んで走りぬけた。自主的な都市部のレジスタンス運動は、ゼネストの呼びかけを行なうことを長い間望んではいたが、そのような状況の下でゼネストをいかに組織すべきかが分らなかつたのであつた。八月一日の明けがたには、キューバ第二の都市サンチャゴは麻痺状態におちいつた。ゼネストは拡大していき、八月五日にはハヴァナにまで及んだ。しかし、そのときすでに警察

のテロが開始されており、しかも、ストライキは、政府系組合CTCからも、コミュニスト系の組合からもなんの支持も与えられなかつた。ハヴァナの労働者たちは、五日半にわたる経済的麻痺をサンチャゴにつくりだしながら、八月六日に降伏した。バチスタは勝つたと思った。そして「都市レジスタンス派」も敗れたと思った。しかし、事態はもっと複雑であつた。ハヴァナでは、ストの計画も、いざというときの食糧配給も、そしてまた、警察の家宅侵入にたいする対抗手段も、全く存在していなかつた。しかし、経済的な麻痺状態をつくりだせるようになつていていただけでなく、東部キューバの諸都市では、かつて一九五五年一二月、および一九五六年の一月に行なつたような反革命テロを警察が二度とは繰りかえせなくなるほどに住民大衆が十分に急進的にもなつていた。サンチャゴはバチスタ政府がその支配を期待することのできぬ革命的情熱の拠点となつていたのである。

「七月二六日運動」の都市担当部は、上記の方法が明らかにした可能性によつて勇気づけられた。そこで彼らはカストロにたいし一九五八年春に呼びかける予定のゼネスト計画を提示した。しかし、カストロはその計画に反対した。理由は、その計画がストライキを秘密裡に計画すべきこと、さまざまの場所でさまざまな時期にストライキ行動をなすべきこと、そして、街頭で武装ゲリラによる実力行使を行なうべきことを命ずるものであつたからである。

チエ・ゲバラは書いた。「ゼネストにかんする彼らの考え方はその視野があまりにも狭かつた」。ストライキは挫折した。サンチャゴでその日の朝早く起こつたことは、約二百人の訓練のない都市部

の闘士たちの武装蜂起であった。チエ・ゲバラは書いた。「七月二六日運動国民委員会は、大衆闘争の基礎にかんし全くの大まちがいをしており、ストライキを、あらかじめ予告することもなく、いわば発砲によつて不意うち的に開始しようと企だてた」<sup>(注16)</sup>。ストライキは「東部州」ではかなりの成功を収めた。しかし、ハヴァナでは今回もまたそなへなかつた。組織者たちは、学生ストの計画にかんして学生団体とさえ、また労働者ストにかんして労働者とさえ接触をもつていなかつた。ハヴァナでは夕方には武装した反抗者が死体となつて横たわり、ストライキは終わつていた。サンチャゴは意氣消沈し、ストライキはあらゆるところで崩壊した。

この失敗は、革命における非暴力的抵抗の実施にたいしても、また、キューバ全土における都市部の運動にたいしても、災厄をもたらした。バチスタにたいするデモ、あるいは、バチスタにたいする戦闘的な非暴力デモは、もはや存在しなくなつた。しかし、民衆の方はまさに待機の姿勢にあつた。カストロは怒りをこめて都市部のリーダーたちを責め、ストライキの計画におけるそうした極端な秘密主義は、非暴力的な計画では適切さを欠くものだと論じた<sup>(注17)</sup>。「七月二六日」のさまざまの勢力の大部分が都市部から撤退し、非暴力的方法にたいする民衆の信頼は動搖した。しかし、バチスタは、都市で二度と彼の手荒な抑圧政策をとることはしなかつた。

カストロが例のクライマックスとしてのゼネストの呼びかけを考慮することが再びできるようになつたのは、一九五八年の晚秋であつた。そのときまでに彼の率いる革命勢力は、この国を二分して「東部州」を支配するにいたつっていた。もし効果的なゼネストが呼びかけられるならば、彼の軍隊が

全島を制圧するという場合には避けられぬであろう流血を伴なうことなく、ストライキは勝利することになるであろうと、彼は感じた。彼は、このゼネストが「…最後の打撃…」となることを期待した。しかし、そのゼネストを立案できるよりもまえに、バチスタが一九五九年一月一日にこの国から逃亡<sup>（注18）</sup>した。権力のそうした真空状態にクーデターが割りこんでくる危険を恐れ、カストロは「反抗者放送」を通じ、労働者たちにたいしてそうした乗つとりを防ぐためのゼネストを訴えた。ハヴァナではちょっとした蜂起があり、カンティオ将軍が政府を乗つとりそうになつた。しかし、カストロがストライキを訴えてからは、人びとは平静となり、ゼネストを成功させることに全力を集中した。アメリカ合衆国大使スミスはこう書いた。「革命家たちの統制のもとに、ゼネストは申し分なく効果的であつた。」もしそうしたことがなければ、事態の推移が全く逆転するという事態も恐らくあり得ぬことではなかつたであろう。それゆえ、キューバにおけるそれまでの政府の変革、政府の交替につきものであつた例の報復にかんしては、最少限度の直接的テロにとどまり、革命は非暴力裡に終結を迎えた。カストロは、非暴力的抵抗がこの革命において果たした重要な役割りをはつきりと認識し、最後までその革命的潜在力に信頼をおいた。軍部の乗つとり派が革命の勝利を奪う危険を防ぐために彼の依拠したものは、まさにそうした潜在力であった。しかもそのとき、彼の軍隊はハヴァナに到達するには、なお数日を要したのであった。真の権力は銃身からではなく、団結した人民の力から生ずるようと思われた。

以上のようなタイプの運動については、その他にも引用できる例が多数存在している。たとえば、英領インドの東北部辺境州においてカーン・アブドル・ガファール・カーンの指導した回教徒の「神のしもべ」運動、シシリーのダニロ・ドルチの行動、イギリスにおける一方的核兵器廃棄論者たちの市民的不服従の行動、ナチの占領にたいするデンマーク国民の抵抗、一九六八年のチェコスロヴァキア、そして、そのほか世界のほとんどあらゆる地域におけるその他の多くの事例。

以上は非暴力的行動の具体的な現われであり、それは今日までさまざまの名称で、すなわち、消極的抵抗、サチャグラハ (Satyagraha)、積極的行動、非暴力的抵抗、非暴力的直接行動、といった名称でよばれてきた。

ガンディーは、そうした非暴力的行動にかんする現代の予言者であった。しかも彼は、非暴力的行動の技術にも重要な進歩をもたらしたのであった。彼は、非暴力的行動にかんする戦略、戦術および方法を洗練させ、自覚的にそれを発展させていった。彼は、大衆的政治行動と暴力の道徳的否認とを結合した。彼は、直接行動と社会改革のための建設的計画とを合体させた。

だが、こうした試みを、「特殊インド的な」現象として、あるいは「ヒンズー的な」現象としてかたづけることはできない。回教徒、キリスト教徒、無神論者、そしてガンディー以前、ガンディー時代、およびガンディー以後において、世界のさまざまな地域において見られる非暴力的手段の行使は、事態がまさにその正反対であることを証明している。

さらに、ノールウェイとヴォルクータの例にみられるように、全体主義的支配の下にあるさまざま

の地域においても、非暴力的手段の技術が、それとはつきり分るようなガンディーからの重要な影響は全然ないにもかかわらず、有効に活用されている。

近年になつて非暴力的手段の行使が急速に広まつたのである。非暴力的手段の技術が、全体主義国家および核戦争の出現したその同じ半世紀のあいだに、政治の領域においてにわかに優位を占めるにいたつたというこの事実は、おそらく意味のないことではない。一方の側には、抑圧と破壊とに依拠する権力が位置し、他方の側には、いまや、非協力、介入、および非暴力の道徳的勇氣に依拠する権力が位置するにいたつてゐるのである。

圧倒的な障害にしばしば直面しながらも、しかも、自己の運命の決定にあえて自ら関与しようとして、人びとが行使しつつあるこの非暴力的行動の技術が、政治的操縦の時代に、しかも、無力感の広範にひろまつてゐるさなかで、突如として重要性をもつにいたつたという事実、この事実もまた注目に値する。

人間性にたいする最も悪質な犯罪のいくつかが行なわれてゐるこの時代に、能動的行動者が、その信ずるところの道徳的価値を損なうことなく行使しうるような行動の技術が、政治的闘争の舞台においてその力を伸ばしてきているのである。こうした技術が、人道的な諸目的のための重要な闘争を遂行してゆく手段を提供し、しかもそれには、伝統的な行動手段にみられるような重大な欠陥が伴わぬ、という事実もまたおそらく以上の諸事実に劣らぬ重要な意義をもつ。

闘争の直面するそうした状況にたいしては、上述のタイプのような行動のほうがはるかに創造性に

富む対応となること、しかも、上述のようなタイプの行動のほうがより満足のいく解決を創造するのに役立ち、したがって、よりすぐれた社会秩序を建設するのに役立つ、ということを示唆する数々の重要な徵候が存在する。暴力が、専制、不正、そして戦争と密接不可分のかたちで結びついているように、そうした対応のもつ非暴力的本質は、自由、正義、そして平和と結びつきつつ、さまざまの広範かつ遠大な結果をもたらすであろう。

非暴力的行動が暴力的闘争と暴力的制裁にとつて代わるものとしてどの程度までの適切さをもつているか、という問題が存在する。念のためにいつておくが、見解の対立の生ずるそのたびごとに、そうした技術を適用するというようなことをわれわれは考えているのではない。なぜなら、たいていの闘争にあつては、それを処理し、それを解決するための数多くの別の仕方が存在するからである。前述の問題は、通常の手段によつてはその解決が求められぬような闘争における行動手段をめぐつての問題、さらには、窮屈的な制裁方法をめぐつての問題にほかならない。

すくなくともいくつかのケースにあつては、非暴力的行動を暴力にとつて代わり得ぬものとして、頭から退けてしまうようなことはできないのであって、そのことを不動の事実とするのに十分な経験が、非暴力的行動にすでに備わるにいたつている。それゆえ、前述の問題は、そうした代替がどの程度まで可能であるかということになる。その問題をめぐつては、人びとの見解はかなりさまざまに分かれている。したがつて、その問題にかんしてのわれわれの願いは、独断的な結論を提起することであ

はなく、もしかれわれが思索、認識、そして実験をさらに推し進めてゆくならば、そのことがわれわれの中心問題にたいする答えを見出すのに役立つことになるような分野を示唆することである。

そうした事柄を論ずるにあたっては、暴力的闘争にかんする今日的限界、いかなる闘争手段ももたぬばあいに生ずるさまざまの危険、および非暴力的行動にかんするわれわれの知識の相対的に限定された状態、以上の諸点をわれわれはつねに念頭にとどめておかなければならぬ。ある分野にあっては、暴力的手段と非暴力的行動との入れ替えがすでに大幅に完了してしまっている。しかし、他の分野にあっては、こうした代替はほんのわずかしか進んでおらず、さらに他の分野にあっては、そうした代替という考え方 자체が、大多数の観察者にとり、成立すべくもないことのように思われている。

### 1 労使間の紛争において

この分野にあっては、二、三の非暴力的手段、つまり、ストライキやボイコットがずっと以前から暴力的手段にとって代つており、したがつて今日では、労使間の紛争のような闘争において暴力への復帰を主張する声を聞くことは、ほとんどない。それらの行動形態は、しばしば、それらにふさわしい精神を伴うことなく行使されてきており、また、利用できるそのほかの非暴力的形態にたいしても、これまでほとんど注意が払われていない（闘争の形態、つまり、それが暴力的であるか、それとも非暴力的であるかという問題は、さまざまの制度や所有権や支配権にかんして根本的な変革を行な

うか、それとも、より小規模の変革にとどめるか、という問題と同一視されではならない。非暴力的手段は、それをどのように行使するか、そして、何をめざすかということしだいで、それらの変革のどちらにも通じうるからである)。

## 2 少数グループの苦情申立てにおいて

抑圧されている、もしくは、差別をうけていると感じる少数グループのあいだで、暴力や無抵抗の代わりに非暴力的行動を選択するというケースが、近年急速に増大してきている。南部のニグロによる非暴力的行動の行使、セイロンにおけるパミール人や南アフリカのインド人たちの市民的不服従、それらはいざれもそのことを示す事例の一つである。そうしたケースにおいては、暴力が役に立たないであろうということがしばしば明白である反面、通常の変革手段も不十分にしか役立たないか、もしくは、適切さを欠くというばあいがしばしばである。

## 3 農民闘争において

一九二八年に行なわれたバルドーリのサチャグラハ・キャンペインのような闘争において、インドにおける独立後の農民闘争において、あるいは、南アメリカにおいて、限られた規模においてではあるが、非暴力的行動が行使されている。非暴力的行動が暴力的行動に大幅にとつて代るというような重要な事態はまだ生じていない。しかし、暴力的行動には苛酷な抑圧をもたらす傾向のあること、ま

た、ゲリラ戦争には外国の介入を招く傾向のあること、そうした事情が、非暴力による土地闘争にたいして新しい展開を促す一助となるかもしれない。

#### 4 植民地解放運動において

この分野においては、非暴力的行動が暴力的行動にとつて代わりうる行動形態として広く承認されるようになってきている。しかし、今日なおつづいている植民地解放闘争においては、大勢は現在のところ未だ暴力の方向にむかっている。

#### 5 「いかなる妥協も許されぬ」ような問題において

いかなる妥協も許されぬとみなすような原理的な問題にかんして、人民の中のあるグループが、政府の政策とその見解を根本的に異にするばあい、事態にたいする伝統的な対応は、暴力的騒動、政治テロ、そしてときには、暴力的反抗であつた。非暴力的行動は、イギリスにあつては一方的核武装廃止運動にたいし、フランスにあつては、アルジェリア戦争に反対するフランス人にたいし、暴力的な手段にとつて代わる平和的な反抗手段を用意した。それと似た行動が、アメリカ合州国にあつては、インドシナ戦争にたいしてとられている。

#### 6 圧制者にたいする革命において

この分野においては、人びとの意見の一致はなおいつそう少ない。もつとも、第二次大戦中のオランダ、ノールウェイ、およびデンマークでの抵抗運動において、さらには、一九五三年の東独の反抗において、そしてまた、暴力を伴いはしたがハンガリア革命において、非暴力的闘争が重要な役割りを演じはした。しかし、非暴力と暴力のうちどちらの技術のほうが適切であるかの決定にさいしては、政治状況が決定的な因子となるであろうという見解が大勢を占めている。

## 7 国防政策において

軍事的手段を、計画的に非暴力的行動で代えてゆくという方策が、国防政策として採用されたというケースはこれまで皆無である。もつとも、デンマークとチエコスロバキアのばあい、侵略にたいして軍事的抵抗は差控えるが、しかし、占領された後にそれ以外の手段で抵抗をする、という決断を下したが、こうした決断や占領下の非暴力的行動のいくつかの事例はこの問題と関連がある。非暴力的な方法を起こり得る侵略に対処する手段として、しかも、占領成功の機会をゼロに近いものとすることを通じて、こうした侵略を抑止するような手段として考え、住民大衆にたいしてあらかじめこうした非暴力的な方法による抵抗にかんして訓練を施し、それを以て従来の防衛政策に代えるという案が、いまや、いくつかの国々において、とりわけ、イギリス、スエーデン、デンマーク、ノールウェイ、ドイツ、日本、オーストリアそしてアメリカ合州国において、研究課題として積極的に提出されるようになってきている。戦争のもつ今日的限界と、圧制の事実が現に存在していることが、そ

した政策を一見したばあいよりもはるかに合理的な可能性をもつものにしてゆくであろう。

### 8 クーデターとの闘争において

カップ一揆に反対して一九二〇年にドイツでゼネストが行なわれたが、クーデターに反対して現存の政府を擁護する主要な手段として非暴力的行動を行使したという点では、今日までのところ、恐らくこれがそうした行使にかんする主な経験である。カップ一揆のばあいとは異なって、軍隊がクーデターを支持するようならば、他の対抗手段に伴うさまざまの困難を考慮に入れるならば、非暴力的行動のさまざまな手段が考察に値するものとなるであろう。

### 9 国内問題にたいする解決手段を用意するばあいに

暴力的手段（警察・監獄等々）を非暴力的制裁手段で代替する可能性については、これまでほとんど考察されたことがなかつた。もつとも、騒動の鎮圧、盜賊に対する村落の防衛等々のために、警察に代わるものとして、暴力的手段を身につけぬ部隊を育成するという、ちょっとした試みがインドには存在しているが。

社会政策にかんするあるタイプの法律、たとえば幼年労働禁止法、もしくは人種差別禁止法にたいする違反は、調査と交渉を行なつたのち、投獄によつてではなく、それらの法律に違反する企業にたいして公的に承認されたボイコット、非協力、ストライキ等々を行なうことによつて、取り締まると

いうことも可能であろう。国家権力のますます集中していく時代においては、そのような可能性は合理性を全く欠くものということにはならぬであろう。

南アフリカの現状には、つぎのような三種の闘争手段を統合する可能性が今日なお存在している。すなわち、その第一は国内的な抵抗運動により、その面目を一新し、その規模を拡大するにいたった非暴力的行動、第二はつぎのような諸手段、すなわち、経済的ボイコット、人種差別の撤廃を推進する団体を除き南アフリカの諸団体との協力の拒否、国連を通じての政治的圧迫、南アフリカ政府にたいするいつさいの武器供与の拒否を通じての国際的行動、第三は大衆的な規模で行なわれるその他のさまざまな手段、以上を統合してゆく可能性がそれである。

南アフリカには深刻な矛盾と対立が現存し、しかも、それを解決する道は敵にたいする制裁のみである。しかし、南アフリカのばあいはつぎのような手段、すなわち、当の状況において効果的な力を発揮すると同時に、将来にたいしても創造的活動の余地を用意しているだけでなく、実際によりすぐれているような社会の建設にも寄与できる、というような手段を行使する機会もまた存在する。もしそうしたさまざまの手段を統合した行動の機会が失われるならば、遺憾といわねばならない。単なるゼスチューAだけでは不十分である。南アフリカのケースは、こうした手段を通じて将来の圧制者を処理していくさいのひながたをおそらく提供できるであろう。

以上において述べたことは、伝統的にもちだされてきたいわゆる「平和主義」の問題とはなんのか

かわりももっていない。平和主義の問題は、今日なお、人びとの歴史的な関心をひきつけ、また、そのひとの個人的な人生哲学とかかわりのある問題ではある。しかし、それはわれわれにとつての問題、いいかえると、非暴力的行動が提起する問題ではない。非暴力的行動が提起する問題は、すでにある状況のもとではその適切さと有効性の証明がなされているようなある種の行動技術に秘められている政治的可能性をめぐって提起される問題である。

その人がどのような哲学上もしくはイデオロギー上の立場から出発しようとも、暴力に究極的には依存するというのが今のところ一般の大勢となっているような数多くの状況にたいし、どのようにすればそのなかで非暴力的行動の技術を行使することができるようになるか、という問いにたいし、前もつて用意されているような答えはまったく存在しておらず、また、周到に作成された計画というようなものもまったく存在してはいない。

非暴力的行動の技術と、われわれが以上において示唆したタイプの状況にたいして、それがもちうる適合性について研究と分析の行なわれることが肝要である。非暴力的行動の分野に現存している知識が広く研究されるようになることが必要である。さらにまた、政治闘争におけるまさに現代的な問題にたいする以上のような実行可能な対応にかんして（学校・政党・宗教団体・平和団体・労働組合等々を通じて）公教育的な計画を作成することも必要である。

個々の状況のなかで非暴力的行動を実際に行使しようとのぞむ人びとにたいしては、周到な訓練が必要である。また、非暴力的行動の技術の実験的な適用が進められていくならば、それは非暴力的行

動の本質と可能性にかんするわれわれの知識を増大させることになるであろう。非暴力的行動の技術の適用、その限界、およびその可能性をめぐってさまざまの問題の生じてくることは、不可避的である。非暴力的行動にかんする詳細な計画書というようなものはまったく存在していない。成功をあらかじめ保障することの不可能なことは、他の技術を使用するばあいと同様である。

しかしながら、現存の知識と経験とは、非暴力的行動が全面的な考察に値することを指示示している。政治的暴力の現代的な諸形態の提起する上述のような問題の重大性に照らしてみると、非暴力的技術は、われわれがあえて無視することのできぬ可能な代替手段である。

## 注

- 1 オラフ・ヘルセット准将「スポーツ連盟」（スヴェレ・ステーン（編集責任者）「ノールウェイ戦争」（オスロ、ノールウェイ・ユルデンダール、一九四七—五〇）第三巻 八—九頁 同書 九頁
- 2 同書 一四一一五頁
- 3 同書 二五頁
- 4 同書 七一八頁
- 5 同書 七一八頁
- 6 トーマス・C・ワイラー「新秩序と抵抗運動——占領期における組織の政治的役割」（オスロ、大学出版局、一九五八）一  
一頁
- 7 マグネ・スコドヴィン「偉大なる突撃」（ステーン編「ノールウェイ戦争」）第二巻 六四〇—六四一頁
- 8 G・シャープ「ガンディは道徳的な力を武器として行使する」（アーメダバッド、ナヴァジヴァン、一九六〇）三七一—三  
六頁 G・ゴペール「アーウィン卿のインド総督時代 一九二六—三一」（ロンドン、オックスフォード大学出版局、一九五

- |          |          |          |   |
|----------|----------|----------|---|
| 18 17 16 | 15 14 13 | 12 11 10 | 9 |
|----------|----------|----------|---|
- 七)五四一一二二頁。S・パンター・ブリック「マキアヴェリズムに反対するガンディ」(ボンベイ、ロンドン、ニューヨークその他、エイシア・パブリッシング・ハウス 一九六六) 一三五一五四頁
- J・V・ボンデュラン「暴力の克服—闘争についてのガンディの哲学」(バークリ、カリフォルニア大学出版局、一九六五) 四六一五二頁。M・K・ガンディ「非暴力的抵抗」(ニューヨーク、ショーケン、一九六七) 四六一五一頁。M・デサイ「トウラヴァンコールの叙事詩」(アーメダバード、ナヴァジヴァン 一九三七)
- 「インター・アメリカン」第三卷第六号(一九四四一六)八頁  
 「ニューズウイーク」一九四四年五月二三日号
- G・シャープ「非暴力的行動の政治学」(フィラデルフィア、ピルグリム・プレス、一九七一 ただし未刊) 中の説明と文献リスト参照。
- このケースの資料にかんしては、「文献紹介」中のソヴェト政治犯収容所におけるストライキの項参照。
- マーチン・ルーサー・キング・ジュニア「自由への大なる歩み」(ニューヨーク、ハーバー・アンド・ロー 一九五八) こここの説明は、R・マッカーシーの原稿に依拠する。なおフルゲンチオ・バティスター「裏切られたキューバ」(ニューヨーク、ヴァンティジ・プレス、一九六二)、T・ドゥレイバー「カストロの革命——その神話と現実」(ニューヨーク、プレジアード、一九六二)、エルネスト・ゲヴァラ「キューバ革命戦争の回想」(ニューヨーク、マンスリ・レヴュー・プレス 一九六八)、E・E・T・スマス「第四階——カストロの共産革命にかんするある説明」(ニューヨーク、ランダム・ハウス 一九六二)、R・ティバード「ある革命の伝記」(ニューヨーク、ライル・ステュアート 一九六一)を参照。
- ゲヴァラ前掲書 二四二頁  
 ゲヴァラ前掲書 二四二頁、R・ティバード前掲書 二三九頁  
 E・E・T・スマス前掲書 一八九頁

## 第二章 非暴力的行動の技術

利害の対立が深刻化したばあいには、そこに示されるきわめてさまざまの状況のいかんにかかわらず、軍事的闘争が唯一の効果的な手段である、と広く信じられている。しかし、社会的ないし政治的闘争を闘つていけばあい、その闘争にたいしてそれとはまったくちがつた接近のしかたが存在する。もちろん自由を守るばあい、戦争に代替する手段として提案されるものには、実力を行使すること、侵略者の軍事的権力と正面からわたりあうこと、そして効果的な闘争を闘うこと、といった要素が含まれていなければならぬ。非暴力的行動の技術は今日までのところ、比較的無視されてきており、したがつて未開発の状態にあるが、以上のような条件を満足させて防衛政策の基礎を提供しうる能力を、おそらくそれはもつてゐるであらう。

### 1 政治権力のコントロールにたいするもう一つの接近方法

軍事行動の基礎にあるのは大体において、敵を敗北させるもつとも効果的な方法はその軍隊・軍備。

輸送体系、工場および都市にたいする大量破壊であるという考え方である。さまざまの武器が殺傷に最大の効果をあげるよう設計されることになる。非暴力的行動は、同じ問題にたいし違った接近方法に、その考え方の基礎を求める。すなわち敵が住民にたいし支配を行なおうとするかぎり不可欠となる、人びとの支持と協力を敵にたいして拒否する、という考え方をその基礎におく。したがつて、非暴力的行動のばあいには、政治権力の本質にかんし、よりいっそう根本的でよりいっそう進んだ見解がその根柢になることになる。

支配者の権力は、究極的には、彼が支配しようとのぞむ人びとからの支持に依存する。支配者の道徳的権威、経済的資源、輸送体系、官僚、軍隊、警察——彼の権力の直接的な源泉の二、三をあげたにすぎないが——は、結局のところ、それら以外の人びとの協力と支持に依存する。被治者のあいだに支配にたいする全面的な服従が存在するならば、その支配者は強力となる。

しかし、人民が、支配者の望むところをつねに行なうとはかぎらない。工場の管理者は、労働者たちがその職場を離れ、機械をあとにし、かくして生産ラインがその機能を停止したり、あるいは、労働者が前もって禁じてある事柄を勤務中に行ないつづけるのを発見するとき、そのことに気づくことになる。しかし、社会生活と政治生活の多くの分野においても、それと似た状況がいたるところにみいだされる。それまでは支配者であり、自らの権力を安泰であると考えていたとしても、その人間が、ある日つぎのような事態に、すなわち、自分たちに命令する道徳的権利が支配者にあるとはもはや被治者たちが信じないようになること、彼のだす法律が服従されないようになること、国の経済が

麻痺状態に陥るようになること、彼の兵士と警察が弾圧の実施に手加減をするようになるか、もしくは、公然と反乱を起こすようになること、それどころか、彼の官僚がもはや命令に服従しないようになること、そうした事態に気づくことになる可能性はありうるのである。

そうした事態が生ずると、それまで支配者であった人間は、まったくあっけなくただの人間と化してしまう。そしてその政治権力も、労働者がもはや協力し服従しないようになつたときの工場管理者の権力のばあいと同一の解体過程をたどっていくことになる。

彼の軍隊の装備は従来通りに完全であり、その兵士も無傷できわめて志氣旺盛であり、彼の都市も無事であり、工場や輸送体系もフル回転の最中であり、そして、政府の建物と官庁も従前どおりに健在であるということであるかもしれない。だがしかし、それまで彼の政治権力を創りだし、そして支持してきた人間的な支持がすでに失われてしまつていて<sup>(注1)</sup>いるので、かつての支配者も、自己の政治権力がすでに解体するにいたつたことに気づくことになるのである。

## 2 非暴力的行動

非暴力的行動の技術は、政治権力にたいする統制および政治闘争の進め方とにかくんする以上のような接近方法をその基礎としているが、にもかかわらず、今日まで、それは数多くの誤解の対象となつてきた。それゆえ、こうした誤解を一掃するため、この節においてつぎの一いつの言葉に定義を与えておきたい。

技術、という言葉は、本書においては、行動もしくは闘争を遂行してゆくさいのいつさいの手段を指すものとして用いられる。それゆえ、ゲリラ戦争の技術、通常戦争の技術、議会制デモクラシーの技術、といった言葉の使いかたはいずれも可能である。

非暴力的行動、という言葉は、行動者が、それを遂行することを期待もしくは要求されているある事柄を物理的な暴力を行使することなしに拒否するか、あるいは、それを遂行することを期待されぬか、もしくは禁止されているある事柄を、同じく暴力を行使せずに、あえて遂行するというような形での、プロテスト、非協力、および介入にかんする方法を指す。実際においては、あえてなぞぬ行為とあえてなす行為との結合といふことも、むろんありうる。

非暴力的行動、という言葉は、類を表わす言葉である。それは、非暴力的抵抗、サチャグラファ、消極的抵抗、積極的行動、および非暴力的直接行動、という具合にさまざまの名称で呼ばれる諸現象をメンバーにした巨大な集合を自分のうちに含んでいる。

非暴力的行動は、暴力的でないとはい、それは行動であり、非行動ではない。非暴力的行動を手段としていやしくも行使するといふのであれば、ひとは無抵抗、屈従、および怯懦を克服せねばならぬ。非暴力的行動は、闘争を遂行し戦闘を闘つていくための手段である。したがつて、非暴力的行動は、単なる言葉の上だけでの不同意、もしくは、単に心理的な影響力の行使（それらは非暴力的行動にも伴うことがありうるが）と同一視されではならない。非暴力的行動は、平和主義ではない。<sup>(注2)</sup> 事実、大多数のケースにあつては、非暴力的行動は非平和主義者がそれを使ひしている。非暴力的行動

<sup>(注3)</sup>

を採用する動機は、あるばあいには宗教的であり、あるばあいには倫理的であるかもしれない。あるいはそれとも、得策ないし便宜にかんする考慮を基礎とするかもしれない。非暴力的行動は、暴力問題にたいする逃避主義的な接近方法ではない。というのは、それは、暴力的手段に依拠する敵との闘争において行使可能なものであるからである。

闘争において一方が非暴力的であるという事実は、他方の側もまた暴力をつつしむということを意味はしない。あるタイプの非暴力的行動は、行動による説得の努力と見做すことができるかもしれないが、非暴力的行動のタイプによってはもっと強圧的なものも存在する。

### 3 非暴力的行動の方法

非暴力的行動の方法ないし形態は、極めて広範囲にわたっており、少なくとも一九七の方法ないしが今日までに区別されている。それらの方法ないし形態は三つの種類に、すなわち、非暴力的なプロテストと説得、非協力、および非暴力的介入に分けられる。

一般的にいうと、非暴力的プロテストにかんする方法は、その効果において象徴的であり、不同意の存在を人びとに気づかせるという働きをする。しかし、反対行動がその息の根を止められているような圧制的体制のもとでは、そうした方法のもたらす衝撃は、事情しだいで非常に大きいものとなりうる。非暴力的プロテストにかんする方法には、行進、長期間にわたる行進(pilgrimages)、ピケ、監視(vigils)、官吏にたいする「つきまとい(haunting)」、公的な集会、プロテストのための文

献の印刷および配布、榮典の放棄、プロテストのための移住、およびユーモラスないたずらが含まれる。

非暴力的非協力にかんする方法は、もし十分な数の人員が参加することになれば、その支配体制の通常の効率と機能を維持してゆく上でおそらくさまざまの困難に敵を直面させることになるであろう。そして極端な場合には、支配体制そのものが脅威を受けることになるであろう。非暴力的非協力にかんする方法には、さまざまのタイプの社会的非協力（たとえば、社会的ボイコット）、経済的ボイコット（たとえば、消費者の行なうボイコット、販売者の行なうボイコット、賃貸料の納付拒否、および国際的な通商停止）、ストライキ（たとえば、ゼネスト、辞職スト、産業スト、スローダウン戦術および操業停止）、そして政治的非協力（たとえば、政府機関就職のボイコット、選挙のボイコット、行政にかんする非協力、市民的不服従、および官憲にたいする反抗）が含まれる。

非暴力的介入にかんする方法には、今まで述べた二つの種類と共通する特徴がいくつもある。しかし、それは敵にたいしもつと直接的な仕方で挑戦しもする。したがって、大胆と規律とが維持されさえすれば、比較的少数の人数で比較的大きな衝撃を与えることができる。非暴力的介入にかんする方法には坐りこみ、断食、逆スト、非暴力的妨害、非暴力的侵入、および並行する政府の樹立（parallel government）が含まれる。

それら二つの種類のそれぞれから取り出して、さまざまの方法を組合せてゆくばあいの組合せ方そのものは、状況に応じてかなり変化する。一般的にいうと、能動的行動者にとつての危険と、行動が

それへと向けられるところの支配体制にとつての危険、この両者は非暴力的プロテストのばあいに最も小さく、非暴力的介入のばあいに最も大きい。非協力にかんする方法は、その傾向として、最も多数の参加者を必要とするにしても、参加者のすべてにたいして高度の特殊訓練を要求するということはない。非暴力的介入にかんする方法は、一般的にいつて、もしそれに参加するものが、高度の内的な規律を保持し、進んで苛酷な弾圧をうけ入れる覚悟をととのえているばあいには、有効である。それらにかんする戦術もまた、特別の配慮と工夫をしながら選択され実行されなければならない。

一定の状況のもとで行使すべき方法の選択に当つては、いくつかの重要な要因を考慮に入れる必要がある。そうした要因の中には、問題となつてゐる争点のタイプ、敵の性質、その意図、その力、敵のおそらく採るであろう対抗行動のタイプ、住民全般および予想される能動的行動者のあいだに存する感情の深さ、能動的行動者たちの甘受できそうな弾圧の程度、いつさいのキャンペインにかんする全般的戦略、および、一般大衆と能動的行動者たちがもつてゐる過去の経験と特殊な訓練との量が含まれる。軍事的闘争において武器が慎重に選ばれ、その射程と効果というような要因が考慮に入れられるのとちょうど同じく、非暴力的闘争においても、特定の手段の選択はきわめて重大である。

#### 4 相手側の反応変化のメカニズム

非暴力的闘争には、大まかにいつて、それによつて相手側の反応変化が実現されてゆく三つのメカニズムが存在する。通例は、それら三つのメカニズムは互いに組合せられた形で存在する。三つのメ

カニズムとは、回心、和解 (accommodation)、および非暴力的強制 (coercion) である。

ジョージ・レイキは回心のメカニズムを次のように述べている。「回心とは、非暴力的態度をとる個人または集団の行動の結果として、敵対者オボネント<sup>(注5)</sup>が、非暴力的行動者の目的を受け入れるような観点に、その立場を変更するにいたることを意味する」。こうした回心は、条理もしくは論証によつても生じる。しかし、非暴力的行動にあつては、こうした回心はまた、情緒的および道徳的要因によつても生じうるし、しかも、こうした情緒的および道徳的要因は、他人を傷つけることなくその目的を達成しようととめる非暴力的行動者の受苦の努力を通じ、さらに強められるということになりうる。

しかし、敵対者の回心をめざすさまざまの試みがつねに成功をおさめるとは限らぬ。それどころか、こうした試みを實際に行なうことさえできぬといふばかりもありうる。非暴力的行動のメカニズムとしての和解は、回心と非暴力的強制との中間に位置する。したがつて、一般的には、他の二つのメカニズム双方の要素を含んでいる。

和解においては、敵対者は、回心をしたのではないが、非暴力的行動者にたいし、なお行動選択の自由を保留しながらも、その要求を受け入れることを決意するようになる。そうなるのは、そのなかで敵対者の行動しなければならぬ当の社会状況が、非暴力的行動により大きく変化してしまい、闘争にたいする敵対者自身の反応に変化を強制するほどになつたためである。敵対者がそのように態度を変化させるのは、おそらく、自己の立場の正しさを敵対者が疑いはじめるとか、問題となつていてる事柄が争うに値するほど重大ではないと考えるようになるとか、あるいは、もし譲歩しなければ強制さ

れることになるかもしける自己の敗北を予見して、恩を売るかもしくは損失を最少限度にとどめると  
いう形で、相手の要求に応ずるということをのぞむようになるからである。

非暴力的強制は、次の三つの事情のいずれのばあいにも生じうる。すなわち、弾圧をもつてしても  
それを支配者が制御しえぬほど、公然たる挑戦的態度 (defiance) が広範囲に拡大してゆき大衆化す  
るばあい。社会組織と政治組織が麻痺状態になるばあい。支配者自身の兵士やその他の手先 (agent)  
のあいだに反抗なし不服従がひろまつていき、そのため、被治者に弾圧を加えようと思つても、  
支配者のそうした能力の基礎が掘り崩されていくばあい。非暴力的強制は、非暴力的行動を行使する  
人びとが、支配者の政治権力の不可欠な源泉を、直接的もしくは間接的に、支配者から奪うことに成  
功するとき可能となる。そのときには支配者の権力は解体し、支配者はもはや状況を支配しようと望  
んでも、支配することはできぬ。

## 5 暴力対非暴力的行動

非暴力的手段にしか訴えないような反抗にもしも直面するならば、弾圧者のほうでも突如として暴  
力行使の能力を放棄するにいたるであろうというようなことはそもそもありうるはずもない。そのよ  
うなことではなく、非暴力的行動は、暴力的な手段行使する能力と意志を有する敵対者にたいして  
有効に機能しうるのであり、一種の政治的柔術を用いて相手のバランスを政治的に失わせて敵対者を  
投げ倒すという仕方で、その暴力と対抗しうるのである。

敵対者の警察と軍隊にたいし、同じ種類の実力をもつて対抗するかわりに、非暴力的行動者は、敵対者の権力のそうした手先にたいし、間接的な仕方で対抗する。非暴力的行動者の目的は、弾圧は人民大衆をおびえさせることはできぬ、ということを証明し、敵対者から現に存在している彼にたいする支持を奪い、そのことを通じて、弾圧を継続しようとする弾圧者の能力もしくは意志をその根柢から掘り崩していくことにある。弾圧は、非暴力的行動の失敗の指標となるどころか、かえって、反抗を招いている現存の政治体制の残虐さを明白にし、かくしてそれからその支持を遠ざけてゆくのにしばしば役立つのである。弾圧は、しばしば、当の非暴力的行動が弾圧者の政策もしくは体制により、重大な脅威、つまり、それとの戦いを弾圧者が必要と認めるような脅威となっている、という弾圧者側の一種の認識を示すものである。

戦争において敵の銃火の危険が必ずしも前線の兵士を恐怖と逃亡へ駆りたてないのとちょうど同じく、暴力的行動においても、弾圧は必ずしも屈従を生みださはない。なるほど弾圧は効果的であることもありうる。しかし、弾圧が挑戦的態度を止めさせることもありうるのである。そしてそのばあいには、弾圧者は困難な事態に陥るであろう。弾圧にたいしてどこまでも正面からわたりあい、非暴力的行動の規律を堅持し続けるというような非暴力のグループにたいしては、弾圧は以下のような結果を生みだすことになるであろう。すなわち、一般大衆の心を弾圧者の政治体制から離反させ、彼らがレジスタンスに参加するようになる可能性をさらに増大させるようになる。弾圧者の通例の支持者と手先の心を離反させ、彼らのあいだで最初は不安として現われたものがしだいに内

部的な対立へ、またときとしては、非協力と不服従へ発展してゆく。一般的の世論を（国内もしくは国際の）非暴力的行動者にたいする支持へと結集してゆく。もつとも、この最後の要因のもつ効果は、状況によりきわめてさまざまであるが、それにもそれはさまざまのタイプの支持行動を生みだしうる。もしそのようにして弾圧がいつそう多数の非暴力的行動者を生みだし、そのことによつて公然たる挑戦的態度をさらに一般化させていくことになるならば、また当の弾圧が弾圧者を支持している人間たちのあいだでの内部的な意見の不一致へと通じてゆき、そのことによつて公然たる挑戦的態度を処理する弾圧者の能力を減殺することになるならば、当の弾圧が弾圧者自身にはね返つてゆくようになるということは明白であろう。

当然のことながら、きわめて多くの変数（それには弾圧者と闘うグループの性質、争われる問題、当の闘争のもつ文脈、弾圧の手段、および行使される非暴力的行動の手段が含まれる）が加わることになるから、いかなる二つの事例においても、非暴力的行動が全く同じような仕方で「機能する」ということはないであろう。しかし、非暴力的行動が成果を達成するさいの道すじを、きわめて一般的に示すことは可能である。むろん、非暴力的行動は、ときとして敗北しはする。いかなる行動技術も、それを行使するあらゆる事例において、その行使者に短期間に成就されるような勝利を保障することはできない。しかし、非暴力的行動における失敗が、その技術に内在する欠陥に起因するよりは、それを行使する運動自体に存する弱点、もしくは、用いられる戦略と戦術に内在する弱点に起因することのあることを認識しておくことは肝要である。

戦略は、軍事行動のばあいに劣らず非暴力的行動においても、まさに同程度に重要である。軍事的な戦略概念と戦略原理を、機械的に引写しにして、非暴力的闘争の分野に持ち込むようなことはできぬ。なぜなら、軍事行動の力学およびメカニズムと非暴力的行動のそれとは大きくちがっているからである。しかし、だからといって、戦略と戦術の基本的な重要性が減少するというものでは決してない。市民的防衛（あらかじめ準備された非暴力的抵抗による国の防衛）と結びつく戦略および戦術上の問題を適切に処理しようと思うならば、それゆえ、一方では非暴力的闘争の力学とメカニズムにかかる徹底した考察をその土台にするとともに、他方では非暴力的行動の技術に適切であるような戦略および戦術にかんする一般原理についての考察をも、いいかえると、非暴力的行動に固有の原理と、軍事闘争やその他のタイプの闘争のもつ戦略から摂取しうる原理についての考察をもその土台にしなければならぬ。

## 6 弾圧者の権力にたいする間接的接近の方法

非暴力的行動の技術と、それに依存する市民的防衛の政策とは、リッデル・ハートが軍事戦略の分野において提案した「間接的接近の戦略」の極限形態の一つとみなすことができる。直接的戦略、つまり、敵対者と真正面から対抗し合う戦略は、敵対者の力をかえつて強化することになると、彼は論じている。「敵対者が当然予想するような線に沿つて行動することは、相手側のバランスを強化し、したがつて、その対抗力を増大させる」。間接的接近の方法のほうが——と彼は論ずる——軍事的にみて

もよりいつそう手堅いし、それに、当の作戦（行動）計画が、「敵対者の側でそれに対抗する用意」を整えていないのが確実であるような間接性」を備えているばあい、一般的にいつて、よい結果が必ず生じている。敵を「混乱させる」と、(dislocation)これが勝利の条件を獲得するためには決定的に重要であり、そうした混乱の惹起に続いて——と彼は主張する——敵対者の不安状態が生みだす好機の「徹底的な利用」がなければならぬ。したがつて、「反抗する力を麻痺させることにより反抗をゼロにしてしまうこと」と、「敵対者に何か間違いを犯させること」とが重要となる。<sup>(注6)</sup>

戦略にかんする以上のような一般的で、しかも、一見したところ抽象的な原理は、軍事的行動の一定の形態においてだけでなく、非暴力的行動においても、それゆえ、市民的防衛においても、具体的な形態をとりうる。侵略者もしくは政権篡奪者のほうは、戦闘と弾圧のための軍事手段やその他の暴力的手段を行使して戦闘を行なう用意を、また、こうした手段に対抗する用意を十分に整えているであろう。こうした彼らと直接同じレベルで対決するのではなく、非暴力的行動者と市民的防衛者の側では、全く違った闘争手段もしくは「武器体系」に依拠する。したがつて、闘争全体はきわめて独特の性格をおびることになる。戦士たちは互いに戦いはする、しかし、その武器は全く異なるのである。

もし非暴力的行動が広範囲に、決然と、かつ巧妙に用いられるならば、非暴力的行動者たちがその選んだ「武器体系」で戦うことを断固主張するといふことが、武力の効果的使用を挫折させるよう、きわめて独特の諸問題をつぎつぎと自分たちにつきつけてくるようになることに、おそらく敵

対者は気づくようになるであろう。すでに指摘したが、暴力的な弾圧手段を抑圧者の側で一方的に使用するということは、抵抗そのものを増大させ、抵抗者の側に新しい支持を獲得させるだけであろう。それどころか、弾圧者の支持者、手先、そして兵士すらも、まず最初は弾圧者の政策の正しさを疑い始め、最後には内部での反抗を企てるにいたるであろう。

非暴力的行動の行使は、したがって、弾圧者の依拠していたのと同一の暴力的行動手段で直接弾圧者に対抗するということは全くせずに、その権力の源泉そのものを部分的もしくは全面的に弾圧者の手中から失わせうるであろう。こうした闘争の過程は、つぎのような試みとして、すなわち、非暴力的行動者たちがそのさまざまの形態の力を、自分たちの通例の支持者たちのあいだだけでなく、第三者たちのあいだに、さらには、弾圧者の陣営の中にも増大させてゆき、かくして、さまざまの過程をお通じ弾圧者の力を減少させてゆく、という試みとして考えることができよう。相対的な権力状況におけるこうした種類の変化は、ついには、当の闘争の帰趨を決定するにいたるであろう。

非暴力闘争における成功は、つぎの一ことに、すなわち、非暴力的行動者があくまで自分自身の方法で闘争しなくかどうか、弾圧者の残虐性にたいする情動的な敵意にひきずられてにせよ、一時の勝敗に誘惑されてにせよ、あるいはその例は数多くあるが、弾圧者側で使う挑発者に挑発されてにせよ、弾圧者自身の暴力的な方法で闘争を行なおうとするいつさいの圧力にたいしあくまでも抵抗しなくかどうかに、きわめて大きくかかっている。

非暴力的行動者による、もしくは、彼らを支持する側における暴力の行使は、たとえ、行使される

暴力が、騒動、加害、人命の損失を含む暴力サボタージュ、もしくは個人的暗殺、というような比較的小規模のものであるばあいでさえ、非暴力的行動に内在する独特の変革のメカニズムそのものの働きを、鋭く妨害することになるであろう。ほんのわずかの暴力行使でさえ、多数の目からみれば、苛酷な弾圧を正当化することになるであろう。またそれは、そうした苛酷な弾圧が非暴力的行動者にたいし共感と支持をもたらす例の傾向を弱めることになるであろう。さらにまた、それはいくつかの理由から、抵抗者の数をもおそらく減少させることになるであろう。非暴力的行動者の側における暴力のそうした行使は、弾圧者自身の陣営における非暴力的行動者にたいする共感と支持をも大きく減少させることになるであろう。

抵抗者による、もしくは、彼らを支持する側における暴力の行使は、さまざまの結果をもたらす。そうした暴力の行使がもたらす危険は、とりわけ、抵抗者たちに共感を寄せるようになり、心ならずも弾圧者の手先としてとどまるということになつたかもしけれぬ、弾圧者側の兵士や警察に及ぼすと思われる影響を検討してみればはつきりする。

普通の兵士は、その戦いが彼らの生死にかかわる問題であるばあいには、また、彼らとその戦友が射撃をうけ、爆弾を投下され、負傷もしくは殺害されつゝあるばあいには、よりいつそう不屈に、よりいつそう効果的に、戦争を遂行するようになる、ということが広く知られている。非暴力的反抗者にたいして行動していくも、そのような危険には直面していいばあいには、そうした兵士もしくは警察は、たとえば、「お尋ね者」の抵抗者の捜索に身を入れぬ、示威運動者の頭上高く射撃を行なう、

あるいは、射撃をいつさい行なわぬ、というようなことで、時として弾圧遂行の役に立たぬようになることがある。極端なばあいには、公然と命令に反抗するようになることもあります。そうした「役立たず化」もしくは抗命の現象のみられるようになると、弾圧者の権力は重大な脅威にさらされることになる。——それゆえ、事態のこうした推移が、非暴力的行動者なし市民的防衛者の目的にしばしばなるということにもなるであろう。

非暴力的行動者なし市民的防衛者の側における暴力の導入は、それにひきかえ、弾圧者の陣営に存在する忠誠心を掘り崩していく機会を減少させることになるであろう。なぜなら、共感を生ぜしめるようなもろもろの影響力が、そのばあいには失われるとともに、弾圧者たちの生命が脅威をうけるようになるからである。

以上は、つぎのような肝心な事柄にかんする、すなわち、暴力的サボタージュ・暗殺、もしくは、さまざまのタイプのゲリラ戦争ないしは通常戦争、それらを市民的防衛と結合するならば、そのことにより、その総体的な戦闘力を増大させることができるともし考へるならば、それはきわめて危険であり、市民的防衛は非暴力的行動という全く違った技術に依拠するものである、ということにかんする一つの例証にすぎない。

## 7 非暴力的行動の技術の展開

非暴力的行動には長い歴史がある。しかし、歴史家たちの関心がしばしば、より多く、その他の問

題に向けられていたため、非暴力的行動の技術にかんする情報はその多くが、誰の目にも明らかなく、散逸してしまっている。今日でさえ、この分野はだいたいにおいて無視されており、したがって、非暴力的行動の技術の実際の行使と、技術そのものの展開とにかんするよい歴史は全然存在していない。しかし、非暴力的行動の技術は明らかに、歴史の非常に早い時期から成立していた。

たとえば、紀元前四九四年にローマの平民たちは、執政官たちを殺害するよりも、いつせいにローマを後にして「聖なる丘」に登り、そこに数日間留まることにした。彼らはそのことを通じ、ローマ市の生活にたいする彼らのいつもの貢献を拒否し、ついに自分たちの生活や身分上の重要な改善を公約する協定を獲得したのであった。<sup>(注7)</sup>

ガンディ以前における非暴力的行動の技術のきわめて重要な展開は、一九世紀と二〇世紀の初頭に行なわれた。その時期、三つのグループがそうした展開の推進力となつた。第一のグループは、労働組合主義者やその他の社会的急進主義者たちであった。彼らは、不正な社会制度と彼らのみなすものにたいする闘争の手段と、労働者の地位改善のための闘争手段を求めたが、その手段はだいたいにおいて、ストライキ、ゼネスト、およびボイコットであった。

第二のグループは民族主義者たちであった。たとえば一八五〇年から一八六七年までの期間におけるオーストリアにたいしてのハンガリーのレジスタンスや二〇世紀初頭における中国の日貨排斥にみられるように、非暴力的行動の技術が外敵にたいしての抵抗運動に役立つことを、彼ら民族主義者たちは発見したのであった。

第三のグループは非暴力的行動をめぐる思想や人格的範型のレベルに属するが、たとえば、ロシアにおけるレオ・トルストイと合州国におけるヘンリー・ディヴィッド・ソローのように、よりよい社会を創造してゆく方法を明かにしようとする人びとであった。

労働組合主義者や民族主義者による非暴力的行動の行使が、その展開に大いに貢献した反面、その技術面での洗練と改善にたいしてはほとんど注意が払われなかつた。実際に行なわれた非暴力的闘争は、あるばあいには消極的な形態を、あるばあいにはきわめて戦闘的な形態を、それどころか、介入と呼べるような形態をさえた。初期のクエーカー教徒のような宗教的集団は、迫害にたいする集団的および個人的な対応として、非暴力的行動にでた。しかし、非宗教的な集団が非暴力的行動の技術を集団的に行使したばあい、それは、暴力的行動よりも非暴力的行動の方が道徳的にすぐれている、とするような考え方とはほとんど無関係であつた。

支配者にたいするコントロール、政策の変更、根抵からの政治組織の堀り崩し、といったことを目的として行使された、非暴力的行動にかんするガンディの実験とともに、非暴力的行動の技術の性格は巾ひろいものとなり、その行使には多くの改良が加えられるようになつた。修正の工夫が多数提出されるようになり、戦略と戦術にたいしても、より大きな注意が払われるようになった。

非暴力的行動のさまざまの手段を蓄えておく兵器庫はいまや拡張され、大衆的政治行動と非暴力の倫理的原理をつなぐ鎖が意識的に打ち鍛えられるようになつた。ガンディは、その政治的同志や同胞のインド人とともに、南アフリカとインドにおけるさまざまの闘争において、非暴力的行動が政治的

にきわめて有効でありうることを証明した。彼は、非暴力的行動の技術の彼なりに改良したもの、「サチャグラハ (satyagraha)」と名づけた。その意味は、大きっぽにいうと、真理の力をあくまでも主張し、それにじるまでも依拠する、ということである。「政治におけるサチャグラハの行使は、いざのような不変の原則に、すなわち、人民の支配はその人民が支配されることに、意識的にせよ無意識的にせよ、同意するその限りにおいてのみ可能である、という原則にその基礎がある。<sup>(注9)</sup>」

ガンディは、イギリス人を回心させようと努める反面、闘争や力の行使を必要としないような安易な解決が存在しうるなどとは想像すらもしなかつた。一九三〇年から三一年にかけての市民的不服従のキャンペーンを開始する直前、彼は総督宛てつぎのようないかで手紙を書いた。「われわれの問題は議論により相手を信服させるような問題ではありません。われわれの問題は、力を競いあう問題に変わっています。信念を持つにせよ、持たぬにせよ、大英帝国はそのもてるすべての力により、対インド貿易と数々の権益を固守しようとするでしょう。ですから、インドは、そのような死の抱擁から自分自身を解放するのに十分な力を、自分の内部より展開してゆかねばなりません。」<sup>(注10)</sup>

ガンディの時代いらい、非暴力的行動の行使は前例のない速度で世界じゅうに拡がつていった。幾つかのケースにあっては、そうした行使はガンディの思想および実践から刺激をうけていた。しかし、そのようなばあいでも、技術そのものには、文化上および政治上の新しい背景に即しつつ、しばしば変改が加えられた。そうしたケースのばあいには、非暴力的行動の技術の行使は、ガンディをすでに乗りこえていた。

ガンディに指導されたキャンペインとは全く別個に、ナチ占領下の国々や共産主義の国々においても、極度に困難な状況のもとで、重要な非暴力的闘争が出現した。第二次大戦中のノールウェイとデンマークのレジスタンス、一九五三年の東独での蜂起、一九五六六年のハンガリア革命、そして、ソヴィエトの政治犯収容所における、とりわけ、一九五三年のストライキのいずれにおいても、非暴力的行動が行使されてきわめて重要な役割を果たした。また、アフリカ、日本、およびその他の地域においても、別の重要な展開がなされている。もちろん、後退現象も存在している。たとえば、南アフリカにおける非暴力的行動の部分的で散発的な行使には、そのあとに暴力の肯定がつづいた。しかし、歴史的な視点に立って事態をみわたすとき、非暴力的行動の技術が、二〇世紀に入つてからきわめて急速に展開されるにいたつた、ということにはなんの疑いもない。

その同じ視点に立つて事態をみわたすとき、侵略やその他の脅威にたいし、それを抑止もしくは敗北させるというばあいに、非暴力的抵抗が、戦争にとつて代わりうる実行可能な手段とみなされるようになつたのは、つい最近のことしかない。ましてや、非暴力的抵抗に基づく政策——それは、現在「市民的防衛」とよばれているが——を何ほどかでも詳細に企画立案する試みが、とともにかくにも行なわれるようになつたというのは、そして、そうした政策の長短と問題点にかんする検討が提案されるようになつたというのは、なおさら最近のことしかない。

予見可能な未来において、どこかの国がその防衛能力を永久に放棄するにいたる、というようなことは到底考えられない。今日人びとの直面しているさまざまの脅威は——たとえ、そのあるものは真

実そのままの脅威であり、そのあるものは誇張された脅威であるにせよ——人びとにとり、あまりにも現実的でありすぎる。忘れるにはあまりにも多すぎる侵略と、独裁者によるあまりにも多すぎる権力篡奪がこれまで起こっているのである。

しかし、防衛と抑止は、制裁や闘争手段に不可避的に依拠することになるとしても、通例の軍事的手段にかんしては、それを不満足なものと考えねばならぬ大きな理由が今日では存在する。それゆえ、新しい防衛政策の基礎となりうる、しかも、暴力にとって代わりうる闘争手段が果たして存在するか、という問題が生じてくる。非暴力的行動は、暴力と二者択一の関係にある闘争手段である。闘争手段であるという点では、それは、和解や調停よりは、軍事的闘争とより多く共通しあう要素をもつてている。

では、そうした非暴力の技術に依拠する市民的防衛の政策といったものは、果たして存在しうるであろうか。その問題は、哲学やドグマによつてではなく、非暴力の技術がそれを通じて機能するであろうところの具体的な戦略、非暴力の技術が直面することになるであろうところの諸問題、そして、それらの諸問題がそれを通じて解決されることになる可能性のある、暴力に代替するさまざまの方法、以上の諸点を具体的に検討するなかで、答えられなければならない。そのようないつさいは、すべて、非暴力的行動の技術、その手段、その力学、そのメカニズム、およびその必要条件、以上にかんしてのわれわれの理解の程度いかんに、大きく依存することになるであろう。

## 8 過去から学ぶ

非暴力的行動の技術の本質にかんするわれわれの理解を増大させるという意図に立ちつつ、さらには、将来の闘争において役立つであろうような、あるいは、暴力に代えて非暴力的行動をさらに広く行使していくのに寄与するであろうような、知識を獲得するという意図に立ちつつ、非暴力的行動にかんする過去のケースから学ぶ、といふ努力は、一般的にいふと、これまでほとんどなされていない。非暴力的行動の技術の秘めている将来にたいしての政治的潜在力を、より深い知識にもとづいて評価するには、過去のケースにかんする研究が、そのための基礎を提供しうるであろう。

非暴力的行動の過去における行使について記した詳細な文書記録は、あまりにも数少ない。しかし、こうした記録は、非暴力的行動の技術の個々の側面の分析にたいし、<sup>なま</sup>生の資料を提供しうると同時に、別の状況のもとでテストをうけることになるであろうさまざまの仮説の形成に役立ちうるであろう。それゆえ、この分野における研究を進展させるための重要な一步は、非暴力的行動の特殊ケースを数多く集め、それらにかんする純粹に事実本位の記録を作成するとともに、もし可能ならば、それらのケースにかんする現存の解釈と説明を、こうした記録に添えるという作業である。

社会的、もしくは、政治的に重要性のある非暴力的行動の事例を、発見できるかぎり数多く収集すること、このこともまた必要である。そのばあい、こうした収集には、それぞれのケースにかんしての標準的な主要事実の幾つかと、文献資料にかんする手がかりとをあわせて記しておくべきである

う。ケース全体にたいしてのそのような概観は、いつそう詳細な研究を行なうに値するケースの選び出しに役立ちうるであろう。また、特殊な要因、たとえば、それらのケースの地理的、歴史的、および文化的分布、それらのケースに含まれている問題のタイプ、非暴力的闘争がそれにたいして戦われたところの敵対者のタイプ、といった要因を念頭におきながら、それらのケースを比較研究するとき、よりいっそう信頼のおける比較研究を、そうした概観は可能にするであろう。

周到な研究に値するもう一つの主題は、非暴力的行動における成功ということの意味とその条件にかんする研究である。「成功」と「失敗」という言葉のさまざまの意味を区別する必要があり、また、個々の闘争における具体的な成果にたいしても考察を加える必要がある。

この問題は、一見したばあいよりもはるかに複雑である。たとえば、侵略者を、短期間のうちに完全に被占領国から撤退させることに失敗したとしよう。しかし、その失敗には、にもかかわらず、侵略者の目的のいくつかを挫折させ、「征服された」当の国の内部にかなりの程度の自治を維持し、侵略者自身の支配体制と侵略者の本国とにおけるさまざまの変化は、それ自体やがて、抵抗者たちの求めた全面撤退に通じてゆくが、それとも、占領支配の崩壊の促進に通じてゆくことになるかもしれない。「成功」と「失敗」のさまざまのタイプの区別がキチンとなされたときには、そのような「成功」と「失敗」が過去において生じたさいの条件や、将来において起こりそうにおもわれる条件について研究を進めることができるものであろう。

それらの条件の中には、社会的および政治的状況における諸要因、その闘争において争点となつてゐる問題の性質、抑圧者とその抑圧のタイプ、非暴力的行動を行使するグループのタイプ、行使された非暴力的行動のタイプ（質・量・戦略・戦術・方法・抑圧に直面しての不撓不屈の程度、等々を考慮にいれること）および、さいごに「第三者」の可能な役割と影響力、以上が含まれるであろう。

非暴力的行動の技術の将来性とその政治的実際性にかんする問題は、調査と分析により研究できる問題である。また、この技術の有効性とその政治的潜在力とは、慎重な努力により増大させることができある。政治と防衛の分野における、暴力的手段か、それとも非暴力的手段か、という問題は、もし以上のような仕方でとり組まるならば、「信ずる」もしくは「信じない」という領域から移され、研究と調査にその扉を開いているところの問題となるであろう。

### 注

- 1 政治権力にたいするこのような接近方法についてのより十分な議論は、G・シャープ「非暴力的行動の政治学」（ファーラ・デルフィア、ビルグリム・プレス一九七一）第一章参照。
- 2 「平和主義」の定義については、G・シャープ「非暴力的行動および市民的防衛のイロハ」（ケンブリッジ・マサチューセツ・シンクタン一九七〇）参照。
- 3 本書「非暴力的行動の八五のケース」における関連議論参照。
- 4 G・シャープ「非暴力的行動の政治学」参照。
- 5 G・レイキ「非暴力的行動の社会学的メカニズム」（ピース・リサーチ・レビュー、オンタリオ・カナディアン・ピース・リサーチ・インスティテュート 第二巻六号 一九六八・一二）

6 B・H・リツデル・ハート「戦略——間接的接近」（ロンドン フェーバー・アンド・フェーバー 一九五四）二五、三四九、三五九、三五〇頁参照（同書は、一九五四年に「戦略」という表題のもとに、ニューヨークのプレージャ社からも公刊）。

7 F・R・カウエル「古代ローマの諸革命」（ロンドン テムズ・アンド・ハドソン書店 一九六一）四一一三頁参照。カウエルの記述はリヴィウスにもとづいている。

8 レオ・トルストイ「神の口はあるたのうちにある」（ロンドン ウィリアム・ハイネマン 一八九四）、および、ヘンリ・ディヴィッド・ソロー「市民的不服従の義務について」（G・シャープの序文あり。ロンドン ピース・ニュース・ベンフレット一九六三）参照。

9 M・K・ガンディ「インドの見解」（ゴールデン・ナンバー 一九一四）。ガンディ「サチャグラハ」（アーメダバード・ナヴァジヴァン 一九五一）三五頁に引用（なお、「非暴力的抵抗」の表題のもとともに公刊）（ニューヨーク ショッケン・ブックス 一九六一）。

10 全インド会議委員会「会議報告」（一九三〇・三・七 第五号）G・シャープ「ガンディは道徳力を武器として行使する」（アーメダバード・ナヴァジヴァン 一九六〇）六四頁に引用、ガンディおよび彼の活動にかんする広く行なわれている誤解の若干にかんする簡単な議論としては、G・ラマチャンドランとT・K・マハーデヴァンの二人が編者である「ガンディ——現代にたいする彼の意義」（ボンベイ バーラティア・ヴィディア・バーヴアン 一九六四）中のG・シャープ「ガンディの今日的な政治的意義」（同書四四一六六頁）参照。

11 南アフリカにおける抵抗にかんする戦略問題と同国における非暴力的行動の潜在的可能性にかんする議論としては、「ピースニユース」（ロンドン）に載ったG・シャープの「非暴力は南アフリカにおいて有効でありうるか」、「暴力的闘争および非暴力的闘争にかんする諸問題」、「南アフリカでの抵抗運動における戦略問題」、および、「いかにして諸君は抑圧を排除するか」（同誌、一九六三年六月二一日号、六月二八日号、七月五日号、および一〇月二五日号）参照。

### 第三章 非武装による国防

防衛と安全と平和、この根本問題をめぐるわれわれの基本的な考え方の幾つかにかんしてその当否をあらためて問い合わせるとともに、そうした目的の達成に役立つようになるかも知れない新しい政策もしくは方策についてもその検討を進めてゆくという努力が、いまやかつてよりもはるかに緊要となつてゐる。現代の軍事兵器は、通常兵器、核兵器、それに化学・細菌兵器から成り立つてゐるが、それらのもつささまさの危険と限界については、あらためて指摘するまでもないほど明白である。現在もなお明白となつていらない事柄は、それらの軍事手段に代替できるどのような手段が今日現存しているか、という問題である。本章では、在來の防衛体系に代替できる一つの防衛体系——それはもつとも普通には市民的防衛と呼ばれているが——に焦点を定めて集中的な考察を試みてみたい。

圧制を忍受するか、それとも、あえて戦争に訴えるかという選択は、人類がこれまで幾度となく迫られたものであつたが、兵器技術、通信手段、および輸送手段の分野における空前の発達により、それはいよいよ重大化するにいたつた。戦争手段におけるそうした技術革新の結果、大規模な軍事力

は、科学知識、技術上および産業上の基礎、そして巨大な資源を握る少数の国々の手中に集中するにいたっている。ことに、大規模な通常戦争と核戦争を遂行する能力にいたっては、アメリカ合衆国とソヴィエト連邦のもつ優位は、まだしばらくは挑戦されるべくもない。

したがって、大多数の国々は、自国の自衛能力が大巾に減少するにいたったか、もしくは全くのゼロとなってしまったことを認めるにいたっている。それは、高度に産業化している西欧の国々にとつてさえ真実であり、したがって、より低い発達段階にある国々にとつては、問題はよりいつそうはなはだしい。

同時にまた、局地的な紛争が、全世界的な意味を帯びるにいたっており、したがって、超大国によるあれやこれやの形での直接的な介入へとそれは通じてゆくことになってしまっている。抑止と防衛にかんする責務が、そのように、もつとも強大でかつ技術的にももつとも発達した国々へと集積していく傾向は、その他の国々にとつては望ましくないさまざまの結果を生みだすにいたっている。

たとえば、ある超大国との同盟は、その国の安全にたいする確実な保障とはなんらならなくなっている。防衛にかんする最後の決断は、外国が下すことになるので、数々の条約を締結していても、一九三九年のチェコスロヴァキアの運命が例証しているように、いざというときには、小国は全くの無援状態におかれると可能性があるのである。一九六八年には、チェコスロヴァキアはなんとその同盟諸国から攻撃されたのであつた！

同様にして、超大国からの軍事援助も、「防衛される」側の国民にとつてはきわめて危険なものと

なりうる。ヴェトナムを直視するがよい。また、もしロシアの侵略をおし返そうとして、アメリカの強大な軍事援助が行なわれることになるならば、西ベルリンにとり、それどころか西ドイツにとり、いつたいどのような事態が起ることになるであろうか。

自国を防衛するためにより強大な国々に依存するということには、そのほかにもさまざまの不利益の伴なう可能性がある。たとえば、アメリカの軍事援助を望んでいる当の国民が、アメリカの軍事援助に依存しているということを腹立たしく感するようしばしばなってはいないであろうか。自己の防衛を他人に依存することは、しばしば自己の防衛に自らの労を費やすという意欲を減退させることに通じはしないであろうか。こうした依存は、国内政策と対外政策とにかくし、自分自身の政治的判断と自律性とを、おろかにも自ら抑圧することに通じはしないであろうか。

多数の国々における安全にたいする責任が右のような次第で超大国に移ってしまったため、超大国自身の防衛義務は倍加などというなまやさしいものではなくなつてしまっている。現に、アメリカ合衆国の与えたさまざまのコミットメント（約束）は、合衆国自体の防衛という範囲をはるかにこえてしまっている。世界中の幾ダースもの国々が、その安全にかんしアメリカの支持と約束とに依存するにいたっているのである。しかも同様の事態が、より小さな規模においてではあるが、ソビエト連邦側にも見出されるし、いつの日か中国もまたそれらに匹敵できるような地位を獲得するようになるかもしれない。

外国にたいするそのような約束は（その背後に善意の動機が働いていると仮定してみても）、アメ

リカ合州国にとつては途方もなく困難な、しかもしばしば相手国から感謝されることのないような責務である。軍事的な観点からみてさえも、そうした世界的な役割の遂行ということには、さまざまの重大な問題が含まれている。

そうした約束に含まれている政治上の問題もきわめて重大である。たとえば、そうした役割の遂行が反動的な独裁体制との同盟を要求するようにみえるとき、自由の擁護者としてあるまることは困難となる。独裁的支配を人びとが避けようとするのを援助するという意図のもとに払われた大きな犠牲が、世界の警察官たるうとするアンクル・サムのお節介な努力というふうに、しばしばみられている。それどころか、それほどお追従的でないばあいには、こうした犠牲は新しい帝国主義を押しつけようとする情容赦のない企みというふうにみられているのである。

## 1 自己防衛の必要

局地的紛争にたいする超大国の介入には、より大規模な国際戦争へとエスカレートしていく危険がつねに伴なうということはほとんど指摘する必要もなかろう。合州国の資源の消耗、アメリカ人兵士の死地への投入、国外におけるこうした暴力行使の国内社会へのね返り、あるいは国内および国際のその他の重要な責務にたいする関心の低下についてはむろんのことである。

こうした困った事態も、軍事的侵略もしくは少数派独裁の暴力による押しつけを恐れる国々が、もし自己防衛の能力を身につけるようになるならば、いいかえると、世界中の国々が、第一次的には自

分自身の能力によって、どのような政治的色彩をもつ独裁的グループであろうと、また、それが国内のグループであろうと、外国の支援をうけたグループであろうと、すべてこれを敗北させることができるようになるとともに、かれらにたいする国際的な侵略にたいしてもそれを抑止し敗北させることができるようになるならば、改善することができるようになるであろう。

もしもそうなれば、安全にかんする世界の状況はきわめて違つたものとなり、世界的な規模でのアメリカの軍事介入が世界の安全のために「要求される」というようなことはなくなるであろう。もしもそうなれば、合州国のであれ、その他のいかなる国のであれ、世界的規模での軍事的コミットメントは、その必要もその口実も、存在せぬことになるであろう。そうなれば、超大国は一転して自國自身の防衛に専念し、その技術上および財政上の優位を建設的で人間的な諸目的にありむけることができるようになるであろう。

しかし、今日の事態が変革されてそのようなことになる可能性は果たして存在するであろうか。現代の軍事技術の本質そのものが、そうした自衛の能力を破壊してしまっているのだとすれば、そうした自衛の能力はどうにすれば回復できるであろうか。われわれはつぎのように問い合わせてみる必要がある。軍事技術には依存しないが、しかし、にもかかわらず、現実の実際の危険にたいしては有効であるような、新しい防衛構想がはたして存在しうるであろうか、と。おそらくそうした構想は、軍事的手段に依存せずに防衛準備を行なうことが可能となるばあい——そのようなことは大多数の人びとにとつては理解のできぬことであるかも知れないが——にしか成り立ち得ないであろう。

防衛、という言葉は、これまでほとんどいつも軍事的防衛を意味してきた。しかし、そうした意味のし方が眞実である必要はもはやないということを私は主張したい。肝心の問題は、どのようにすれば非軍事的防衛が存在しうるようになるかということである。

われわれは基礎的な事柄から出発しなければならない。われわれのこれまでの通例の考え方では、防衛能力と軍事力とは同一であり、軍事占領は政治的支配と同義語である。しかし、そうした考え方にはもはや妥当ではない。

一、軍事力は今日ではしばしば、たとえそれが存在していても、それに依拠する人びとと社会とを、実際の闘争過程のさなかで防衛してゆけるような実際の能力はもっていない。軍事力はまた今日では往々にして相互絶滅の危険しかもたらさない。さらに重要なことに——そしてこれが本章の主要な論点でもあるが——防衛能力を、軍事的手段に依らずに用意することが今日では可能になつている。

二、軍事占領は、被侵略国の政治的支配権を侵略者にたいして与えることには必ずしもならない。また、そうした軍事占領は、軍事的抵抗にいらすに、敗北させることが可能である。

## 2 市民大衆による直接防衛

軍事技術の発達により、一定の地域を中心とした防衛が有効である可能性は、たいていのばあい、ゼロになつてしまつており、その結果、人が自分たちの自由と社会を防衛するには、人民自身が主

役とならねばならないという地点にまでわれわれは投げ戻されてしまつてゐる。防衛問題にかんするそのような接近の仕方は市民的防衛 (civilian defense) と呼ばれる (民間防衛 (civil defense) と混同せぬこと)。

市民的防衛は、敵が自分たちの国に侵略してきても政治的支配を確立してそれを維持することができないようにするため、市民大衆が一丸となつて抵抗運動を行い、そうした抵抗を通じて軍事的侵略を敗北へと導いてゆくということをその目的としている。市民的防衛とは、市民による社会の直接的な防衛であり、行動における先後軽重の弁別がいつさいを左右する。たとえば、自由な新聞の維持とか、学校からの侵略者の宣伝の閉めだしとかの方が、一定の山地の確保とか、侵略者の軍隊中の年若い新兵の殺害とかよりも、民主主義の擁護にたいしてははるかに直接的な重要性をもつてゐる。侵略者にたいして、あるいは、国内の権力篡奪者にたいして行使される社会的、経済的および政治的な力の有効性が最大になるようにするには、大規模な準備と訓練とが不可欠となるであらう。

市民は、協力と服従を大衆的および選択的に拒否することを通じ、そしてその反面、合法的な政府とその政府が呼びかける抵抗のよびかけとを支持することを通じ、敵による自国の支配を阻止するといふことになるであらう。たとえば、警察は侵略者に抵抗する愛国的な反対者の捜索と逮捕を拒否するといふことになるであらう。教師は、ナチ支配下のノールウェイにおいて生じたように、侵略者のプロペガンダを学校の中に持ち込むことを拒否するといふことになるであらう。労働者と経営者は、一九二三年にルールで生じたように、自國が搾取されるのを阻止するため、ストライキ、引き延し

(delay) および妨害政策 (obstructionism) に出るということになるであろう。聖職者は、ナチ占領下のオランダにおいて行なわれたように、侵略者を助けることを拒否する義務について説教を行なうということになるであろう。

政治家や官吏や判事は、一九二〇年のカッ普一揆にたいするドイツ国民の抵抗のさいに行なわれたように、敵の非合法な命令にたいして無視もしくは公然たる挑戦的態度をとることにより、政府と裁判所の正規の機構をあくまでも敵に支配させぬようにしておくことになるであろう。新聞は検閲への屈服を拒否して——一九〇五年のロシア革命において、さらには、ナチ占領下のいくつかの国々において行なわれたように——大部数の印刷もしくは多数の小部数の印刷の形で、非合法裡に発行されるということになるであろう。自由放送の番組が、一九六八年八月にチェコスロバキアにおいて行なわれたように、秘密の放送施設から流れつづけるということになるであろう。

市民的防衛に依拠する闘争においては、市民の全体とその社会の諸機関とが、それ自体戦闘者である。市民的防衛は、もしそれが成功するならば、侵略者もしくは国内の政権篡奪者の崩壊なし撤退へと通じてゆくことになるであろう。しかし、そうした勝利は、一定地域の確保をめぐる戦闘によつてではなく、当の社会の直接的な防衛に成功するということとの結果として生じてくることになるであろう。

さらに付言するならば、侵略の行なわれるばあい、市民的防衛は、侵略者の利害と占領を強化しよ

うとする彼の企図との双方にたいして不利に働くようなさまざまな抑制要因的な力を、次のような諸力として、すなわち、侵略者自身の国内にあつては、国内における意見の衝突、体制内部における党派への分裂、そして極限の事態としては、抵抗運動をさえ促進するような力として、国際社会においては、外交的圧迫、侵略者側の政治的損失、そして時としては侵略者にたいする経済的制裁を生みだすような力として、作動させるということになるであろう。

以上のことは、生すべくもないことのように聞こえるかもしれない。しかし、核兵器、大陸間弾道弾、そして月世界への旅行が現実のものとなつたため、市民的防衛がうまく機能しうるという証拠は、三〇年前に比べるとはるかに多数存在するようになっている。

にもかかわらず、国の防衛が、軍事的手段によるよりも、市民の警戒心と訓練された非暴力的抵抗により、よりいつそう効果的に行なわれうるという考えは、ある人びとの目には驚くべきことのように、またある人びとの目には嘲笑すべきことのように映つていて。そうした政策に数多くの冒険と危険とが含まれていることは否むべくもない。しかし、そうした冒険と危険も、現在ひろく実施されている軍事的抑止政策に含まれる冒険および危険と、その程度を比較計量してみる必要がある。

### 3 批判的検討の必要

今日ひろく行なわれている見解とは正反対に、非暴力的政治闘争にはながい歴史が存在する。非暴力的政治闘争の遂行に必要な諸条件についての知識の欠如にもかかわらず、また、そのための訓練と

準備の欠如にもかかわらず、非暴力的政治闘争という技術は、勝算のほとんどないばあいできえも、きわめて感銘深い成果を生みだしているのである。

あらかじめ準備された市民的防衛が侵略者を撤退へと追い込んだというケースは、今日までのところ一例も存在していない。というのは、あらかじめ準備された市民的防衛が、一国の正式の防衛政策として採用されるというケースが、これまでないからである（植民地時代のインドと第二次大戦下のノールウェイのばあいのように、占領された国々において、前もっての準備のない抵抗が、にもかかわらず効果的に行なわれたというケースはむろん存在している）。それゆえ、市民的防衛政策を企画立案する努力は、われわれの現在立っている地点からその彼方へと慎重な配慮のもとに、いわば乗り出していく試みであり、政治における現実性と可能性との真剣な比較計量にその基礎をおく試みに他ならぬ。

調査研究のためのしかるべき財源と持続的な意志とさえあれば、圧制者にたいする抑制と政治的自由の保全とを目指しての非暴力的行動の政治戦略にかんし、その構想を進歩させることができるようにになると考へてもそれは決して見当ちがいのことではない。もし政治学的な調査と分析を行なうならば、占領体制と全体主義体制の弱点の所在を探し出し、それを藁籠中のものとすることは、われわれにとって可能であるよう私には思われる。もしそうなれば、われわれは一種の「政治的空手」とも呼びうるものを用い、抵抗運動をそうした弱点にたいして集中できるようになるであろう。

前もつての準備を欠いていてさえ、チェコスロバキアの人民は、ロシアの侵略と占領にたいするそ

の対応のなかで、非暴力的闘争の行使にかんする一つの実験を提供している。もしもかれらに自由な選択のできる余地が与えられていたならば、かれらの成功はつましいものであつたとしてもその反面、さしあたっては感銘の深いものとなつたことであろう。ロシア人はいまだに撤退してはいない。ロシア人は予想したよりもはるかに大きな犠牲を払いはしたが、さし当つては勝利を手にしている。ドプチエク体制は八月から四月まで持ちこたえたが、他方ロシア人は、生ずる可能性のあるチエコの軍事的抵抗を数日で征圧できると見込んでいた。われわれはこのケースの長所と短所との双方から学ぶ必要がある。

市民的防衛にたいしては、防衛政策上の重要な変革を目指す提案にたいして払われるどのような検討と考察に比べても、少なくともそれに劣らぬような厳格な検討と考察とが払われねばならない。市民的防衛によつて闘うといふそのことの中に含まれる数多くの実際上の問題にたいし、とりうる可能性のあるさまざまの戦略にたいし、予測しておくことの必要な抑圧のタイプにたいし、そして、生ずべき災禍をめぐる問題にたいし、具体的な検討が行われなければならない。それゆえ、私の訴えは、市民的防衛の即時採用ということではなく、それにかんする調査、研究、および政府関係者によるということである。私の意図は、改宗者の獲得ではなく、思索への挑発である。

#### 4 既知の事実から始める

市民的防衛は、その第一段階として、一国にたいする攻撃を抑止し、それを敗北させるのに役立つ

ような将来性ある戦略を開発するため、非暴力的闘争にかんする既知の経験を、それに拘泥することなく参考にして活用しなければならない。

非暴力的行動のさまざまのケースにかんする研究は、戦略研究家、歴史家、および社会科学者からこれまでにだいたいにおいて無視されてきた。そうした無視の状態を是正すべき真剣な研究は、今日ようやくその緒についたばかりである。それに、これまた同じく是正を要する問題ではあるが、非暴力的行動の本質にかんする一連の誤解のために、そうした現状はますます救いがたいものとなるにいたつている。

市民的防衛政策の主要な手段は非暴力的行動であるが、これは無抵抗や怯懦とは正反対の態度である。非暴力的行動とは、説得の試みであるだけではなく、力の行使である。それは、人間の本性の「善」であることを前提にしたりはしないし、たいていのばあい、「通常普通の」人間によつて行使されている。それは、侵略に抵抗するさまざまのグループ間での、主義の共有ないし利害における高度の共通性を、そのための絶対の要件とするものでは必ずしもないし、また、非暴力的「強制」をその手段となすこともありうる。非暴力的行動の技術は、「東洋的」であるのと少なくとも同程度に「西洋的」であるのであり、それは、抑圧的でかつ暴力的な敵にたいして闘争を遂行するため工夫されたものである。非暴力的行動は、ある政府の擁護のために行使できると同時に、その変革のためにも行使できるのであり、外国による占領にたいし、さらには全体主義体制にたいする闘争にたいしてさえ、現に広く行使されてきている。

効果的な非暴力的行動の例は数多く存在しており、そのなかには次のようなものが含まれる。すなわち、一七六三年から一七七五年まで、つまり、独立革命の初期にアメリカ植民者たちの行なった抵抗。オーストリアの支配にたいする、とりわけ一八五〇年から一八六七年までのハンガリアの消極的抵抗。一八九八年から一九〇五年にわたる、ロシアにたいしてのフィンランドの不服従と政治的非協力。一九〇五年のロシア革命。一〇月のボルシェビキ・クーデターに先立つ一九一七年二月のロシア革命。失敗には終わったが一九一九年から一九二二年までの、日本の支配にたいする朝鮮民族の非暴力的プロテスト。一九三〇年から三一年にわたるインドでの独立キャンペイン。フランスとベルギーのルール占領にたいし一九二三年に政府の支持のもとに行なわれたドイツのレジスタンス。

その後の時期における事例には次のようなものが含まれる。すなわち、ナチ占領下のいくつかの国々、ことにノールウェイ、オランダおよびデンマークにおけるレジスタンス。ブルガリア、イタリー、フランスそれにデンマークのようないくつかのナチ同盟国やナチ占領国内において、反ユダヤ人対策を無効にするために政府および民衆のとつた対策。一九四四年の、エル・サルバドルとグアテマラでの民衆の非協力と公然たる挑戦的態度による独裁者の打倒。南ヴェトナムにおけるサイゴン体制に反対する仏教徒の一九六三年と一九六六年のキャンペイン。

そのほかの最近のケースには、共産主義の支配する国々での、レジスタンスや、蜂起やそれらほどにはドラマティックでない自由化を求めての圧力行動<sup>プレッシャ</sup>が含まれており、その具体的な事例の中には、一九五三年の東独の蜂起、一九五三年のソビエト政治犯収容所におけるストライキ、一九五六年のハ

ンガリア革命の主要な諸側面、改革を求めてのポーランドの人民大衆の圧力行動、ソビエト連邦における非スターリン化のための努力、一九六〇年の年初に行なわれたチェコスロヴァキアにおける自由化を求めての圧力行動、および同年八月のロシアの侵入後に行なわれた人民と政府の非協力が含まれる。

したがつて、非暴力的なレジスタンスが、そのための土台がにわかづくりのものでしかなく、しかも、訓練と準備と知識との欠如にもかかわらず、全体主義的な体制にたいしてさえ敢行されるにいたつているということは明白である。ヒットラーのような全体主義者が、いかなる潜在的反抗にたいしても、その氣力を挫いてそれを未然に阻止すべく、国内と国際のいずれの面においても、その体制を全能であるかのごとく印象づけることに周到な努力を払ったという事実は、まことに注目されるべきである。そうした全体主義体制には、支配機能の喪失、内部闘争、永続性喪失の傾向、といった形態をとつて現われてくるきわめて重大な弱点が存在する。市民的防衛の戦略が乗ずるのは、まさにそうした特質である。

しかし、市民的防衛が全体主義体制にたいして有効となりうる根本の理由は、そのような極端な政治体制さえも、被治者にたいする依存という政治的支配における根本の事実から全面的には自由になりえないという点にある。具体的な形態における戦略としては、市民的防衛は、全体主義的な支配者にたいし、その必要とする被治者の応諾、協力、および屈服を拒否するという点に構想の主眼をおく。非暴力的行動の方法としては、一九七とおりの方法が確認されている。それらの方法は前章で簡単

に言及したが、プロテスト、非協力および介入の三つの大きなカテゴリーに分類される。

非暴力的プロテストにかんする方法は、その大半が象徴的な意志表示の行動であり、その中には、パレード、行進および監視 (march) が含まれる（方法としては五十四とおり）。非協力は、つぎの三つのカテゴリーに分類される。すなわち、(a) 社会的非協力（方法としては十五とおり）、(b) 経済的非協力。そのなかには、ボイコット（方法としては二十六とおり）と、ストライキ（方法としては二十三とおり）とが含まれる。(c) 政治的非協力の行動（方法としては三十八とおり）。「非暴力的介入」は、心理的、物理的、社会的、あるいは政治的な手段を用いて行なわれ、その方法としては四十とおりある。たとえば、断食、非暴力的占拠、および第二政府の樹立<sup>パラレル・ガバナンメント</sup>。

かなりの数にのぼる以上のような方法が、もし慎重に選択され、大規模に、じっくりと腰をすえ、賢明な戦略・戦術のもとに、訓練された市民により活用されるとということになるならば、おそらくいかなる非合法的な政治体制にたいしても、重大な問題をつきつけることになるであろう。

非暴力的行動は、交渉に似てているよりは、むしろより多く軍事的<sup>ウォー</sup>闘争に似ている。というのは、それが闘争の技術であるからである。そうしたものとしてみるとならば、非暴力的行動には、実力の行使ということが、しかし、軍事的暴力とは違った仕方での実力の行使ということが含まれている。抑圧者の暴力装置にたいし、それと類似の力で対抗するのではなく、非暴力的行動者は、政治的武器でそれに対抗するのである。

非協力が抑圧者の権力状態を脅やかすようになるその度合いはさまざまである。しかし、それに秘

められる政治的潜在力をもつともよく例証するものは、大衆的ストライキの示すさまざまの体制破壊的効果と、抑圧者の軍隊に生ずるようになるさまざまの反抗とである。

暴力的な敵対者の弾圧手段が、とるに足らぬものだというのでは決してない。しかし、それ自体では、そうした弾圧手段は、決定的な手段とはならぬのである。事実、敵側の抑圧は、非暴力的行動のもつ力を証明する証拠であり、したがって、通常の戦争において敵が射ち返してくるばあいと同じく非暴力的行動者にとってそれは絶望しなければならない理由とはならない。

もし、市民的防衛者がその規律を維持し、抑圧にもかかわらず腰をすえて戦うならば、そして人民大衆の相当部分をその闘争のなかに捲きこんでゆくならば、抑圧者の意志を阻止し、最終的には挫折させることができとなるであろう。指導者が逮捕されても、非暴力的運動のばあいにはそれとわかる指導部なしにそれを継続していくことが可能となるであろう。新規の行動をすべて違法だと弾圧者が宣言するとしても、こうした宣言は、公然たる挑戦的態度を示す新しい機会を抵抗者にたいして開いてやつただけのことにすぎないということに、抑圧者が気づくのがおちであるということになるであろう。

抑圧者の暴力と弾圧には、それがかえつて彼自身の権力状態にたいし不利に作用するようになる、という強い傾向が存在する。これが「政治的柔術」と呼ばれるものである。規律をどこまでも守り腰の坐っているような非暴力的行動者にたいしては、抑圧者の暴力は、こうした行動者の行使する力と実際には対等にたち打ちはできない。ある条件のもとでは、抑圧がかえつて、より多数の人びとをレ

ジスタンスへと参加させることになるであろう。抑圧者の支持者たちが、彼にたいして背を向けることになるであろう。不安が抑圧者自身の陣営における不服従へと通ずることになるであろう。抑圧者の支配が不可能となるほどに抵抗者の数が増大してゆくことになるであろう。抑圧者の警察がその任務を放棄し、彼の官僚が時ならずその職を退ぞき、そして、時としては彼の軍隊が反抗さえ起こすようになるであろう。事態がそこまで進展してゆくまでには、人民大衆の示す大衆的でかつ非暴力的な公然たる挑戦的態度により、敵の政府は全く無力な存在と化し去っているであろう。

以上のような推移は、非暴力的行動がうちに秘めている可能性である。しかし、決してなまやさしいことではそうした可能性を現実化することはできぬであろう。非暴力的行動者の敗北は、通常の伝統的な戦争のばあいとちょうど同じく、常に起こりうる。非暴力的行動の技術による勝利は、そうした技術を洗練された強力な政治技術にまで開発した人びとのものでしかないであろう。

## 5 脱武装 (Transarmament)

かくして、市民的防衛が第一次的に依存するのは、社会的、心理的、経済的、そして政治的なさまざまの手段により、自國の自由と独立を防衛しようとする訓練ある市民大衆に他ならない。市民的防衛のもとでは、市民大衆は、正規の民主的な手続きと政府の決定とを通じて、そうした用意を整えることができるようになるであろう。軍事的防衛から市民的防衛への転換——それが脱武装と呼ばれる過程であるが——に先立ち、長期にわたり、かなりの研究・調査および分析を積むことが必要である

う。市民的防衛の本質・実行可能性・長短、およびそれをめぐる諸問題、さらには市民的防衛がその実施においてとるであろういっさいの形態にかんし、公的な研究・思索・討論・討議がひろく行なわれるということもまたきわめて重要であろう。

脱武装の決定が行なわれれば、それにつづいて、市民防衛省とでも呼ばれるべき機関が、計画・分析・調整と若干の指導とを提供するために設置されることになるであろう。それらのいっさいはおそらく、軍事的防衛のための計画よりもいっそう複雑な課題となるであろう。

いかなる国も、それにかわる防衛政策にたいして信頼がおけるようにならないかぎり、軍事的防衛を放棄しようとはしないであろう。それゆえ、軍事的な手段がもはや必要のないものとしてその姿を消すことができるようになるまで、かなりの期間、市民的防衛にかんする諸準備が軍事的な対策と並行して実施されることになるであろう。しかし、それら二つの防衛政策は、その本質を異にするゆえ、おそらく別個の制度的機関が必要となるであろう。脱武装の期間は、人員と資金とがそれらの双方に必要となるであろう。

市民的防衛の本質と目的にかんし、国全体にたいする主要な教育計画を立案することが必要となるであろう。連邦、州および地方の政府当局が、学校、教会、労働組合、実業団体、新聞、テレビ等々の独立した機関の援助のもとに、こうした計画をひきうけることができるようになるであろう。人民大衆はこの新しい政策の概要、その実施のされかた、および期待される結果について、情報を与えられることになるであろう。

そうした政策において、よりレヴェルの高い側面に参加することを望む人びとをも含め、ある種の専門的な集団にたいしては、専門化された訓練が必要となるであろう。そうした専門的な訓練は、その性格と目的とにおいて、さまざまであり、地方近隣の防衛ワーカーにとって必要な訓練から、ウェスト・ポイントの向こうを張るような市民的防衛の中心的教育機関における専門教育にまでわたることになるであろう。とはいっても、それは自発性の演じうる役割が市民的防衛の枠内には全然存在しないという意味ではない。そうではなく、そのような専門的な訓練は、限定された役割しか演ぜず、しかもそれがそうした役割を演ずるときでさえ、それは自己訓練的であり、かつ非暴力的行動の前提条件と選択された市民的防衛の戦略とにかんする完全な理解にその根柢をもつものでなければならない。

危機状況にさいしては、市民的防衛における専門家は、ことに占領もしくはクーデターの初期、抵抗運動の開始にあたって、重要な役割を演ずることになるであろう。さまざまの状況のもとで、そうした専門家は、特別危険な任務にたいする専門的な幹部として活動しうることになるであろうし、専門家のある者は、そうしたレジスタンスにおける後期の段階を指導するため、温存されることになるかもしれない。しかし、そうした専門家が、一般民衆に代わってレジスタンスを行なうということはできないであろうし、またそのようなことを期待されてもならない。市民的防衛の主たる推進力となるべき責任は、市民全体によってひき受けられなければならない。指導者は、一般的にいって、権力篡奪者の手で最初に投獄されるか、あるいはその他の仕方で活動できぬようにされてしまう人間に属するから、市民大衆は自分自身の創意で抵抗をつづけることができなければならぬ。

## 6 抵抗のインパクトを極大に

市民的防衛のための準備が、もっぱら中央の指導部によって下達され下級のレベルにおいて実行に移される、というような指令からだけ成るということはないであろう。有効な戦略を樹立するためには、それに関りのある数多くの要因、たとえば、輸送手段・政府機関・学校等々のもつていて潜潜在的可能性を分析し、非合法的な集団の権力篡奪を阻止するにあたっては、非協力のインパクトが極大となるような特異点をあらかじめ見定めておくことが必要となるであろう。それらの職場にいる一般普通の人びとは、しばしば、そうした決定を行なうに当つて必要となる情報についての最もよい情報源となるであろう。

しかし、戦術的判断を適確なものにするには、非暴力的抵抗の形態と戦術、敵の弱点、予想される弾圧の種類、抵抗すべき政治上の決定的争点、抵抗の遂行方法にかんする数多くの実際的問題等々にかんする正確かつ詳細な知識がなければならないであろう。

地下の連絡組織の建設は、抑圧者側がそうした抵抗組織の正確な人員と構造とを探知するのをできるだけ困難にするため、危機的な状況の到来するまで、おそらく手控えねばならないであろう。しかし、「戦争のゲーム」と市民的防衛にかんする演習とは、専門家たちにたいし、さまざまの種類の脅威を処理するにさいし、代替性をもつさまざまな戦略と戦術とがもつてている将来性の検討のチャンスを提供できるであろう。占領もしくは政権篡奪を仮想し、それにたいして市民的抵抗により対抗する

演習の訓練は、地区段階の居住地域、役所、ないし工場から、都市、州、それどころか国全体という段階にいたるまでのさまざまのレベルにおいて実行しうるであろう。

技術上の準備もまた、市民的防衛には必要となるであろう。たとえば、敵が中枢的中心を占領し、既存の新聞や放送局やその他のマスメディアを抑えてしまったばあいに備えて、一般民衆との通信連絡のための準備と設備が必要となるであろう。地下新聞やレジスタンス用のリーフレットを出版したり、放送を行なつたりしてゆくための設備はあらかじめ隠して設けておくことが可能であろう。そういうした放送施設もしくは印刷工場を、近隣の友好国の領土内に設置することについて、市民的防衛相互援助協定の一環として、事前に協約を結んでおくことも可能であろう。

敵は食糧攻めにより、人民大衆に屈服を強制しようとするかも知れない。またある種の抵抗手段（たとえば、ゼネスト）は、おそらく、食糧の供給体制を崩壊させることになるであろう。それゆえ、非常事態に備えての食糧の備蓄が地区毎になされるべきであろう。非常事態における燃料と食糧の供給にかんしても、さまざまの代替手段が探究さるべきであろう。あるタイプの危機状況にたいしては、市民の大集団を大都市から抑圧者の支配の及びにくい田園地帯へと疎開させるための計画が立案されることになるであろう。

市民的防衛には人民大衆の積極的な支持と参加が不可欠である（しかし、意見の全員一致は必ずしも不可欠ではない）。それゆえ市民は、危機にさいして自分たちの社会を守りぬくだけの意志と能力

とを持つていなければならぬ。市民が自己の民主的制度を擁護する意志をもつということは、その民主的制度が完璧であると彼らが信する、ということを意味することにはならない。しかし、そうちた民主制度が国内の政権篡奪者ないし外国の侵略者から押しつけられる可能性のある如何なる体制よりも好ましいものであること、民主的政治制度における必要な変革は、民主的な決定を通じてなさるべきであること、以上の二つのことをそれは意味している。市民的防衛が有効となるには、人びとが、自分たちの自由と独立にとっての脅威にすすんで抵抗することを望むのでなければならない。彼らが、自分たちの社会の民主的な諸性質を心をこめていつくしむというのでなければならない。

市民的防衛の有効性を高めるための方策（非常事態に直面したさい、市民がよりいっそ自立的に行動するようになるための権力分散政策をも含めて）は、民主的社會の強化に役立ち、また、民主的社會にいっそう積極的に参加するという態度の育成にも役立つであろう。それゆえ、市民的防衛にかんしては、防衛上の必要と社會的・經濟的な必要との間に、対立や矛盾の關係が全然存在せず、両者の關係は相補的である。アメリカ合州国のはあい、今日の軍事本位の政策がわれわれをまさにそうちた矛盾のなかにひきずりこんでしまっているだけに、この点は防衛政策上の重要な前進となることであろう。

したがつて、市民的防衛とは、民主的防衛に他ならない。圧制と戦争が循環して出現し、相互に他を強めあう原因となりうるのとちょうど同じように、政治的自由と平和とは互いに内的に深く結びつきうるのである。圧制と戦争ではなく政治的自由と平和が、相互に作用し合い、不斷に再生してゆけ

るような生活条件を生みだしてゆく具体的な手段を市民的防衛政策は提供できるであろう。

## 7 侵略者の側で考慮にいれる事項

ある侵略的体制が他の国にたいして侵略を行なうかどうかを決定するばあい、通例考慮に入れる事項は、(一)、その国にたいする侵略とその後の支配とにかくして予想される難易と、(二)、人間・經濟・政治・イデオロギー・威信・軍事およびその他の点にかんし予測される費用に比較しての効果と、であろう。途方もない博打をうつとか全くの非合理性に基いて行動するとかいう国民でない限り、効果よりも損失の方がかなり大きいと予想されるならば、そのことはおそらく、その侵略者をして思いつどまらせる理由となるであろう。

侵略は、目的そのものではない。それは、より大きな目的を達成するための手段であり、より大きな目的の方には、殆んどつねに、侵略した国の占領ということが含まれている。しかし、侵略に成功したとしても、その国、その社会、およびその人民の占領と支配にかんしてさまざまの大きな困難が後にひかえていることになれば、そうした侵略の「成功」なるものは、侵略犯たちにとり、危険な幻想となるであろう。

チエコスロヴァキアを侵略しつつあるロシア人たちが、その初期の段階において、重大でしかも予期しないさまざまの困難に出会つたことは疑いがない。もし前もっての市民的防衛上の準備と訓練が存在していたならば、そうした準備と訓練とはおそらく、こうした困難をかなり大巾に増大できたで

あらう。そうした準備と訓練が完璧であるばあいには、そのつもりでいる侵略者は、たとえその国を容易に侵略することはできても、その国を成功裡に支配することはできないということをみてとるようになるであらう。市民的防衛はまさにその瞬間に、強力な抑止力として自らを顕わしたのである。

そのつもりでいる侵略者が考えぬいておく必要があると思われる偶発事はその他にも存在する。ある国の国民たちの抵抗の士気と方法が他の国々へと波及してゆき、それが再び侵略者の圧制に対抗する力としてはね返つてくる、というようなこともありますり得ることであらう。そのような観点からみれば、市民的防衛は、通常兵器による攻撃にたいする「ポスト・核」における可能な抑止力とみなされなければならない。

では市民的防衛は、核兵器による攻撃にたいして、抑止力となりうるであらうか。核時代においては市民的防衛はナンセンスである、なぜならひとたび核爆弾が落下しはじめるならば、それは何らの防衛手段も提供しないであらうから、ということがしばしば主張される。しかし、問題は、市民的防衛へ向かっての脱武装を通じて生み出される可能性のある諸条件が、その国にたいする核攻撃の開始を促進することになるか、それとも、阻止することになるかという点である。

## 8 抑止と防衛

今日、誰が最もはなはだしく、そして誰が最も少なく核攻撃を恐怖しがち予想しているであらうか。核攻撃を最もはなはだしく恐怖するのは、まさに核保有国である。そして、そのように恐怖する

理由の一部は、それぞれの側が他方の側を怖れているという点にある。ブラジル、メキシコ、インドネシア、カナダそれにオーストラリア、これらの国々はすべて核兵器を持たぬ国々であり、アメリカ合衆国やソ連に比べ、核攻撃を恐怖し予想するということはあるかに少ない。

してみると、核攻撃にたいする恐怖、あるいは、主要な通常兵器戦争での軍事的敗北にたいする恐怖は、敵にたいして核攻撃を開始する十分な理由となりうることになる。市民的防衛は防衛目的にしか行使することが不可能であるから、そうした動機をとり除くことになるであろうし、したがってそのことにより、核攻撃の危険を、たとえ全面的には解消しないとしても、すくなくともそれを大巾に減少させることになるであろう。核攻撃にかんし、いま述べたような問題を提出された幾人かの軍人が、抑止力として市民的防衛だけを行使する国にたいしての核攻撃の可能性はそれほど大きくなないとみている、という事実は紛れもなく重要である。

いかなる抑止力のばあいにも、抑止に必ず成功するという保障はありえぬ。それゆえ、もし核抑止力がその抑止に失敗するならば、むろん、それに代る抑止力についてのいっさいの論議も、また、その問題について論議するものも論議せぬものも、永久におしまいとなるであろう。しかし、市民的防衛の抑止力がその抑止に失敗するといはあいであれば、人間の生活にたいしてはその存続が、また正しい解決にたいする長期的希望にたいしてはその残存が依然として許されるであろうし、他方、圧制にたいする当の闘争にかんしてもレジスタンス側のさまざまな力が、もつと直接的な形で圧制と対抗するようになりつつ新しい段階にはいってゆくことになるであろう。また、市民的防衛の抑止力が

その抑止に失敗するばあいには、新しい状況を処理すべき一連の応急計画が、眞の政治的な勝利と人間的な勝利とをもたらす潜在的な可能性を保持しつつ実施に移されてゆくようになるであろう。

抵抗は、決してなまやさしい事柄ではない。しかし、圧制的体制にたいする抵抗は、当の体制が自己の確立につとめている最中に行なう方が、そのことに成功してしまった後で行なうよりも困難の度合は低い。ジョージ・ケナンは、全体主義体制が権力篡奪に成功するには、一定程度の大衆的困惑状態と大衆的受動性との存在がその条件となると指摘している。市民的防衛のための前もっての準備と訓練は、そうした事態の防止を、とりわけその主眼におく。市民的防衛のもとでは、それが非暴力的であるというまさにその理由により占領体制にとつては格段に危険きわまりないものとなるようなさまざまの手段を駆使しながら、自分たちの自由のために闘う十分の用意のある人民大衆と、侵略者は出会うことになるであろう。そして結局、侵略者はおそらく敗北し去るであろう。

むろん、市民的防衛は、敵軍の自国内への侵入を防ぎとめることはできない。しかし、敵軍のそうした侵入は、成功のたやすくかんする幻想を生み出す。そして、この幻想が政治的伏兵として機能するようになる。そのようになるまでに人民大衆が占領成功のための必要条件としてヒットラーの想定したような心理的条件に屈服してしまっているということ、つまり人民大衆がそれまでに敗北をみてしまいか、占領体制を自己の主人および征服者として承認してしまっているということは、市民的防衛のもとでは起こらないであろう。

市民的防衛のもとでは、侵略をうけたその時点で、国と防衛能力とがすでに敗北し去っているとい

うことはないであろう。闘争のための力は、その時点ではまだ行使されてはいないであろう。訓練された市民大衆は、その用意があるのでそのような事態に直面しても、驚き慌てたり混乱したりすることはないであろう。彼らは敵軍の兵士と官吏が国のすみずみまで配備されるということが、自分たちの敗北をなんら意味せず、敵との至近距離でのより長期にわたる闘争の最初の段階であるとみなすであろう。そうした闘争は困苦にみちたものとなるであろう。しかし、市民的防衛者は数々の強みを保持するようになるであろう。後退という事態も起こり得るであろうが、そうした事態は、将来の運動のための勢力の建直しに通じうるであろう。市民的防衛にあつては、降服のための白旗は全く存在しない。

市民的防衛によつて地理的な境界線を防衛することはできない。しかし、侵略の初期の段階においてさえ、ある限定された行動であれば防衛の活動は可能であろう。侵入してきた軍隊にたいしてその展開を、（もし海路を通じて侵入してきたのであれば）埠頭におけるさまざまな妨害活動を通じ、列車運転の拒否を通じ、あるいは、幾千台もの自動車の乗り捨てによる主要道路や空港の封鎖を通じ、遅滞させるというようなことは可能であろう。

そうした行動は、敵軍の個々の兵士にたいし、彼らがそれまでにどのようなことを聞かさせていたにしても、彼らが侵略軍として歓迎されることはない、ということをハッキリとさせることになるであろう。その他の象徴的な行動としては、人民大衆は喪章をつけ家に留まり、限定されたゼネストを行ない、夜間外出禁止令を無視し、あるいは侵略軍の兵士にたいし、彼らの政府の宣伝を信ぜぬ

よう説得するというようなことは行ないうるであろう。そのような行動は、敵と味方の双方にたいし、占領が断固とした抵抗に出会つてゐるだけではなく、占領がかえつて屈服と協力を人民にさせないほどその士氣をもりあげる役割を果たしているということにも気づかせることになるであろう。

さまざまの都市で行なわれる侵略者の軍隊行進は、人っ子一人いない街路と、閉された窓とによって出迎えられることになるであろう。また、彼の対民衆工作はボイコットされることになるであろう。侵略者の個々の兵士や官吏の忠誠心を掘り崩すための努力がはらわれることになるであろう。彼ら兵士と官吏は、抵抗の存在すること、しかしその抵抗は特別な抵抗であつて権力篡奪の企てにたいしては向けられるが、個々人としての兵士や官吏にたいしてはなんら危害を加えようとするものではないことを教えられることになるであろう。もし兵士や官吏の間でそうしたことを互いに伝え合うことができるようにになれば、いつなんどき狙撃者もしくはプラスチック爆弾によつて殺されることになるかも知れないと彼らが思つてゐるばあいに比べ、抵抗する人民大衆にたいしてちょっととしたことで手助けをしたり、残虐行為を避けたり、そして、決定的な時点においては叛乱を起こしたりする、といふ可能性はより大きなものになつてゆくであろう。

## 9 非協力の諸形態

政治と経済の分野におけるより実質的な非協力のうち、抵抗の初期の段階に行なわれるような形態も存在するであろう。たとえば侵略者は、政府の官僚機構と個々の官吏との双方から、その指令の実

行を全面的に拒否されるであろう。あるいは、官吏は従来どおりの政策を維持し、侵略者の命令を無視し、かくして新しい政策の具体化をご破算にするであろう。警察は、侵略者のために政治的逮捕を行なうことを拒否し、人びとに逮捕のさし迫つていることを警告し、一定の命令を選択的に拒否するか、もしくは実行しても効果の上らぬ形でしか実行せぬであろう。

経済体制を利用しようとする試みにたいしても、限定されたゼネスト、意識的な操業低下、必要不可欠な専門技術者の援助拒否ないし失踪等々に加えて、産業の基幹部門、輸送、原料供給等々におけるさまざまなタイプのストライキの選択的行使を通じ、抵抗が行なわれることになるであろう。レジスタンスにかんするニュースは、あらかじめ用意されている世界中のチャンネルを通じて報道され、したがつて、それはまた侵略者の本国にたいしても放送されることになるであろう。レジスタンスにかんするニュースは、あらかじめ用意されている世界中のチャンネルを通じて報道され、したがつて、それはまた侵略者の本国にたいしても放送されることになるであろう。以上のことはほんの例示にすぎない。それぞれのケースがそれぞれ他のケースと異なった特徴をもつており、しかも、敵側の追求する目的の如何がいつさいを決定することになるから、あらゆる状況にたいして応じうるような青写真などは、むろん存在するはずもない。それにまた、違った種類の脅威を処理するためには、違ったタイプの可能的な戦略を計画することが肝要となるであろう。

恐らく、その数は軍事的闘争のばあいに較べて遙かにすぐないとしても、死者と負傷者の両方が長期にわたり出てくることは予想しておかねばならない。もし市民たちに、その防衛行動において起こりうるそうした災禍の見通しを直視する覚悟がなければ、抵抗運動は必ず崩壊してゆくであろう。それは、通常兵器による戦争において軍隊が砲火を浴びたさい、もし逃げ出すか降伏するかするなら

ば、敗北は確定的となるのと同じである。いかなる闘争のばあいとも同じく、非暴力的闘争においても、そうした災禍は当の闘争全体の文脈のなかで考察されなければならない。軍事的闘争である戦争のばあいには、幾百万にものぼる死傷者を当然のこととして受け入れていてもかかわらず、その同じ人びとのいかに多くが、市民的防衛のばあいに予想しなければならない敵による処刑や心身にたいする加害の危険を、市民的防衛における決定的な欠点であると断定しているかは驚く他はない。非暴力的闘争における死傷率が通常の戦争のばあいに較べて問題にならないほど小さいということを示す証拠の存在しているとき、そうした断定はことのほか理解しがたい。

## 10 成功と失敗

占領の進展につれ、裁判所、学校、労働組合、文化団体、知的職業団体等々のさまざまの機関の支配を敵は試みるようになるであろう。もしそうした支配が確立されるならば、レジスタンスのそれ以後の行動能力は長期にわたり弱められることになるであろう。それゆえ市民的防衛は、当の社会のそうちした諸機関を支配しようとする侵略者のいかななる試みにたいしても、断固として抵抗しなければならない。どのようにすればそのような抵抗が可能となるかを、二、三の例によつて示してみよう。

裁判所は、侵略者の官僚機構を、違法かつ違憲の機関と宣告することになるであろう。裁判所は、侵略前の法律と憲法に依拠しつつ、その活動をつづけることになるであろう。そして、たとえ裁判所を閉鎖しなければならぬ事態にたち至ったとしても、侵略者にたいし道徳的な支持を与えることを、

裁判所は拒否することになるであろう。学校を支配しようとする試みにたいしては、学校のカリキュラムを変更することの拒否、あるいは侵略者の宣伝をもちこむことの拒否、争点となっている問題にかんし生徒にたいして進んでなされる解説、可能なかぎり長期にわたって継続される正規の教育、そして必要とあれば、学校の閉鎖と生徒の家庭における私設クラスの開設等々を通じて、抵抗が展開されることになるであろう。

労働組合もしくは知的職業団体を支配しようとする努力にたいしては、侵略前の憲法と法手続きをどこまでも守り抜くこと、侵略者によつて設立されたか、もしくは侵略者のために設立された新組織にたいする承認の拒否、納税の拒否、あるいは侵略者支持のいがなる組織の会合にも出席することの拒否、さらには破壊的ストライキと経済的ないし政治的ボイコットとの推進等々の手段により対抗しうることになるであろう。

市民的防衛が失敗するばあいのさまざまの可能性を、あるいはたとえ成功してもその成功が限定されたものでしかないばあいのさまざまの可能性を考察するときには、次の二つの要因を心にとどめておかなければならない。

その第一は、市民的防衛による英雄的闘争のうちに敗北したとしても、その敗北は、重大な核戦争から出てくるいかなる結果よりも、まだ望ましいものであるであろうということである。最悪のばあいでも、そうした敗北は、苛酷な圧制のもとにおける長期にわたつての困難でかつ苦痛にみちた生存を意味するにしても、生活そのものは存続することになるであろうし、その生活とともに、最後には

自由をかちとることができるという希望もまた存続することになるであろう。非暴力的行動は臆病者のための道ではない。非暴力的行動は、敵の加害に耐えるということにおいて払わねばならぬ代価がどのようなものであろうとも、どこまでも闘争そのものは継続してゆくという能力と意志とを要求する。だがしかし、考え得るものつとも悲惨なケースにあってさえ、非暴力的行動は、人類にたいしつねに未来を許すであろう。

その第二は、非暴力的闘争にあっては、全面的勝利の獲得に失敗したとしても、それは、全面的敗北を意味しはしないであろうということである。人民大衆が侵略者を追い出しえなかつたばあいではえ、国と国の中重要な諸機関、つまり、いかなる国であれ、その国の自由がその独立に大きく依存するような国の諸機関との両者にかんし、人民大衆が高度の自治を維持することができるようにはなるであろう。

市民的防衛を主張するわれわれの議論のもう一つの論拠は、今日の国際事情と技術事情のもとでは、市民的防衛のほうが、軍事的防衛よりも、占領にたいする抵抗ないし政治的自由の回復にさいして、実質的な成功を獲得できる機会をより多く提供するという点である。もし政権篡奪者が被占領国を屈服させることに失敗すれば、そのときには、不安と不和の毒気がその政治体制とその兵士や官吏との間に広まってゆくであろう。さまざまの国際的な圧力が、抑圧者の力をさらに弱化させてゆくとともに、市民的防衛者の力をさらに強化してゆくであろう。政権篡奪者は、彼が世界世論の反対に直面しているだけでなく、外交上の重大な措置や経済上の通商停止に直面していることに、恐らくきっ

と気づくようになるであろう。被占領国にたいする抑圧の継続は、抵抗運動をますます育んでゆくであろう。かくして、非協力と不服従の態度をとる被治者の数が増大してゆくならば、そのことは、おそらく成功したつもりでいる圧制者を敗北させるとともに、新しい意味内容、活力、そして耐久力により自らを高めもし、強めもしたような自由を回復するにいたるであろう。

勝利の到来する正確な道すじは状況によつてさまざまであろう。あるばあいには、それは、侵略国の内部における政府の代替とその時を同じくするであろう。またあるばあいには、侵略者にたいし面子をたてるような方式で交渉が行なわれるであろう。極端なばあいには、占領勢力それ自体が崩壊および叛乱寸前の状態となり、その結果、そうした方式のあるなしにかかわらず、侵略者の軍隊と官吏は本国に引揚げるのが精一杯ということになるであろう。いずれのケースにあっても、そうした事態の真の意味、すなわち、当の占領がもはや敗北し去つてゐる、ということはあきらかであろう。

市民的防衛を考察するさいのもう一つの視角は、もし非武装が防衛能力の減殺もしくは放棄を意味するのであれば、市民的防衛は非武装ではないということの確認である。市民的防衛へ向かつての転換は、そうしたことではなく、武装からの超脱である。言いかえると、通常および核による軍事力に依拠することなしに抑止と防衛の手段を提供するような新しい防衛能力を以て旧来のそれに代替せること、このことをそれは意味する。市民的防衛は、また、世界的平和にたいしても寄与をする。なぜなら、軍事的な手段と異なり、市民的防衛は国際的な侵略のためにそれを行使することが不可能であるし、また、それを意図するもののように誤解されることもありえぬからである。

## 11 政策であつて信条ではない

市民的防衛はまた、疑問を知らぬ「信者」を探し求める新しい教条などではない。市民的防衛の今日の発展段階は、理論と実践のいずれの面においても、なお原始未開の段階にとどまっている。市民的防衛という構想を検討したことのある人びとの間でさえ、市民的防衛が適切であるような防衛問題のタイプや敵のタイプにかんしてはその見解がさまざまに分れている。たとえば、ある者は、ナチ・タイプの体制にたいしてはそれは可能性をもたない、しかし中程度の苛酷さをもつ占領体制にたいしてはうまく機能するであろうと主張する。しかし、私は急いでつけ加えたい。軍事的政策のばあいにも、見解の一致などは全く存在していない！ と。

市民的防衛にかんするもう一つの決定的に重要な点は、条約を結ぶことなく、しかも、多数の国々が依然として軍事的武装の段階にとどまっているにもかかわらず一国だけでも、あるいは少数の国々だけでも、そうした政策を他国にさきがけて採用することが可能である、という点である。その有効性と利点が確信されるようになれば、ほかの国々も軍事的武装の段階を超脱するようになるであろう。侵略的体制はおそらく、市民的防衛国家から、その抵抗能力にかんする数々の教訓を教えられなければならなくなるであろう。

市民的防衛を採用する最初の国々はおそらく、防衛における自立性を最も強く望みながら、しかも、自分自身の軍事的手段ではそのことを実現する能力を欠く、というような国々であろう。超大国は、

たとえ採用するにしても、ずっとおくれることになるであろう。もちろん、事態がそのように進行しなければならないというのではなく、思いがけぬ事態も起こりうるであろう。ある国々は、市民的防衛へと武装を超脱したにもかかわらず、多数の他の国々は依然として軍事的防衛の段階にとどまるという時期が、かなり長期にわたつてつづくことであろう。しかも、そのあるものは決して脱武装へと転換することがないかも知れない。

市民的防衛政策の採用にたいし、それに反対する拠点勢力の出てくることは避けがたいであろう。巨大な数々の軍事機構をかかえている民主国家にあっては、短期間のうちにそうした機構を除去するということは、おそらくないであろうし、また不可能でもある。しかし、もし市民的防衛の有効性を、なんびとにも確信を与えるほど明確に証明できるようになるならば、民主国家は、それを防衛の一要素として付加するようになるであろう。もしそのようなことになれば、そうした民主国家は、市民的防衛の要素にたいする依存度を次第に高めてゆくとともに、軍事的部門を段階的に消滅させてゆき、ついには、両者の入れ替えが完成するにいたるであろう。そのばあい、軍事要員の一部を、新しい市民的防衛体制に適合するよう再訓練することは、むろん可能であろう。

独裁体制と不安定な政権とはおそらく、国内、国際の両面におけるさまざまの目的のために、軍事的な能力にもつとも激しくしがみつくことになるであろう。しかし、独裁体制でさえ、外国からの軍事的攻撃の恐怖が除去されることにより（そしてそれは国内における政治的緊張の緩和にも寄与することになる）、また、自國の人民から政策転換を求めて非暴力的な圧力を加えられることにより、市

民的防衛の採用へと促されるようになるということはありうるであろう。

脱武装に最初に踏みきったケースがもたらす国際的な諸結果を確実に予言することは不可能である。市民的防衛の政策を採用する一国の決断と、それを実行してゆくなかでのその有効性とは、以下のような諸要因に、すなわち、市民的防衛が予想するようなタイプの闘争についての知識の状態、戦略的計画の妥当性、準備と訓練、その国の地理的位置、敵の性質、さらにはその国の人民の決意、熟練、英雄的勇気等々にかかっているであろう。

## 12 国内面と国際面でもたらされる諸結果

系統的な市民的防衛政策により権力篡奪ないし占領を敗北させることに成功するならば、それは、他の国々における市民的防衛政策の採用にたいし、重要な寄与となるであろう。市民的防衛政策における最初の成功は、おそらく、次第しだいにより多くの国々をしてそれを研究させ、ついには軍事的防衛から市民的防衛へとその防衛政策を転換させるにいたるであろう。

市民的防衛の政策をすでに採用している国々は、他の国々を脱武装へと、直接的な形で、鼓舞できるようになるであろう。「市民的防衛相互援助条約」のもとにいくつかの国々が、知識、研究成果および実験を分ちあうことができるようになるであろう。そうした国々は、非常事態のさい、一定の援助（たとえば、食糧・資材の供給・財政・外交および経済上の圧力、亡命者にたいする避難所、印刷および放送にかんする安全な施設等々）を提供しあうができるようになるであろう。そうした国々

は、市民的防衛を考慮する国々にたいし、技術的な助言を与えるとともに、市民的防衛によつて侵略を抑止すべくさまざまの共同行動を保障しあうことができるようになるであろう。

そうした国々は、市民的防衛を考慮する国々にたいし、技術的助言を与えるとともに、市民的防衛によつて侵略を抑止すべく共同の活動を保障しあうができるようになるであろう。

軍事的計画のばあいとは正反対に、市民的防衛のばあい、それにかんする研究・計画および訓練の成果の国際的な共有が、将来の闘争における政策の有効性を脅すというようなことはないであろう。そうではなくかえつて、そうした共有は、さまざまの国が市民的防衛へと脱武装してゆくその速度を加速することになるであろう。それは国際舞台から戦争を徐々に除去してゆき、世界平和を増大させてゆく上で、極めて重要な意義をもつことになるであろう。若干の国々が軍事的能力を放棄しないばかりで、その事実は、市民的防衛を放棄する理由とはならず、かえつてむしろ、それを拡大し、その効果を増大させてゆく理由となるであろうということを指摘しておくことも大切である。

市民的防衛から出てくる重要な結果のあるものは、社会的および経済的なものであろう。たとえば、貧しい開発途上国が市民的防衛へと脱武装してゆくばあい、そのことは、現行の過大な軍事予算の大半を、貧困問題や開発問題の処理に用いることができるようになる、ということを意味するであろう。同様にして、先進国は、市民的防衛へとその政策を転換した後では、開発途上の世界にたいし、現在のそれよりもっと多額の援助を与えることができるようになるであろう。

市民的防衛にはまた、合法的な政府にたいしての、国内からする、もしくは、外国の援助のもとに

なされる、クーデターにかんしても、それを処理してゆく能力が存在する。しかし、軍事的防衛のばあいにはそうしたことの処理のために防衛が構想されることはない（それどころか、一九六七年のギリシャに見られたように、合法的な政府を転覆するのは、通例のばあい、軍部である）。

ながい眼でみるならば、市民的防衛は、その費用において、軍事的防衛よりはるかに低廉であろう。もつとも、市民的防衛の費用がゼロということにはならぬであろうが。しかし、過渡期にあっては、軍事的防衛と市民的防衛との双方の準備が並行して行なわれるため、その出費は非常に大きなものとなるであろう。

市民的防衛のもつと別な側面における利点は、その国がみずから表明した民主的な諸原理を蹂躪するような対外（外交）政策や同盟を要求するようになるよりはむしろ、防衛のためのさまざまの手段をして民主的な政治目的に積極的に奉仕させるようになる可能性がそれにはある、ということである。「防衛」の名のもとに、独裁国と軍事同盟を結ぶとか、あるいは、軍事基地を維持するために圧制的な政府にたいして暗黙の支持を与えるというようなことは、もはや必要ではなくなるであろう。一口でいえば、市民的防衛は、世界のあらゆるところにおいて、圧制的な体制を自由化したり、あるいは打倒したりするための強力な力に、おそらくきっととなつてゆくであろう。

しかし、最も重要なのは、市民的防衛にたいしては次のことを、つまり、防衛におけるきわめて高度の自立性をすべての国々にたいして回復することを期待することができるという一事である。防衛力の源泉を現代のテクノロジーから人民自身へ、すなわち、行動する決意と能力をもつ人民へ移して

ゆくというそのことを通じて、市民的防衛はそうした回復をもたらすことになるであろう。もしも世界の国々が、なによりもまず、みずから努力によって、そして殊に超大国からの軍事援助に頼ることなく、国内における暴力的少数派の権力篡奪にたいし、また、外国からの侵略にたいし、自衛の行動をとりうるようになるならば、現代世界の防衛問題は、根柢からその様相を一変させることになるであろう。

### 13 遠大なる仮説

以上の議論はすべて、ある遠大なる仮説に、すなわち市民的防衛にかんする今日の基本的な考え方を洗練させ、発展させ、そのことによつて、少なくとも軍事的手段と同程度の有効性をもつ新種の防衛政策を生み出すことができる、という仮説にその基礎をおいている。市民的防衛政策の一般原理との理論的枠組みとのいっそうの展開、特定の一国の防衛上の必要を充たすのに役立つようなモデルの作成、さらには脱武装の期間にとつて必要な計画、準備、訓練、ないしその他の困難な任務の達成等々の諸事項にたいしては、問題ごとの長期にわたる個別的研究が必要となるであろう。

現代の戦争と圧制にかんする、また、侵略および国内的権力篡奪にたいしての効果的な防衛にかんするさまざまの問題についても、合理的で実行可能な解決であれば、なんであれそれを未研究のままに放置しておいてはならないという点では、すべての人びとが疑いもなくその意見を等しくするであろう。市民的防衛といふこの構想にたいし、正当な評価を行なうことができるようになるのに必要な

研究、思索、討論および調査を発足させること、そして、もしそれがうまく機能しうると判明すれば、脱武装——それはわれわれの生きている間に実現しようと思えば実現しうるであろう——に必要な基礎知識を用意すること、それがいま重要である。われわれはいま、市民的防衛の発展におけるある段階に、すなわち重要な前進を比較的迅速に達成しうるような段階に立っている。

市民的防衛と非暴力的行動による自由化<sup>リベーション</sup>とにたいして寄せられる信頼が増大してゆくならば、そのことは、戦争と圧制の双方を前進的に根絶してゆくその努力のなかで、一連の連鎖反応を生じさせることができるようになるであろう。もしそうなれば、歴史のコースそのものが変革されることになるであろう。現代世界における最も重大な恐怖と不安とのあるものが除去されることになるであろう。市民的防衛が、恐怖もしくは狼狽ではなく、勇気と自信と希望を抱きながら、現実的な態度で未来を直視するという、そのことを可能にすることになるであろう。

## 第四章 非暴力的代替手段にかんする調査分野

非暴力的行動は一つの広大な問題領域をなしているにもかかわらず、相対的にいうと、その本質についてわれわれは殆んどなにも知らないといってよい。したがつて、単に人知を前進させるためだけであろうと、あるいは、暴力に代替するものとしての非暴力的行動の潜在的可能性、問題性、および限界を、それにもとづいて評価できるような基礎を用意するためであろうと、非暴力的行動にかんする研究は早急に行なわれる必要がある。

そのような「基礎的な」研究に加えて、一国の内部におけるさまざまの闘争ケース、たとえば、市民的自由の確保、少数民族にたいする不当な圧迫の是正、独裁体制の廃止、権力ないし支配の再配分、というような問題をめぐる闘争において、非暴力的行動の技術のもつ潜在的可能性と効用を研究調査するために、それぞれのケースにかんする問題別の研究が必要となる。しかし、そうした問題別的研究はまた、非暴力的行動の技術を国防に、つまり、市民的防衛に適用してゆくさいにも必要となる。

市民的防衛に適用してゆくばあい、非暴力的行動の技術の目標は、次の点に、すなわち、起こりうる国内的脅威(クーデター)と国際的脅威(侵略)との双方にたいして、準備と訓練のある市民大衆が遂行する抵抗運動を通じ、社会の自由と独立とを確保する、という点におかれることになる。したがつて、ボイコット、ストライキ、政治的非協力、および公然たる挑戦的態度は、権力篡奪者にたいし、その意志を変更させるためだけなく、彼がその支配を確立し維持することを不可能ならしめるということをもその目標とする。

市民的防衛のもつ潜在的有効性を研究するには、厖大な量の調査と分析とが必要であるが、そうした調査と分析は、さらに、市民的防衛政策の前提となる基礎仮説の妥当性を決定するためにも、また、政策の実施に含まれる困難な諸問題の解決可能性の有無と、可能であるばあいの解決方法とを決定するためにも必要である。こうした諸問題にかんする情報は、市民的防衛政策そのものを評価し、それがよりいつそうの留意に値するかどうかを決定する能力を向上させるうえでも役立つであろう。

もし市民的防衛がいつそうの留意に値するということになれば、こうした調査が今度は、十分の準備さえあれば市民的防衛政策が実行可能となるようなケースおよび分野のタイプを確定するのに役立つことになるであろう。もし、こうした研究がさらに推し進められてゆくならば、それはまた、市民的防衛が、軍事的防衛に加えて、それを補充する防衛力として採用されるばあいに、どの程度まで有効適切でありますかという問題を決定する上でも、また、市民的防衛が軍事的手段に完全に代替しえ得るような有効な手段を提供できるようになる——これこそが市民的防衛の主眼であるが——かどう

かという問題を決定する上でも役立つことになるであろう。

以下に提示する調査分野のリストは、大学における個々の学科との関連をはなれて作成してある。ある調査分野、もしくはある特定の問題を、ある一つの学科、たとえば、心理学、社会心理学、歴史、政治学、ないし社会学、といった一つの学科の視点からではなく、二学科以上にわたる視点を複合させ、その視点から検討してゆく、ということがしばしば試みられることになるであろう。いくつかの問題のばあいには、また、ある一つの問題のなかにいくつかの論題が含まれているといふばあいには、教育学（とくに成人教育）、人間学、社会倫理学、ないし、コミュニケーション、といった諸分野の協力のもとにその研究が行なわれるということになるであろう。以上に提示した問題分野にかんする研究を行なうために、また、そうした分野はなにも最終的なものではないから新しい分野を拡大してゆくために、あらゆる学問領域の研究者が招集されるということになるであろう。

調査分野を、ここでは五つの包括的な領域にまとめるところにする。すなわち、非暴力的行動の技術それ自体、防衛に關係のない諸目的のためになされる非暴力的行動の国内的使用、さまざまの脅威や鬭争の本質、市民的防衛、および、さまざまの非暴力的代替手段のもつ意味とそれらのもたらす結果。以上の五つの領域にまとめられる個々の分野も、それ自体としてみれば、それぞれきわめて包括的である。したがつて、それぞれの分野にあっても、調査を要する多数の個別的な論題が出てくることになるであろう（それらの分野のあるものにかんしては、巻末の「参考文献」において、現存する諸研究を挙げてある）。

## I 非暴力的行動の技術

### 1 記録文書による研究

#### 1 非暴力的行動のケースにかんするカタログの作成

このプロジェクトにおける課題は、社会的もしくは政治的に重要な意味をもつ非暴力的行動のケースと、全体としては非暴力的であるような闘争とにかくし、できるかぎり完全なリストを作成するとともに、それらのケースについての標準的な情報、文献資料、および調査の手がかりを、それぞれに添える、ということであろう。

そうした情報の中には、以下のようなデータが含まれることになるであろう。すなわち、その闘争に關係のあつた集団、それぞれの集団の性質と社会的地位、闘争において争点となつた問題（特殊的と一般的）、闘争の日時と場所、非暴力的行動を選択した動機、行使された特定の行動手段（たとえば、社会的ボイコット、市民的不服従等々）、敵側のとつた抑圧の方法および（もしくは）非暴力的行動にたいする対応の方法、闘争から出てきた結果。

非暴力的行動に依拠する闘争が生み出す状況についての類型学的研究が、もしそれまでに発達して

いれば、それぞれのケースをそれに準拠してカタログ化してゆくことが可能となるであろう。比較分析上の便宜のため、闘争のさまざまの特性をリスト・アップし、それにもとづいて、クロス・ファイルのシステムを作成することも望ましいであろう。

そのようなカタログから予想される効用のなかには、とりわけ次のようなものがある。

(1) 非暴力のケースにかんするカタログは、次の二つの問題を検討するさいに、研究に最も関連あるケースを選択できるようにしてくれるであろう。すなわち、(1) そうした非暴力的な方法の適用可能性にかんして提案者と批判者の双方から提出される仮説と批判のそれぞれの妥当性の検討。(2) 非暴力的行動において機能する数多くの変数の意義にかんする、闘争の過程と帰結にたいして、それらが及ぼした影響に即しての検討。

(2) そうしたカタログは、非暴力的行動の技術がそのもとで行使されることになった文化的、政治的、宗教的、さらには、その他の諸条件を研究するさいに、少なからぬ助けとなるであろう。

(3) それは、そうしたケースにかんし記録文書によって記述と分析を試みる研究者にとって、やがて少なからぬ助けとなるであろうような、研究上の手がかりと文献との収集手段を提供することになるであろう。

そうした資料収集は、大きくいって、次の二つに分類できるであろう。(1)歴史上のケース。ただしそれには、文献調査と専門的な知識をもつ個人や団体にたいする諮問とが含まれることになるであろう。(2)現代のケース。それには、選び出した定期刊行物にたいする継続的な調査と、然るべき情報

をもつていると見込まれる世界中のさまざまの地域の個人や団体とのコミュニケーションが含まれることになるであろう。このプロジェクトにおける研究は、継続的なものでなければならず、したがって、こうしたカタログについてはその改訂版と、新しい情報とが、ときどき、公刊されるということになるであろう。

## 2 さまざまのケースにかんするコンピューター用の詳細な多因子カタログの作成

さまざまのケースにかんする調査用カタログのほかに、それとは非常に違った、もっと詳細なカタログが、つまり、それぞれのケースにたいし、きわめて多数の標準因子と変数とにかんする情報を、しかも、可能なかぎり完全な形で含んでいるようなカタログが必要である。

こうしたカタログの作成はおそらく、以下において論ずるような詳細なケース研究を基礎にしたばかりに、はじめて可能となるであろう。こうしたカタログは、コンピューターの使用を念頭におきながら作成すべきであり、コンピューターこそが、巨大な量の資料を、われわれにとって近づくことができ、かつ操作しうるものにするであろう。こうしたカタログは、さまざまのタイプの分析、たとえば、「成功」のケース、「失敗」のケース、両者の中間のケース、の三種のケースに共通する要因を分析するようならばあいに役立つことになるであろう。コンピューターの助けを借りてそのような分析を試みることにより可能となるようなさまざまの研究の中には、仮説をテストするために変数を既知のケースのなかに挿入してケースを構成し、それによって当の仮説をテストする、というようなこ

とがあるであろう。

### 3 非暴力的行動のケースにかんする記録文書による歴史的研究

これまでに行なわれた非暴力的行動にかんする詳細な記録文書は、問題にならぬほどわずかしかない。一般的にいうと、非暴力的行動の技術の本質にかんするわれわれの一般的な理解を増進させるとともに、将来における闘争に役立ち、かつ、非暴力的行動による代替を拡大させてゆくのに寄与するような特定の知識を獲得する、という目的で過去のケースからできるだけ多くのことを学ぼうとする努力は、これまで殆んどなされていない。これまでに行なわれた非暴力的行動、もしくは、全体として非暴力的要素の強い闘争にかんするケース研究は、非暴力の技術が将来において発揮することになるであろうような政治的可能性にかんし、情報によりよくもどづいた評価を下せるようにわれわれをしてくれることであろう。

詳細な記録文書はまた、非暴力的行動の技術の個々の側面の分析にたいし資料を提供できるとともに、別のケースにおいてテストされることになるであろうような仮説の形成にも役立つことができる。それゆえ、できるだけ数多くのケースにかんして詳細な記録文書を作成するとともに、もし可能ならば、それらのケースについて今日行なわれている解釈と説明を、ケースごとに蒐めることも必要である。

そうした記録から学ぶことのできる事柄としては、たとえば、まさにどのようなタイプのケースの

もとで当の非暴力的行動の技術が行使されることになったか、個々の特定のケースにおいてそれはどのように適用されたか、行動者と人民大衆とはどのように行動したか、敵はどのように反応したか、どのようなタイプの抑圧が加えられたか、行動者と人民大衆はその抑圧にたいして、どのように反応したか、自発的な参加者がどのようにして獲得されたか、行動者と人民大衆がどのようにして規律を身につけ、組織されていったか、その他、非暴力的行動のさまざまの側面にかんする事柄がある。

こうした記録は、それを読めば誰もが過去のケースから直接学ぶことができるようになるという教育的な機能を効果的に果たせるようにするためにも、また、分析と評価のための十分な基礎としても役立ちうるようにするためにも、無理でない範囲でできる限り詳細で完璧であることが必要である。

記録文書をもとにした以上のような研究については、できる限りそれが客観的であること、研究すべき領域を十分におおつているとともに掘り下げも十分であること、その文章が事実に即し、記述的で、かつ、読み易いものであること、以上の諸点が大切である。そのような研究が学問的でなければならぬことはむろんである。

詳細な研究を必要とするケースは、つぎのようないくつかの基準をもとにして選別することができよう。すなわち、(1) 非暴力的行動の技術にかんする知識の増進にたいして、そのケースが今日もつてゐる意義の大きさ。(2) そのケースのもつ特殊もしくは例外的な特徴。(3) 資金、研究スタッフ、および、歴史的資料を利用しうる度合。以上のような諸基準と特に関連をもつていそなうなケースの中には、次のような一連の事項がある。

一九〇五年のロシア革命。一九一七年二月の革命。一九一〇年のカップ一揆にたいするドイツにおける抵抗。一九二三年のフランスとベルギーのルール占領にたいする抵抗。インドにおける一九三〇年から一九三一年にかけての独立キャンペイン。一八五〇年から六七年にわたつての、オーストリアの支配にたいするハンガリアの受動的抵抗。カーン・アブドル・ガファール・カーンを指導者とし、英領インドの北西国境州において、アフガニスタン人の間で行なわれた回教徒の「神のしもべ」非暴力運動。日本の支配にたいし、失敗はしたが、一九一九年から二二年にわたつて行なわれた朝鮮民族の象徴的非暴力プロテスト。非暴力的行動がのちに放棄され、暴力的行動にとつて代えられたさまざまのケース（ナガランド、チベット、南アフリカその他）。ラテン・アメリカにおける、独裁者にたいしての非暴力的な市民的反抗（一九四四年のエル・サルヴァドルとグアテマラ、そして一九五六年のハイチ）。一九六四年の一二月から一九六五年の一月にわたつて行なわれたスーダンにおけるアブード将軍体制にたいする無血革命。第二次大戦中に行なわれたナチ占領国におけるレジスタンス。ナチのユダヤ人絶滅計画からユダヤ人を救うために行なわれた、非協力、妨害、およびデモを通じてのさまざまな努力。共産圏諸国における抵抗、蜂起、および革命（一九五三年の東独、一九五三年のソビエト囚人キャンプ、一九五六年のハンガリー）。一九六八年八月に起こつた侵略と占領にたいしてのチェコスロvakiaの民族的抵抗。

なお、巻末の「参考文献」のなかに、以上のケースやその他のケースにかんする資料と参考資料を掲げてある。

#### 4 アメリカ史に見出される非暴力的行動の記録文書による研究

包括的な記録からはむろんはすされることにはならないが、アメリカ史にみられる非暴力的行動の事例は、アメリカの学者と一般公衆にとり、格別の興味をそそるものとなりうるとともに、この国における今後の実践においても重要な意味をもつものとなりうるであろう。

一般に抱かれている印象とは正反対に、非暴力闘争にかんしては、広大なアメリカ史が存在しており、その中には、一七七五年四月以前における植民地闘争、ジェファーソンとマデソンの両大統領が戦争に代替するものとして用いた国際的経済制裁、奴隸制廃止のための非暴力的行動、さまざまのストライキ、労働運動において用いられた経済的、ボイコット、反戦活動、市民権運動、その他多数の非暴力的闘争が存在している。それらすべてのケースについて、詳細な研究を行なう必要があるとともに、それぞれのケースがアメリカにおいて果たした役割について評価が行なわれなければならない。

さまざまなタイプの闘争が合州国の発展過程において果たした役割についての全般的な見解と、アメリカ史の初期に起こった重要な闘争における暴力の必要性についての諸見解にたいしては、修正を加えねばならぬことにおそらくなるであろう。

#### 5 非暴力的行動とゲリラ戦争との混合形態にかんするケース研究

幾人かのまじめな戦略家たちは、市民的防衛のさまざまの手段は、もしそれをゲリラ戦争、テロリズ

ムもしくは、その他の暴力的抵抗と組合わせるならば、よりいつそう効果的となるであろう、と提案している。この問題に直接関係のあるその他のプロジェクトにおける研究に加えて、そうした組合せが実際に行なわれたか、もしくは、企てられたかした事例にかんして、ケース研究を行なうことはきわめて有益であろう。そのばあい、こうした事例の分析は、非暴力的行動が遂行されてゆくさいの特定の遂行方法と、市民的防衛にかんする特定の問題との二点から行なわなければならないであろう。

## 6 現に進行中の闘争にかんする同時的な調査研究

非暴力的闘争の進行している最中に、それについての記録文書を整えておくことも、きわめて重要である。こうした記録の欠陥は、政府の秘密報告、もしくは、個人の記録等々の利用ができるなどであろうが、こうした資料に一般の公衆が近づけるようになるのは、おそらく数年後か、もしくは数十年後のこととしかないであろう。

しかし、こうした不利は、もし記録しておかなければ永久に失われてしまうことになるかもしれない日々の詳細な情報と、研究上の手がかりとを収集できるという利点によつて相殺されることになるであろう。こうした記録は、現代の社会史にかんするいわばケース・スタディであり、当のケースの生起している最中に可能なかぎり多量の資料を駆使するとともに、後でたぐつてゆけるような手がかりを記録しておく、ということになるであろう。

したがつて、こうした研究者は、もし彼がしなければ記録されることがないであろうようなデータ

を、原資料から刻々提示しつづけるということになるであろう。また、そのような研究にあつては、当の闘争の主要な関係者にたいして質問をすることができるという利点も利用できることになるであろう。さらにまた、ともすれば消失しがちであるような種類のデータを記録しておくといふこともできるであろう。当のケースがそれにそつて推移してゆく可能性のあるコースについての、また、それぞれのコースの中に含まれている諸過程についての、さまざまの仮説を記録しておくといふことも考えてよい試みであろう。

この段階における研究は、それとセットになる場合もあればそうでない場合もあるであろうが、次の研究段階である分析へと進んでゆくことになる。それゆえ、記述的な記録を作成するだけでなく、この段階にかんする調査チームは、当のケースがたどるコースについての分析も準備しようと思うならばできることでないであろう。かくして、非暴力的行動のケースにたいする、以上のようなタイプのプロジェクトは、州と州との間の州際闘争にかんする事例について「カーネギー国際平和基金」が数年前に着手した例のプロジェクトに大いに似るということになる。

現場本位のそうした調査プロジェクトは、現に生じている非暴力的行動のケース、もしくは、新しく起ころうとしているケースの地理的遠近、財源、さらには動員しうる研究スタッフの質と量、等々の要素により部分的に左右されることになるであろう。

## 2 非暴力的行動の実施過程

### 1 非暴力的行動の方法

非暴力的行動の特定の方法、もしくは特定の形態の非暴力的行動、たとえば、政治的非協力、ストライキ、ボイコット、といった個々のタイプの非暴力的行動にかんする研究にたいし、さらに一步を進めた注意を払う必要がある。

個々の方法にかんする詳細な研究だけでなく、それらさまざまの方法をグルーピングした包括的な類についての詳細な研究も、とりわけ、次のような研究も行なわねばならない。すなわち、当の特定の方法が最もよく適用でき最もよく成功をおさめることのできるような条件はなにか、さまざまのタイプの方法を組み合わせる必要がどのようなばあいに生じてくるか、一定のケースにおいて行使された方法が、抑圧に抵抗する諸集団のおかれている権力関係にたいして、果たして実際に影響を及ぼすことになるかどうか、あるいは、そうした方法が、そのインパクトの点で、主として象徴的でかつ心理的なものであるかどうか、といったさまざまの問題にたいして光を投げかけるような研究を、比較史的な資料を利用しながら行なってゆかねばならない。しかも、以上に挙げた諸点は、ほんの例示にすぎない。

これまで著しく有効だということではなかつたとしても、もし思慮深い努力のもとで行使されならば、その方法の有効性を増大させることができるとなるかどうかを判定するための研究、さらには、まえもつての準備とか訓練といった要因にたいして方法の問題がおよぼすかも知れない影響を調査するための研究についても、一歩突つこんだ研究が行なわれることになるであろう。これまでの方法以外の方法の発見、いいかえると、現存はしているが、人びとからはほとんど知られていないようなさまざまな方法、あるいは実際の闘争の進展過程のなかで展開されることになったようなさまざまの新しい方法、あるいは、独創的な思索が生み出したようなさまざまの新しい方法、そういういた方法の発見にたいしても注意を集中すべきであろう。

## 2 非暴力的行動における相手側の反応の変化のダイナミックスとそのメカニズム

非暴力的行動を手段とするばあいに闘争のコースが示すダイナミックスと、非暴力の技術のなかではたらく相手側の反応の変化のメカニズムとは、他のタイプの闘争のばあいとは異なつており、したがつて、それらについてはよりいつそう詳細な研究が行なわれなければならない。そうした闘争コースに含まれる諸々の過程と諸々の力とが機能するにいたるべきのその機能の仕方、回心・順応および非暴力的強制のそれぞれのメカニズムがそのなかで機能することになる諸条件、以上の諸点を明らかにしてくれるものは恐らくケース研究であろう。

非暴力的行動の技術のもつダイナミックスとメカニズムについては、さまざまの仮説が、文献の中

に潜在もしくは顕在のかたちで存在している。それらの当否をテストとともに、新しい仮説を創り出し、それをまたテストする、ということが必要である。そうした研究は、非暴力闘争に含まれる相手側の反応の変化の複雑な諸過程と、そのもとでよい結果の得られる可能性のある諸条件とを、明らかにするであろう。

### 3 現に進行中の闘争にかんする経験的調査

調査対象として選び出した標的集団と一般公衆との双方にたいし、非暴力的行動にたいする反応を、態度、意見、敵意等々にかんする変化にそくして測定するには、さまざまなタイプの世論調査、質問紙による調査、および面接調査を利用ることができよう。こうした研究は、当の行動集団とは別個に行なわれるばあいも、それと協力して行なわれるばあいも、また(稀であるが)当の集団自身によつて行なわれるばあいも(もつとも、そのばあいには偏りの問題が生ずるであろうが)ありうるであろう。

### 4 暴力的態度と非暴力的態度とにたいする反応のテスト

暴力、非暴力的行動および無抵抗、の三者にたいして予想されるさまざまなタイプの反応をめぐる問題にたいしては、心理学の実験およびテストとならんで、過去の経験にかんする注意ぶかい検討が事実に即した解明を与えることになるであろう。今日行なわれているさまざまの通説、たとえば、暴力的行動に対抗するばあいには、それにまさる暴力によつて威嚇するか、もしくはこうした暴力を行

使するかしないかぎり、それを抑制することはできぬであろう、というような通説はテストの必要がある（「連中をわからせることができるのは、むきだしの暴力だけだ」）。

テストの必要のあるその他の通説としては、たとえば暴力的行動には、それは暴力的反応を呼び、その反応がまた新しい暴力を呼ぶ、という傾向がある。非暴力的行動にも、暴力のばあいに似て、その反応として非暴力的行動を呼ぶ傾向がある。暴力にたいして非暴力的な反応が繰り返されるばあい、それは当の暴力を減殺するか、もしくはゼロにする傾向がある。侵略行動にたいし強力な抵抗の行なわれぬばあい、それはそうした侵略と暴力を鼓舞する傾向がある等々。

そうした通説やそれらに類似した通説にたいし、それらにかんする経験的なデータを、それらの通説が有効でありうるばあいの条件と、そのさいに起こりうる時間上のズレとをも含めながら、正確に掌握することが望ましい。

## 5 政治権力——その源泉と人民大衆にたいするその関係

人民の巨大な集団にたいして及ぼされる政治権力の支配作用の本質、その源泉（非暴力的行動の理論家が主張するように）、そうした権力は果たして被治者の協力に依存するかどうか、それゆえまた、そうした協力の中止がその支配体制を脅すことになりうるかどうか、以上のような諸点について検討を行なう必要がある。だれの、どのような種類の、そしていかなる時点における協力が最も重要であるのか、被治者の服従と協力を維持もしくは回復することを意図して行使される抑圧やその他の統制

作用の果たす役割と限界とにかくする問題、そうした点にたいしても、細心の注意をはらう必要がある。

## 6 暴力的闘争にかんする研究

暴力行使するタイプの闘争の本質をそれとして理解することが大切であるだけではなく、そうした暴力にかんして特殊個別的な研究を行なうことが、次のような理由でも、すなわち、いかなる点で暴力行使するタイプの闘争は非暴力的な闘争と類似し、また相違しているかを明らかにしてゆくためにも、必要である。しかし、そうした一般的な問いを、さらにさまざまの特殊的な問い合わせに細分化して個別具体的に考察してゆく必要がある。たとえば、いかなる点でゲリラ戦争と非暴力的行動とは、その前提となる考え方とダイナミックスにかんして、類似し、また、相違しているか。軍事的な戦略にかんする研究から、非暴力の戦略に役立つようななどのような事柄を積極的および消極的に学びうるか。敵グループの人民大衆およびその政治的リーダーシップと、抵抗に立ち上がったグループのそれらとにたいして暴力的闘争と非暴力的闘争のそれぞれが与えるであろうインパクトは、どのように類似もしくは相違しているか（相違の可能性のほうが大きいであろうが）。また、短期および長期の結果や副次的な影響は、どのように類似し、どのように相違しているか。

非暴力的行動のさまざまなタイプがそれぞれ前提にしている根本の考え方を、さまざまのタイプの暴力的行動のそれらと比較研究するとともに、それらの考え方が妥当性をもつようになるばあいの条

件を決定する必要がある。暴力的技術を行使するグループと、非暴力的な技術を行使するグループとが、どのような経過で衝突することになるかについても、特別の注意を、それぞれの例に即しつつ払う必要がある。また、それとは異なる技術が主として行使されているような闘争のなかに、あるタイプの闘争を持ち込んでゆくというばあいに生ずるさまざまの結果にたいしても、特別の注意を払う必要がある。

## 7 闘争における手段と目的

ある目的を達成しようとして行使される手段と、そうした努力の結末において実際に達成される目的との間に成り立つ可能性のある関係にかんし、どのような調査をし、どのような批判的検討を行なつたらよいかを見定めておく必要がある。

目的と手段との間に成り立つそした関係としてはどのようなものがあるか。目的はそのすべてが、あるいはそのなんらかが、あるいはそのいくつかが、何らかの手段によつて達成できることになるか。それとも、ある行動手段を行使するならば、かえつて目ざす目的の達成は不可能となるということになるであろうか。闘争の当初に目ざされた目的と、大きく喰い違うような結果を生み出すにいたつた要因としては、これまでどのようなものがあるか。社会変革に努めるグループが、闘争から出てくる結果を、どの程度まで実際にコントロールできるか。この分野においては哲学的な分析が必要である反面、最も肝要なことは、それらの問題にかんし社会的な因果関係を具体的に測定し分析してゆく方

法を開発することである。

### 8 記録文書による研究をもとにした分析

さまざまの闘争にかんして詳細なケース研究を行なうならば、非暴力的行動の本質にたいして重要な照明を与えるような一連の個別分析と比較分析の双方が可能となるであろう。そうしたさまざまの闘争が示すべきわめて多様の特殊的な側面にかんしては、それを個別的に考察の対象とするか、もしくは、全体的な分析の一環として分析を試みるかする必要がある。以下に挙げる一、三の問いは、例示にとどまり、その他の数多くの問い合わせ本章中の他の個所から、非暴力的行動の「ダイナミックス」にかんする文献の研究から、あるいは、それらとは別個になされる思索や分析から、ひき出すことができるであろう。

非暴力的行動の行使が可能となるばあい、それを可能とする一定の基礎的諸条件はどのような役割を果たすことになるであろうか。どのようなタイプの個人が、非暴力的行動の技術を行使する傾向をもつであろうか。責任感の強いタイプであろうか。疎外されたタイプであろうか。挫折したタイプであろうか。愛他的なタイプであろうか。それとも、その他のタイプであろうか。

どのような種類の集団がどのような種類の敵にたいし、そしてまた、どのようなタイプの問題にかんし、非暴力的行動の技術を行使するであろうか。互いに抗争しあう集団のあいだには、共通の特質が存在していなければならぬであろうか。もしそうだとすれば、どのような特質が存在しなければな

らないであろうが。互いに抗争しあっている集団の性質、それらの集団のめざす目的、集団どうしの相互認識、といったことの果たす役割はなんであろうか。それぞれの集団の行使する闘争方法と闘争形態とが果たす役割や、それから出てくる結果は、どのようなものであろうか。

そのことを非暴力的行動者に即していうならば、その行使する手段、その依拠する戦術・戦略・大戦略（行使しようと思えば行使できるが、実際には行使しないような手段も考慮にいれながら）といったものの果たす役割とそれから出てくる結果はどのようなものであろうか。また敵に即していえば、その行使する抑圧ないしそ他の対策的手段、行使できるが実際には行使しない手段（その理由も含めて）といったものの果たす役割とそうした行動から出てくる結果とは（彼が別の行動コースを選んだばあいに生ずる可能性のある結果と比較しながら）どのようなものであろうか。

抗争する集団の性質は、その行使する手段、戦略・戦術にたいしてどのような影響を及ぼすか。その集団が一定のタイプの手段（たとえば経済的手段）に近づくということは、闘争にたいしてどのような影響を及ぼすか。その社会における明白な権力手段を、ほとんどか、もしくは全然持っていないような集団は、どのようにすれば非暴力的行動を行使できるようになるか。敵の極端な目的（たとえば宗教上もしくは政治上の改宗、あるいは絶滅）は、闘争にたいしてどのような影響を及ぼすか。

互いに抗争しあうグループのそれぞれの信念体系は、闘争にたいしてどのような影響を及ぼすか。抑圧者と抵抗者の二つのグループ間における相対的な人員の差は、闘争の文脈にたいしてどのような影響を及ぼすか。第三者の立場にたつ人びとの役割は何であろうか。その役割は変化するであろう

か。変化するとすればその理由はなんであろうか。以上の三つのグループのそれぞれは、どの程度までそれぞれの目的を達成することになるであろうか、あるいは、どの程度までそうした目的の達成が、それぞれにたいして拒否されることになるであろうか。

さまざまなケースの比較分析をするならば、成功した闘争における、失敗した闘争における、成功と失敗とともに含む闘争における、それぞれの共通要素が提示されることになるであろうか。闘争のダイナミックスとメカニズムの働き方は、ケースのタイプによつて異なるであろうか。闘争の結果を左右することになった主要因子、決断、もしくは行動はなんであつたろうか。現存の理論と仮説に修正を加える必要はあるであろうか。長期的な結果は、ケースのタイプによつて、どのように異なるでいるであろうか。また、そのように異なることになつた理由はなんであろうか。

#### 9 非暴力的行動やその他の技術における成功ということの本質とその意味について

いわゆる「成功」と「失敗」という言葉にはさまざまの意味があり、したがつて、そうした意味を区別するとともに、個々の闘争における具体的な成果にたいして考察を加えることが必要である。勝者と敗者の区別は明白だと考えられているため、そうした注意ぶかい検討が、暴力的闘争にたいして試みられるということはこれまでほとんどなかつた。しかし、もし闘争におけるそれぞれの側の目的をこうした文脈のもとで検討するということになれば、成敗の問題は、一見したばあいよりははるかに複雑となる。したがつて、さまざまの行動技術を行使するいっさいの闘争について、その成敗を測

定できるような評価基準の一つもしくは一つ以上の体系が、個々の闘争技術にかんするそうした測定の基準とともに必要であろう。

もし闘争にかんする評価が知的になされねば、したがつて、代替可能な行動コースのなかから、それぞれの段階において賢明な選択が行なわれるべきであるとすれば、市民的防衛の文脈のなかにも、他の防衛体系のばあいと同じように、相互の区別が必要であるようなさまざまの度合の成功と失敗が存在するようと思われる。

たとえば、きわめて限られた意味において成功であるものが、もしも全面的な成功か、あるいは、全面的な失敗として評価されることになれば、そうした評価はきわめて不幸な戦略的決定に通じてゆくことになるであろう。また、たとえば短期間のうちに侵略者を全面的に撤退させることに、ある被占領国が失敗したとしても、こうした失敗には、にもかかわらず次のようなことが、すなわち、侵略者の目的のいくつかの挫折、被占領国内におけるかなりな程度の自治の維持、さらには、目指された全面撤退か占領支配のいっそりの解体かにそれ自体通じてゆきうるような、侵略者自身の占領体制と彼の本国におけるさまざまな変革の開始、といったことが伴なうといふあいもあるであろう。

いわゆる「成功」と「失敗」のさまざまのタイプにたいしてそのような区別を与えると同時に、そうした「成功」と「失敗」が過去において生じた条件やそれらが将来において生ずるように見うけられる条件について研究をすることがきわめて望ましいであろう。こうした条件のなかには、社会的・政治的状況のなかに見出されるさまざまの要因、当の闘争における争点の性質、敵のタイプとその抑

圧のタイプ、非暴力的行動を行使する集団のタイプ、行使される非暴力的行動のタイプ（質、量、戦略、戦術、方法、および抑圧に直面しての持久力等々を考慮に入れること）、そして最後に、いわゆる「第三者」の演じうる役割と努力が含まれることになるであろう。

## II 非暴力的行動の国内的行使について

非暴力的行動の歴史の大半は、一国の内部において遂行される闘争にかかわっており、しかもそうした闘争は、正統政府の擁護を直接の問題としては含んでいないような争点をめぐるものであった。

そのようなケースは将来においても恐らく重要な意味をもつことになるであろう。こうしたケースにおける非暴力闘争の推移は、市民的防衛の採否によって左右されることにはならない反面、暴力の国内的行使に代えて非暴力的手段をこうしたケースに行使する、ということにかんして十分な経験を積むということは——非暴力的技術の前提となる根本の考え方をそれは具体化することに他ならないが——よりいっそう怖るべき敵にたいして人民大衆を市民的防衛へと準備させるさいに大いに役立つであろう。逆にいうと、そうした国内的経験が十分でなければ、その不十分さが、よりいっそう規模の大きい計画にたいして人びとの心を懷疑的にすることになるであろう。市民的防衛の必要とそのことを訴える主張にたいしてはたとえ無関心であつたとしても、非暴力的行動のそのような行使にたいして関心を寄せる人びとはおそらく少くないであろう。

非暴力的行動による国内的闘争というこの一般的な分野は、きわめてさまざまの問題を含んでおり、しかも、そうしたさまざまの問題は、非暴力的行動を国内のさまざまな特殊目的にたいして有効に行使するにはどうすればよいか、という問題と関連をもつだけでなく、以下に挙げるさまざまの事項とも関連があるのである。

すなわち、そうした行動が当の社会全体にたいしてもつことになる関係。社会秩序にたいし、さらには、現行の政治組織ないしそれに代替する政治組織にたいして与えるインパクト。反動的で反社会的だと多数の人びとがみなしているような目的のために非暴力的形態の行動が行使されるばあいに、そのことから生じてくる結果。社会の特定の分野を選択して非暴力的行動を行使するというようすれば、つぎつぎと新しい社会分野において暴力的な制裁方法が非暴力的な方法によって漸進的に代替されるよう果たしてなるかどうかという、よりいっそう包括的な問題。

非暴力的行動の国内的な行使という分野に含まれる問題は、むろん、国によつて異なり、しかも社会的、経済的、および政治的条件によつても異なる。高度の社会的正義と民主的コントロールの存在するような国のはあいと、その国の内的な諸条件が生みだす国内産の独裁者の支配する、あるいは、富の所有と配分にかんする甚だしい不平等が幾百万の人びとを貧困へと運命づけている、というような国のはあいとでは、非暴力的行動の果たす役割は大きく異なつてくる。本節の目的は、非暴力的手段に秘められている潜在的な役割とそのさまざまの問題点とに即しつつ、研究が必要となるような分野のいくつかを単にわれわれのリストに加えておくことである。本節の主題に関連のある問題をわれ

われは次の三つの包括的な種類に概括することにする。

### 1 プロテスト・改革および単独的な争点

国内的闘争にあつては、ある限定された目的を達成するため、小集団もしくは大集団により、非暴力的行動が行使されるということになるであろう。たとえば私的な機関の特定の政策、もしくは政府の特定の政策が、非暴力の行使によつて表明されるような不同意とプロテストをひき起こすといえばあいがありうるであろう。民族、宗教、政治、性、人種等々にかんしての少数派が、それどころか、より大きなグループでさえ、その権利ありと彼ら自身の信ずる一定の基本的自由にかんして差別されるか否定されるかして、あるいは、そのように差別もしくは否定されていると信ずるかして、その結果、そうした基本的自由を獲得するために非暴力的行動に訴えるというばあいもありうるであろう。また、その他の特定の状態が、あるグループにたいして加えられている不正に他ならない、と見なされることになるばあいもありうるであろう。また、一定の行政政策とその実施が人びとの感情を刺激してそしした非暴力形態の行動をとらせるようになるというばあいもありうるであろう。さらにその他のケースにあつては、軍事的防衛そのものをしりぞけるのではないが、人びとが特定の戦争に反対してそれを中止させるために非暴力的行動を行ふにいたるといふばあいもありうるであろう。

### 2 その社会の内部における権力関係の変革

以上とは別のタイプの状況のもとでは、非暴力的闘争が、その国の内部における権力関係に重要な変更を生ぜしめるために、それどころか、革命のためにさえ、行使されるというばあいもありうるであろう。

労働組合が、その初期のころ、ストライキと経済的ボイコットを行使したが、そうした行使は、疑いもなく、経済的な改善だけを目的とするものではなく、私企業と工場労働者とのあいだの権力関係の変革をも目的としたものであり、したがつて、団結権の承認と、成人普通選挙権のような政治的諸権利とは重要な闘争目的であった。政治的独裁制が支配しているばあいには、非暴力的行動の目標は、しばしば、そうした体制の解体と破壊におかれてきた。

非暴力的行動はまた、経済の諸分野において所有と分配を変革するための手段として、とりわけ、それらが富裕少数派の手中に高度に集中され、他方、大多数の人民は貧困のうちにその生活を送ることをよぎなくされるというばあいに、そうした状態を変革するための手段として、大きな潜在力を秘めているが、にもかかわらず、今日なおこうした潜在力の開発は十分にはなされていない。非暴力的行動のこうした潜在力のなかには、土地改革、経済のその他の分野における所有と分配への参加権の拡大、もしくは、こうした所有権と支配権の人民大衆への譲渡というようなことが含まれている。

### 3 秩序・自由および社会体制の維持

非暴力的行動は、現状変革のためにも、また現状擁護のためにも行使できる。それゆえ、右に挙げ

た問題にたいしては、非暴力的行動は、さまざまの仕方で、それどころか、互いに矛盾しあうような仕方で行使されるばあいもありうる。

たとえば、そうした非暴力的方法は、社会の変革に抵抗してその社会における漸進的改良を阻止するため、政府の政策に反対し、さらには他の非暴力的行動に反対してさえ、行使されるといふばあいもありうる。非暴力的行動はまた、そのイデオロギー的偏見にしたがって現存の社会体制を改造しようとする、外国の援助を受けた独裁的グループの努力に反対し、現存の体制を擁護するためにも行使されてきた。

さまざまの社会集団（たとえば、精神的疾患者、被収監者、非行少年、容疑者）にたいする取扱いにおいて、暴力的手段を慎重なやり方で非暴力的行動と取り替えてゆこうとするさまざまの努力と提案の是非にたいしても、もっと詳しくいえば、非暴力的な制裁方法が、暴力および暴力による威嚇に代わって、個々の法律と措置とを執行する手段として開発される余地があるかどうか、さまざまの社会集団が、その社会内の他の私的集団の敵意ある攻撃にたいし、非暴力的な社会防衛手段をどのように仕方で行使できるようになるか、といった問題にたいしても、注意を払う必要がある。さまざまの集団が、相互に他の集団にたいし、私的暴力と国家暴力とのいすれであれ、それに代えて、非暴力的制裁方法を行使するようになる、ということのもつ意味と、そのことに含まれている問題にたいしても、調査を行なうことが必要である。そのばあい、問題は、非暴力のこうした行使の仕方が、いわゆる「創造的闘争」を果たして生みだすことになるか、それとも、社会の解体と混乱をもたらすだけで

あり、したがつて、よりいつそう重大な暴力へと通じてゆくことになるだけであるか、ということであろう。

以上の三つの分野のいずれにあっても、その内部においてさらに、きわめて多様な問題別のプロジェクトを開拓してゆくことができる。また、そこに含まれているその他の多くの問題もむろん研究テーマとして成り立つ。こうした問題をさまざまな政治的視座に立つて考察し、こうした直接行動の、社会それ自体とその社会の諸機構とにたいする関係を検討することが、この分野においては大切である。

### III 防衛が必要となるような脅威とはなにか

#### 1 防衛の本質とその必要にかんする検討

防衛の必要と、その必要をみたすさまざまの代替手段の将来性について筋道の立った検討を行なおうと思うならば、そのまえにぜひとも、「防衛」という言葉そのものの意味について根本的な再検討をしておく必要がある。「防衛」という言葉は、きわめて多様な意味で使われており、したがつて、こうした意味の相違が区別され、そこに含まれているさまざまの互いに異なつた必要、課題、認識、目的が区別されるようになるまでは、肝心の問題についての明晰な思索は不可能である。

戦争ないし他の軍事的な手段がこれまで果たしてきた、また現在も果たしているさまざまの機能、軍事行動における攻撃と防衛の目的、市民大衆のあいだに存在するそれらについての誤った認識ないし誤った理解にかんする問題、以上の諸点にたいしても注意が払われねばならない。もし、防衛の必要、ということのなかに、外国からの攻撃と占領からのその国の独立の擁護と、国内における少数派の攻撃と転覆からの正統でかつ民衆の承認を得ている体制の擁護、といふ二つのことが含まれていると考へるのであれば、そのばあい、効果的な防衛手段は、外国からの攻撃と、国内からの攻撃との双方にたいして必要だということになる——つまり、非暴力的防衛の視座は、軍事的防衛を主張する人びとのそれよりも、いっそう広いものでなければならない。

## 2 国内的な権力篡奪としてのクーデター

国内的なクーデターによって(外国の支援のある場合もあれば、ない場合もある)立憲体制ないしその他の体制が転覆されるにいたつた、という事例はきわめて多い。そして、その事実は、そうした脅威にたいする防衛の重要性だけでなく、そのような脅威を打倒してゆくさいに市民的防衛政策の果たしうる潜在的役割に留意し調査することの重要性をもわれわれにたいして強く印象づける。

クーデターというこの政治現象にかんする過去の経験と現在の研究とを検討してゆくさいには、次の諸点について予測できるようになるということにその目標をおいておかねばならない。すなわち、そうした権力篡奪グループがとる可能性のあるさまざまな行動方針。そうしたクーデターにおけるア

キレス腱的な部分と時期。そうした国内的な攻撃にたいする抵抗を弱化もしくは強化するようなさまざまの社会的な力と条件とのタイプ。国内的な権力篡奪にたいして適用できる可能性のあるさまざまの戦略。

また、市民的防衛政策をすでに採っている国において生ずる新しいタイプのクーデターについてもそのさまざまの可能性にたいして、たとえば、市民的防衛政策へと政策を転換してゆく時期に軍事的防衛の支持者たちが企てるかも知れぬクーデターにたいし、あるいは、市民的防衛政策に転換した後に生ずるかも知れぬ、自國を自分たちの手だけでさへ倒すことのできるもののように思いこむほんの一握りの狂信的なグループが企てるさまざまの行動にたいし、注意を払う必要があるであろう。

### 3 立憲政府の漸次的な崩壊もしくはその廃棄

確立していた立憲体制が、クーデターのような突然の打撃によるよりも、むしろ、徐々に、もしくは、正規の手続を通じて、破壊されるようになる、といふのがしばしばある。市民的自由にたいする抑圧の増大、警察権力と行政権力との一方的な肥大化、行政府にたいして及ぼしうる立法府の効果的な統制力の減退、憲法規定の無視もしくは停止、それどころか、一九三三年のドイツにおける授権法のばあいのように、立法府によるその権限の行政府にたいする直接的な委譲等々の諸事象はいずれも、立憲政府が段階的に破壊されてゆくさいのその諸段階の例証となるものである。

また、そうした変化が生じてくる、そしてそれが人民大衆によつて受けいられるようになる社会

的諸条件にたいして、たとえば、国際的な危機とそれはおそらく結びついているであろうが、その国  
の内部において行使される暴力の増大と政治的・社会的な混乱状態の拡大とにたいして注意を払うかど  
うかということも致命的な重要性をもつてゐる。そのような事態の生じたときに、もし、その立憲体  
制が擁護さるべきであるならば、それはむろん市民全体の支持を必要とする。それゆえ、そうした脅  
威が生じ、そして、それが支配権を握るにいたるような諸条件と、そうした事態にたいして効果的に  
適用できるような立憲体制擁護のための市民的防衛手段とにたいし、照明を投げるような研究を行な  
う必要がある。

#### 4 権力篡奪としてのゲリラ戦争

(1) 正統政府にたいする非協力をひき出し、それによつてそれを崩壊へと導いてゆくという意図のも  
とに、その国の人民大衆にたいするゲリラ戦争ないしそれと関連のあるテロ活動という形で推しすす  
められる少数派の権力篡奪の企てにたいし、予め準備された市民的防衛政策に立つ国が、果たして無  
力であるかどうか、(2)もしそうだとすれば、そうしたゲリラ手段による権力篡奪の企てに対抗するに  
は、どのようなタイプの非暴力的な戦略・戦術・方法が最適となるか、という二つの問題が研究され  
なければならない。さらに進んでは、前もつての準備を欠き、しかも、既にゲリラ攻撃のもとにおか  
れているような国が、市民的防衛の諸方策を通じ、非協力と、テロによる屈服の強制にたいする拒否  
とを貫ぬくことにより、ゲリラを敗北させるということが果たして可能であるかどうかを検討するた

めの研究も必要であろう。

### 5 外国からの限定された攻撃としての封鎖

ある国々、もしくは、そのほかの政治単位にあっては、その地理上の位置、国土の大小、その経済構造等々の理由で、陸、海、あるいは空からの封鎖、もしくは、それらを組み合わせた封鎖を手段とした外国の圧迫にたいしては、とりわけ無力である。イギリスと西ベルリンとが、その二つの顕著な実例であるが、そのほかにも多数のそうした実例が存在する。

もしも市民的防衛国家が、ある敵意をもつ外国の支配体制の軍事侵略を、有効な抵抗運動を開拓しうるその能力により、成功裡に阻止するということになれば、野心をくじかれたその支配体制は、脅迫を加えたその市民的防衛国家にたいし、封鎖を行なうことによつて屈服させるか、もしくは、一定の要求を呑み込ませようとして、その軍事力の行使を試みることになるであろう。こうした封鎖は、それが被封鎖国の食糧供給と経済活動にたいして致命的な影響を与えることのできるばあい、とりわけ重大となるであろう。また、たとえば有名なベルリン封鎖のばあいのように、こうした封鎖が、以上とは違つた文脈のもとで行なわれることもありうるであろう。

そのばあい、次のような一連の問題が、すなわち、市民的防衛と両立できるような方策を、そうした封鎖を打破するために、行使できないかどうか、もしできるとすれば、どのようにすればそれが行使できるようになるか、被封鎖国がこうした圧迫に抵抗するのを助けるために、被封鎖国自体の内部

ではどのようなことがなされることになるか、といった問題が生じてくる。軍事的な応酬を交わすことなしに行なわれたベルリンの経験と、食糧空輸の成功とは、まさに研究を要するケースであろうが、しかし、それとは全く違ったケースと全く違ったタイプの封鎖にたいしても、注意を払う必要があるであろう。

## 6 侵略

通常兵器による軍事侵略が、今日なお、あるばあいにはそれだけ単独で、あるばあいには外国からの援助をうけたクーデターのばあいのように、その他のタイプの権力篡奪もしくは攻撃と結びつきながら生じている。通常兵器による軍事的防衛力は、第一次的には、外国からの侵略の処理をその目的としている。事実、そうした能力こそが、歴史的には、通常兵器による軍事的防衛を正当化する終局の理由でもあった。市民的防衛が第一次的に発達させられたのは、もともと、そしてまた今日までそれがひきつづきとりわけ適切な手段であるのは、そうした通常兵器によるタイプの攻撃にたいしてである。

侵略がとりうるさまざまの形態と、それが理由で侵略が開始されることになるさまざまの目的とを研究する必要がある。こうした侵略目的にかんする研究は、有効な市民的防衛手段を策定してゆくうえできわめて重要である。というのは、市民的防衛による抵抗は、侵略者のそのような目的を阻止できなければならぬからである。外国の軍隊と行政職員の侵入にたいしてはそれを遅滞させるための小

規模の行動も行なうことはできようが、しかし、市民的防衛は、さまざまの理由からしてそうした形での侵入の阻止は試みないし、また、たとえそのようなことを試みたとしても、成功をおさめることは不可能である。市民的防衛の重点は、そうではなく、被侵略国の人民大衆を外国の侵入者が支配できぬようにするということにおかれ。それゆえ、相互の意図と能力をどう把握するかという問題が関係者すべてにたいして存在することになり、そうした問題にかんする研究もまた、したがつてなされなければならないということになる。

侵略にかんしてはそのほかにもさまざまの研究を必要とする問題が生じてくるであろう。そしてそうした問題の中には、次のような問題も、すなわち、侵入が行なわれるまでの当事国間の国際関係、住民・経済力ないしその他の諸点における当事国間のバランス、当事国それぞれの政治的立場とイデオロギー、侵入者が一国以上であるばあいに生じてくるさまざまの相違、被侵略国にたいしその社会の全面的改造とその人民のイデオロギー的改宗を求めるのではなく、その侵略目的がきわめて限定されているというばあいに生じてくる特殊な諸問題等々も含まれることになるであろう。なお以上に述べたことは、「侵略」の分野において留意を要する数多くの特殊な研究テーマの例示にとどまる。

## 7 市民的防衛国家にたいする爆撃

市民的防衛を採用している国々が爆撃をうける可能性については、対立した見解が存在する。ある見解によると、外敵は、市民的防衛を採用している国を支配しようとするばあいに生じてくる無数の

問題をよく心得て いるので、通常爆弾ないし核爆弾を用いて、累進的もしくは周期的な爆撃を加えることにより、あるいは、いつさいを破壊してしまう徹底的な一回きりの爆撃を加えることにより、都市やその他の重要地点を破壊し、それによって自己の意志をその国に強制するか、もしくは、市民的防衛というこの特殊獨特な脅威をとり除こうと委細かまわづとめることになる。しかし、それと正反対の見解の主張者たちは、核軍事力も通常軍事力も持っていないような国にたいしては、少なくとも核攻撃の可能性は実質的には存在しないであろうと論ずる。

そうした両極端の見解の間に、次のように考える人びとが存在する。それによると、少なくともある条件のもとではそうした爆撃は起こるようと思われる。したがつて、市民的防衛は、核以前の第二次大戦的な条件を仮定しているのであって、今日の世界においてなんらの適切さももつてはいない、ということになる。

いずれにせよ、軍事上および政治上の多様な戦略的な要因が、攻撃国にたいしてはからんでくるであろう。他方、市民的防衛国家にたいしては、いくつかの調査すべき問題がその留意を促すことになり、その中には、次のような問題についての研究、すなわち、攻撃を招くチャンスを減少させることができるような方策、核脅迫にたいするいくつかの代替的な対抗策、そうした核脅迫を行なう国にたいし、その本国の政治体制にたいしてその国の内部から反抗が生じてくるようにそうした反抗を激励する方法、爆撃による脅迫が実際に行なわれたばあいに生き延びる方法等々についての研究が含まれることになるであろう。また、以上のような条件に即しつつ、爆撃の可能性にかんするさまざまの見

解の妥当性を検討してみることも必要である。

## 8 文化の温存と外国による支配

外国による長期の占領と支配が、次のような極端な事態のどちらかに、すなわち、被征服人民の固有獨得の文化が絶滅されることになるか、もしくは、数百年にわたるそうした条件にもかかわらずその固有の文化が温存されることになるか、のいずれかに帰着してゆくという事例は、史上に数多く存在している。文化のこうした温存を促進したり阻害したりする因果的要因のうち、とくに重要なものは、また、こうした現象において働く言語的、宗教的、文化的、社会的諸要因のそれぞれが果たすことになる役割はなんであろうか。こうしたケースについての個別研究と比較研究とは、ある民族が最も甚だしい逆境のもとでも、その生活様式を守りぬくことができるようになる条件にかんして重要な照明を投げかけることになるであろう。

## 9 占領の政策と方策

市民的防衛者がとる可能性のあるさまざまの行動にたいして、調査研究に必要な注意力のすべてを集中するというのは馬鹿げたことであろう。さまざまの国際的侵略者とさまざまの帝国とが、その征服した領土と人民とを屈服させ支配するためにさまざまの努力を試みてきているが、こうした努力のなかでこれまでに用いられてきた占領政策と占領方策とのさまざまのタイプにたいしても、ひとはそ

の注意を集中すべきである。そうした政策と方策における最近の展開、そうした政策ないし方策にたいして加味される可能性のある幾つかの新しい工夫、そうした政策ないし方策の将来における展開の可能性等々にたいしても、とりわけ注意が払われねばならない。そのような研究は、市民的防衛者が将来において直面しなければならなくなるようなタイプのケースと方策にたいし、きわめて示唆に富む洞察を提供するであろう。

#### 10 非暴力闘争にたいする抑圧ないしその他の弾圧

さまざまな非暴力的な闘争手段を行使するグループもしくは人民にたいして侵略者が自己の意志を強制しようとするばあい、そこに生じてくることになる問題は、全面的な無法状態におちいったようなケースにおいて生じてくる問題や、なんらかのタイプの暴力闘争から生じてくる問題とはその性質を全く異にする。非暴力的闘争にたいしてとられる政府、警察、軍隊のさまざまの対策のおかげで、いまや非暴力的闘争にかんする経験の蓄積が徐々にはじまっている。また、市民的防衛国家にたいして軍事的な権力篡奪を真剣に考慮しているようなグループないし体制が、こうした経験を仔細に検討するだけでなく、新しい方策の案出にも力をつくすようになるであろうことは、疑いをいれない。それゆえ、篡奪のこうした手段と対抗してそれを迎え打てるような対抗措置を用意できるようになるには、市民的防衛者自身が、篡奪者のこうしたさまざまの手段について十分に承知しているということが、きわめて肝要なこととなる。

### 11 全体主義的独裁ないしその他のタイプの独裁の本質とその弱点

出現してくる可能性のある独裁的な敵にたいして抵抗ができるようになるには、敵を、そのイデオロギー、その追求する目的、誰の目にも明らかな力、といったものにかんしてだけではなく、その無力無能な側面、その弱点、その特別に傷つきやすい個所等々についても、それゆえ、一口でいうならば、そのアキレス腱にかんしても、十分に熟知しておくことが不可欠である。極端な独裁体制が、人びとの信じているよりもはるかに弱体で、はるかに脆弱であるということを裏づける証拠はたくさんある。特定の独裁体制にかんしてそうした一般的な特徴と特殊的な特質とを熟知するということは、その独裁体制に抵抗し、それをその根柢から壊り崩してゆくのに適切な戦略を決定してゆくうえできわめて重要ななるであろう。

## IV 市民的防衛——その採用、それをめぐる政治、その実施 等々にかんする諸問題

### 1 市民的防衛政策の採用とその基礎的な運営

### 1 アメリカ社会にある非暴力的行動についての考え方

非暴力的行動が、暴力に実際に代替できる手段であること、あるいは、市民的防衛政策が軍事的防衛政策に実際に代替できる政策となりうるであろうこと、そうしたことが果たしてアメリカ人に確信させられることであるかどうかという問題について考え方をもつと詳しく知っておく必要があるであろう。た諸問題にたいするアメリカ人たちの今日の考え方をもつと詳しく述べておくる必要があるであろう。

すなわち、(イ) 非暴力的行動についてアメリカ人が現在どのように考えているか。それにかんするか  
れらの知識と理解はどの程度であるか。「非暴力的抵抗」、「受動的抵抗」、「非暴力的行動」、ガンディ、マルチン・ルーサー・キング等々の言葉を耳にするか読むかするとき、かれらは何を念頭に浮かべるか。(ロ) 非暴力的行動の技術にたいし、アメリカ人は、どのような賛成論とどのような反対論とを提起しているか。(ハ) 外国による占領の企て、もしくは、国内における政権篡奪の企てにたいし、人民大衆の行動によつてそれに抵抗してゆくことの可能性について、アメリカ人のあいだに、そもそも何らかの考え方が存在しているか。もし存在しているとすれば、それはいかなるタイプのものであるか。(二) 非暴力的行動にかんするさまざまの調査のなかで違つた言葉の使い方をすることにより、いま問題にしている事態そのものについては、それを理解しているとみられる証拠が、ほかのばあいに較べてより多いか、それともより少ないか。

以上の設問のうち、第一と第三の設問のばあいには、そのような質問にたいして率直に答えてもら

うというだけではなく、それ以上のものを相手にたいして要求することになるであろう。というのは、そうした間にたいする答は、ごく表面的なものにとどまるか、あるいは、そのひとの実際の態度の不正確な表現でしかないというばあいさえがあるからである。デプス・インタビュー（深層面接）ないしそれに類似した方法がおそらく必要となるであろう。そのばあい、いわゆる「知的」な理由と「情緒的」な理由のいずれをも、男女それぞれの役割と恐らく連関があるものとして、探求してゆくことが重要であろう。

それら二つの探求課題を同一のプロジェクトによつて達成することは、不可能ではないが確かに可能であるとまではいえない。たとえば、インテリと非インテリとの間に、ニグロと非ニグロとの間に、都市居住者と農村居住者との間に、上流、中流、下層の諸階級の間に、ひろい意味でのさまざまの宗教集団相互の間に、そして恐らく存在すると思われるが地方と地方との間に、どのようなちがいが存在しているかを見きわめるためには、それらの問い合わせにたいする回答は、この国の人民大衆のさまざまの部分から求めることが必要となるようと思われる。そのばあい、選びだしたサンプルにたいするコントロールが慎重になされるか否かが決定的な重要性をもつことになるであろう。

本調査に先立つ調査として、すでに面接を行なつた一定の被面接者にたいし、かれらの主たる反対論を反論するか、もしくは、かれらの誤解の是正を意図するような情報をさまざまの仕方で提供しながら、その反応を見守るというペイロット実験が一回もしくはそれ以上にわたり行なわれてもよいであろう。そのばあい、それらの被面接者にたいし、こうした努力がどのような影響を——もしなんら

かの影響があつたとすれば——与えることになつたかを判定するため、一定の期間をおいて再面接を行なうことになるであろう。そうした研究が有効な結果を出せるためには、統制群（コントロール・グループ）が、もちろん必要となるであろう。

## 2 市民的防衛が理解され受け容れられるようになるには

市民的防衛が十分に有効なものとなり、その結果、人びとが軍事的防衛に代替するものとして採用するようになるまでには、その間に数々の実際的な問題が介在することになる、ということは重々承知しているつもりでいても、一般民衆の間には、市民的防衛を受け容れるようになるのを阻むさまざまの障害が、そうした心づもりをさらに上まわって存在しているのであり、しかも、一般民衆が進んでそれを受け容れるようになるのでなければ、市民的防衛はその成果を決してあげることはできないであろう。それゆえ、市民的防衛の受け容れを阻んでいる非理性的な障害と理性的な障害との双方の克服に関連のある、さまざまの問題にたいして注意が払われなければならないということになる。そうした問題のうち、ある問題は、前節に挙げた問題と互いに関連しあっているが、他の問題は、市民的防衛そのものと全面的に関連しあっている。

防衛と暴力を同一視するような考え方を、どのようにすれば、あらためさせることができるようになるであろうか。暴力的行動と非暴力的行動の役割についてされてきた歴史的由来のある誤解は、どのようにすれば是正することができるようになるであろうか。どのような条件がそろえば、人びとは、

防衛問題を専門家や軍人に委ねようとするかわりに、自から進んで自分たち自身の防衛に参加しようとするようになるであろうか。市民的な防衛方策が十分に準備されるようになるときには、軍事的防衛が段階的に後退してついには消滅してゆくということにはならないのであるが、そうなるまでの過渡期が、人びとの態度にたいしてどのような影響を与えることになるであろうか。暴力へと傾斜しがちな心理的傾向が存在すると考えられているが、そうした傾向はどのような役割を果たしているのであろうか。普通のばあいには軍事的手段を受け容れていた人びとが、国防上の目的のために、ある限定された期間、準備なしの非暴力的抵抗を行使したというケースが幾つかあるが、そうした過去のケースから、市民的防衛に関連のあるどのような事柄をわれわれは学ぶことができるであろうか。核兵器を抑止力として承認するさまざまの考え方があるが、こうした考え方には、市民的防衛を受け容れるかどうかという問題にたいする人びとの態度にどのような影響を与えているであろうか。市民的防衛準備による抑止力を有効な抑止力として受け容れるのを阻む心理的な阻害要因といったものは、果たして実際に存在するのであろうか。

以上に述べたことは、ほんの例示にすぎない。市民的防衛が受け容れられ採用されるようになるためには、教育上の戦略と政治上の戦略とが不可欠となるが、それをめぐるさまざまな問題も上記の諸問題に劣らぬような重要性をもつていて。

### 3 市民的防衛における政治的諸要因

市民的防衛は、軍事的防衛のばあいよりも、それを防衛政策として採用する国の政治的条件とはるかに密接な関係をもつてゐる。それゆえ、市民的防衛方策が有効となるには、どのような政治的条件が必要、もしくは最適となるか、という問題にたいして、真剣な注意を払わなければならない。その問題をめぐつては實にさまざまな問題が生じてくるが、以下はそうした問題にかんするほんの示唆にすぎない。

市民的防衛政策にとつては、人民大衆の政治参加がその前提条件となるが、そうした政治参加に最低の必要限度というようなものが存在することになるであろうか。かなり大巾の政治的分権が必要となるであろうか、それとも、必要とはならないであろうか。人民大衆の間で一定限度の正規の政治教育が行なわれることが必要となるであろうか。市民的防衛は新興独立の諸国にとつて果たして適合的なものとなることができるであろうか。その国のタイプ（人口密度の高低、領土の大中小、地形や気候の種類）が異なれば、市民的防衛政策の機能条件にどのような違いが生まれることになるであろうか。もし市民的防衛を採用するならば、その国自身の内部に存在するデモクラシーを市民的防衛はより高度なものにすることができるようになるであろうか。国外と国内の独裁的な体制を自由化するかもしくは、解体させることは、国家間の闘争と侵略の誘因を減少させてゆく一助となるが、そうした自由化ないし解体を促進するための間接的な影響力の行使ないし、直接的な努力は、どのような役割を果たしうるであろうか。民主的政治体制と、市民的防衛闘争へ人民大衆が参加するようになるための必要条件とのあいだには、ある本質的な関係が存在するのであろうか、それとも、存在しないので

あらうか。

#### 4 転換期——市民的防衛のための訓練と準備

市民的防衛へ向かつて武装から超脱してゆく(脱武装)には、まえもつての広範な研究、調査、計画が必要となるだけでなく、抵抗運動の遂行方法にかんして人民大衆を訓練するための、また、その他さまざまの不慮の事態にたいして準備をととのえておくための、無数の計画が必要となるであろう。それら以外のそうちした準備のなかには、きわめて多様な対策が、たとえば、物資の備蓄、通信手段の確保、食糧の貯蔵等々のことが含まれることになるであろう。

さらにもた、軍事的防衛への全面依存と市民的防衛への全面依存とのあいだには、幾年にもわたる困難な転換期が介在することになり、その過渡期間中には、いま述べたような準備と訓練が実施されることになるとともに、国の方では、軍事的要素を放棄してもよいと感ぜられるようになるとところまで、その市民的「戦闘力」を増大させてゆくことになるであろう。以上のようなきわめて複雑な問題にかんする研究は、高度に細心でかつ全面的なものでなければならない。

#### 5 抵抗組織にたいして与えるべき諸形態

苛酷な抑圧のもたらす諸条件や独裁的ないし全体主義的な支配のもとにおかれているばあい、組織的な抵抗運動の遂行をめぐる諸問題はいづれも容易ならぬものとなる。しかし、組織的な抵抗運動が

これまで行なわれてきたというその事実は、そうした障害が必ずしも克服できぬものではないことを証明している。もつとも、そうした障害がこれまでのケースにあってはどのように処理されたか、と  
いう点について研究するとともに、将来の非常事態において役立つことになるであろうような改良の  
可能性を抵抗の方法にかんして検討することが必要ではあるが。

抵抗組織の構造にかんする諸問題や、運動内部における、さらには、一般大衆との日々の通信連絡  
にかんする諸問題に加えて、つぎのような問題にたいしても、すなわち、実際の抵抗組織を当の権力  
簒奪に先んじて建設しておくことができるばあい、もしくはできないばあいのその可能・不可能の程  
度、行動の核となる構造をもつていよいよ大衆行動、もしくは民衆の自発性から出たような大衆  
行動が一定の役割を果たすことになるばあいのその果たす程度、といった問題にたいしても、注意を  
払わなければならないであろう（民衆の自発性から出た大衆行動のばあい、個々の抵抗組織が逮捕等  
の理由でたとえ行動できなくなつたとしても、まえもつて予想されていた一定の出来事が生ずるとき  
には実施に移されることになつてている予め決定された計画にもとづいて、民衆は、その行動を展開し  
てゆく、ということになるであろう）。

組織の問題に関連のあるその他のさまざまな要因にたいしても、検討を行なう必要があり、そうし  
た要因の中には、近隣集団、職業集団、政治ないし宗教関係の団体等々の諸集団の果たしうる役割、  
一口でいえば、その社会の正規の制度的構造が果たすことのできる役割が含まれるであろう。

## 6 市民的防衛の戦略と戦術

市民的防衛における戦略と戦術の分野は、通常兵器による防衛のばあいに較べ、少なくともそれに劣らず複雑である。しかも、市民的防衛のばあいには、それに参加する戦士が、脱武装した当の国の殆んど全人民からおそらく成り立つことになるであろうし、したがつて実質的には、その国の組織と機構のいっさいが参加することになるであろうから、その点ではよりいっそう複雑にさえなりうるであろう。まず第一に、政治的な闘争技術としての非暴力的行動において戦略と戦術とがもつ一般的諸原理にたいしてその注意を払う必要があるであろう。こうした考察は、おそらく、これまでの戦略と戦術とにかくする検討を要求することになるであろう。戦略と戦術の一般的なタイプにどのような革新を加えることができるかは、非暴力的行動のもつダイナミックスとメカニズムに照らしながら、考察されることになるであろう。

しかし、こうした一般的な原理に加えて、きわめて多様な特殊的タイプのケースに対処できるような代替可能のさまざまの戦略と戦術にたいしても、注意を払わなければならないであろう。こうした多様な特殊的なタイプのケースにあってはさまざまの要因が働き、こうした要因のなかには、たとえば、その全部なり一部なりが脅威をうけている国がどこの国であるかということ、国内において生ずるか、もしくは、国外から侵入していくかする権力篡奪者のもつ性質（その中には、篡奪者のイデオロギー、権力の源泉、抑圧ないしその他の影響力行使の手段が含まれる）、抑圧者が追求する目的、抑圧者のとることのできる戦略と戦術といったものが含まれるであろう。

さまざまの種類とさまざまの段階の攻撃にたいして、戦略・戦術上のきわめて多様な対応策を系統的に作成するだけでなく、権力篡奪者の権力と体制との解体をその終局のねらいとしながら、厳密に防衛的な行動から攻撃的な行動へと作戦を進めてゆくさいのさまざまの段階とさまざまの方策について詳細に考察することも大切であろう。

## 7 方法と戦術とにかくする特殊問題

市民的防衛闘争の遂行における一定の特殊問題にたいしては、特別の注意が払われなければならぬであろう。以下に掲げるのはそうした問題にかんする示唆にすぎない。

全面的な社会的ボイコットないし選択的な社会的ボイコットはそれぞれ、どのような形態とどのような効果をもつことになるか。また、占領軍兵士との友好的な接触ないしそ他のタイプの接触（協力はすることなく）はそれぞれ、どのような形態とどのような効果をもつことになるか。正統の警察は、占領もしくは国内的権力篡奪にたいする抵抗運動において、どのような役割を演すべきであろうか。たとえば、警察官はその職を退き、姿を消すべきであろうか。それとも、合法的な職務は継続するが、しかし、非合法の命令は拒否する、というふうにすべきであろうか。それとも、協力を装うが、しかし、実効は挙がらぬような行動をとるべきであろうか（記録を紛失する、人びとにたいし逮捕を試みるまえに逃亡を警告する、手配された人間の捜査を不可能にする等々）。それともまた、占領軍もしくは権力篡奪体制に属する個々人の逮捕に努めるべきであろうか。軍隊と警察部隊は、規律ある

非暴力的行動のために、どのような能力をもつことになるであろうか。この最後にあげた問題は、つぎの二つのタイプのケースにおいて重要な意味をもつことになるであろう。

その第一は、クーデターを処理するという限定された目的のために、ある国が、市民的防衛を、初めて採用したばあいである。その第二は、現存の規律ある集団ないし団体をそのまま存続させて、治安にかんする職務の遂行に必要な新任務を彼らに授けるというのが望ましいと考えられたばあいである。特定のさまざまのタイプの危機状況において、公務員は何をなすべきであろうか。公務員はストライキを打ち、選択的な非協力を実行し、正統政府の政策だけを遂行し、また、「形だけは職務に従事する」重要記録を「紛失する」等々のことをなすべきであろうか。もし敵の軍隊が首都を占領するようになれば、主な官吏は逃亡して、国内のどこかで、あるいは国外で、新しい指導部を維持すべきであろうか。それとも、逮捕されるまでひきつづき、その正統な職務の遂行につとめるべきであろうか。それとも、レジスタンスの指導部として、また、国内における第一政府として、それら両者を結合したものとして、地下に潜るべきであろうか。もっとも、最後のケースにおいては、人びとはそれぞれ違った役割を担うということにおそらくなるであろうが。

市民的防衛と重要な関連をもつ第二政府にかんして、過去の経験からどのようなことが学ばれるべきであろうか。侵略者もしくは権力篡奪者にたいする国際的な経済制裁は一般的には、攻撃をされた市民的防衛国家にたいする支援ということとの関連において、ことによつては、どのような役割を果たすことになるであろうか。ムッソリーニのイタリー、南アフリカ、ローデシア等々にたいして行なわれたよう

に、経済的ボイコットと通商停止にかんするこれまでの国際的な試みから、どのようなことが積極的にもしくは消極的に、学ばれるべきであろうか。また、そうした制裁手段が高度に有効であるべきであるとすれば、そのために充たされなければならぬ条件はなんであろうか。

## 2 特殊問題

### 1 軍事的防衛、ゲリラ戦争ないしサボタージュを市民的防衛と結合できるか

市民的防衛準備と軍事的防衛準備とが併存するような過渡期の不可避である点については、市民的防衛を主張する人びとの殆んどすべてがそれを承認している。しかし、その反面、一つの恒久的な政策のなかで、そうした組合わせ的な防衛準備をすることが果たして得策であるかどうかという点については、彼らの見解はかなり大巾に分かれている。

一方の側には、市民的防衛と通常兵器による軍事的防衛とを結合し、通常兵器による軍事的防衛がその能力を失つてしまつてから市民的防衛がその機能を開始するようになるという具合にすべきである、と主張する人びとがいるかと思えば、正面きつての軍事的防衛政策は放棄すべきであるが、しかし、市民的防衛をゲリラ戦争および（あるいは）サボタージュ方策と結合し、それらの違つたタイプの闘争にたいしてそれぞれ違つた任務を割当てるようすべきである、と主張する人びともいるのである。

しかし、他方の側には、総体的な戦争能力を最大限に高めようとしてあらゆる可能なタイプの闘争

手段を利用するというのは、なるほど一見したばあいには魅惑的に見えはするであろうが、しかし、闘争手段のそうした「混合」から生じてくる問題は、それほど簡単なものではないのであって、いやそれどころか、こうした結合は、市民的防衛政策だけが採用されるばあいに得られる、幾つかの非常に重要な戦略上の利点を台なしにしてしまうことになるであろう、と論じて、それぞれの技術が、それぞれ全く異なったメカニズムとダイナミックスとをもつてているのであるから、暴力的な制裁方法を併せて行使するということになれば、それは、市民的防衛が秘めている権力関係を変革してゆくさまざまな能力にたいして重大な障害を及ぼすことになるか、もしくは、こうした能力を完全にダメにしてしまうことになるかである、と主張する理論家もいるのである。

たとえば、敵軍の兵士が叛乱を起こすようになるように事を進めてゆくということ、あるいは、少なくとも兵士たちにたいして、その確信を十分に動搖させるか、もしくは、彼らからその共感を十分に集めうるようにして、その結果、命令の履行にさいして、彼ら兵士たちがわざと非能率的に振舞うようさせることとは、市民的防衛闘争の戦略においてその重要な一環となるものであろう。しかし、もし兵士たちや彼らの同僚が射撃されたり、殺害されたりするということになれば、こうした工作を行ないうる可能性は大巾に減少してゆくことになる。いわゆる「混合」にかんする問題は一筋縄ではゆかない問題であるから、それを扱うばあいには真剣な調査と分析が必要である。

## 2 人民大衆に殆んど依存せぬかもしくは全く依存せぬようなケース

権力篡奪の殆んどのタイプにあつては、その成否はいざれも権力を篡奪された国の人民大衆の向背に大きくかかっている。そして、そうであるからこそ、非協力による抵抗といふことも強力な基礎をもちうるのである。しかし、一定の例外的なタイプの侵略にあつては、こうした事情はあてはまらない。もし市民的防衛方策がこうした例外的なタイプにおいてもその効果を發揮すべきであるとすれば、市民的防衛の方策はまったく違つた手段を通じて実施されなければならないことになる。

こうしたケースを例示してみると、たとえば、次のようなものがある。すなわち、無人の山岳地域ないし砂漠地帯を、軍事基地、輸送または通信上の目的、あるいは国際的な心理効果というような目的から軍事的に占領するというケース。その国全体を支配する意図はなく、一定の海岸地帯もしくは港を海軍基地として占拠するというケース（たとえば、ジブラルタル）。侵略者がその地の全人民を移住させるかもしくは全滅させるかして、その代わりにその地に自国の植民者を送りこむことを意図するというケース。

### 3 テクノロジーの発達と市民的防衛

通信、輸送、警察方法、さらには、心理的操作にかんするテクノロジーの現代的な発達が、市民的防衛にたいして、容易ならぬ問題を提起するにいたついている。それらの問題については、互いに対立しあつた見解が提出されている。通信と輸送におけるスピードアップは、むろん、権力篡奪者が抵抗運動の中心部にたいして行動を起こすのを、より容易にしえる。しかし、技術のこうした発展はま

た、抵抗者が自己の目的のためにも利用できるということにはならないであろうか。トランジスタ化された放送施設とラジオは、そのことを証明しているさきやかな一例である。

また、行使される非暴力的抵抗のタイプにより、いいかえると、その非暴力的抵抗が、完全な公開性と公然たる挑戦的態度のもとに推し進められることになるかどうか、活動的主要部分にかんしては、秘密を基礎にしてその抵抗運動が進められることになるかどうか、ある小グループが地下にもぐりながら、ひきつづき運動にかんする指令を出すことを意図するようになるかどうか、いつたん行動を起こせば、それ以上の指示を仰ぐことなしに、さまざまの突発事態にたいし、人民全体が、何をなすべきか心得ているというようになるかどうか、といったことにより、技術と科学の発達がおよぼす影響には、なんらかの点で違いが出てくるようになりはしないであろうか。そうした問題やそのほかの問題にかんして、市民的防衛と通信技術の発達との双方に明るい人びとが研究をすることが必要である。

#### 4 経済組織と産業テクノロジーとが果たす役割

生産と分配にかんするさまざまのシステムは、市民的防衛を遂行してゆくばあいに、重要な役割を果たすだけでなく、たいがいの支配者や占領体制にとつても、重要な意味をもつ。しかし、生産と分配にかんするそうしたシステムのための社会的組織とテクノロジーとは、千差万別でありうるので、そうしたさまざまの相違が、市民的防衛にたいして、それぞれ異なった問題を提起するということに

なるであろう。

中央集権的に構成された産業システムにたいしてきえ、そうした問題を考察した人びとの到達した結論は、互いに対立しあつてゐるというのが実情であり、有効な抵抗を行なうには、農業本位の極度の分権化が不可欠である、となす見解から、集権的に構成された産業システムのばあいの方が、抵抗運動は、より効果的となる、なぜなら、きわめて傷つきやすいキー・ポイントをねらつて選択的な非協力を行なうならば、それだけでその生産システム全体を破壊することができるようになるからである、と主張する見解にいたるまで、その結論はきわめて多岐に分かれている。

その国の経済的自足性と国際的経済依存性との比率も、複雑な問題を生み出すことになる。オートメーションが、そうでなくてさえ、困難な問題をかかえている分野に新しい要因を導入している。さまざまの政治的な、また経済的な目的をもつてゐる権力篡奪者にたいして抵抗してゆく上で、最適であるような経済的非協力の形態にかんしても、研究すべきであろう。

## 5 市民的防衛国家における暴動

市民的防衛国家における暴動は、以下のような条件があれば起こりうる。

すなわち、政治・経済・文化・言語もしくは人種上の問題にかんする政策について、その国に深い意見の亀裂があるばあい。軍事的防衛を回復しようとして、遮二無一暴力的手段の行使に出ようとする強力なグループの存在するばあい。その国に敵意をもつてゐるある外国にたいして心を寄せるよう

な人間が、相当数現存しているばかり。非政治的な暴動に刺激を求める倦怠感が、青年層のあいだに広く見られるばかり。

そうした暴動を、市民的防衛との関連においてさまざまの視角から研究してゆくということが必要である。研究上のそうした視角としては、たとえば、次のようなものがあるであろう。すなわち、そうした暴動は市民的防衛能力にたいしてどのような影響を及ぼすことになるか。そうした暴動を減少させるか、もしくは、阻止するための方策が、市民的防衛準備のなかに含まれることになるかどうか。もし含まれるとすれば、どのような仕方でそれは含まれることになるか。巨大な群衆を統制して暴動を阻止するということを目的とした、非致死的で非暴力的な闘争手段とはどのようなものであり、それはどのように機能することになるか。暴動鎮圧のためには、警察的手段と軍事的手段とが行使されただが、それらから得られた経験は市民的防衛にたいして、なにを示唆するか、そうした警察的軍事的手段はその他の諸要因にたいしてどのような関係に立っているか。

### 3 個々の特定の国家における市民的防衛

#### 1 市民的防衛政策の実行可能性にかんする先導的研究

その研究すべき範囲が比較的限定されているような特定のケースに即しつつ、特定のタイプの脅威にたいし、市民的防衛が、果たして、うまくゆくものであるかどうかを検討するには、そのまえに、幾通りかの先導的なプロジェクトを設計してみなければならない。そうした研究には、仮想された攻

撃者、防衛をする当の国、国際状況にかんする広範な情報が含まれるであろう。攻撃者の意図、そのイデオロギー、彼がとる可能性のある戦略と方法、国際的におかれている彼の立場、国内における彼の安定性と彼にたいする支持の程度、権力篡奪の試みにたいして彼が行なう可能性のある弁明ないし正当化等々の諸点について詳しく知ることも重要となるであろう。

防衛する側の国もしくは地域にかんして必要となる知識の中には、次のようなものが含まれることになるであろう。すなわち、その社会構造と政治組織および伝統、防衛の対象である当の社会なしし原理原則にたいする市民大衆のコミットメントの強さ、経済の状態とその活力、国外の市場もしくは国外からの物資供給にたいする依存の構造や態様とその程度、市民的防衛のための前もつての訓練として想定されているものの程度とタイプに加えて非暴力的行動にかんするその経験の程度とタイプ、通信と輸送の組織、地理上の諸特徴、人民の一般的な特徴と特殊的な特徴等々。

また、関連する国際的要因として考察しなければならないもののなかには、つぎのようなものが含まれる。すなわち、他の諸国にたいして当の権力篡奪者が依存している度合。防衛側と権力篡奪者とにたいして示される世界中の同情および態度のタイプや強さとその分布。他の諸国ないし国際的諸機関がそうしたケースにたいし、さまざまのタイプの具体的援助を提供するばあいの、前もつての協定と準備との有無、また提供される可能性のある国際的な援助の個々の形態を見定めることも重要であろう。そうした国際的な援助のなかには、恐らく次のようなものが含まれることになるであろう。すなわち、物資の供給、食糧、資金援助、無線放送と無線通信、印刷、外交的支援、権力篡奪者に対する

経済制裁、権力篡奪者にたいする承認の拒否および(もしくは)その体制の国際機構からの排除等々。

以上のような基礎的な情報をもとにしながら、仮想された権力篡奪にたいして対抗するための極めて具体的な計画が立案され、しかもそれぞれの計画は、次の諸点を考慮に入れるということになるであろう。すなわち、抵抗運動にとり可能でかつ代替性のある最適の戦略と方法。それまでに検討しておいた諸要因に照らしてみて抑圧者のとる可能性のある対策的行動と抑圧とのタイプと、そうした行動ないし抑圧にたいする対抗手段。一般民衆だけではなく、特定の職業別、年齢別、もしくは、地域別のグループによって行なわれる抵抗運動の果たすべきそれぞれの役割。その他特殊的な諸要因。

市民的防衛の実行可能性にかんするそうした先導的研究は、以下のようなケースにたいして対処することを念頭におきながらすすめられるということもありうるであろう。

- (1) 東ドイツもしくはソビエトの軍事的な政権篡奪の企てにたいする西ベルリンの防衛。
- (2) ソビエト連邦もしくはその他のある国による通常兵器による軍事的攻撃と占領にたいするノルウェイの防衛。
- (3) ドイツの復讐主義者の攻撃にたいするポーランドの防衛。
- (4) ザンビア、タンザニア、ドミニカ共和国、イタリー、もしくは、アメリカ合衆国における軍事的、もしくは、その他のクーデターにたいする市民的立憲的政府の防衛。
- (5) タイ、もしくは、ビルマのばあいのように、少数派による一党独裁を、ゲリラ戦争によって強制しようとする企てにたいする抵抗。なおそれは、抵抗運動に関連のある経済上および政治上

の諸要因や非協力のためのさまざまの特殊的な手段とテロリズムへの屈服の拒否をも含む。

- (6) 自国の内政問題にたいするアメリカ合衆国の政治的・軍事的介入にたいし、ラテン・アメリカの小国の行なう防衛。

## 2 市民的防衛と中央ヨーロッパにおける軍事的緊張の緩和

東西の緊張を緩和しようとして、中央ヨーロッパにおける軍事的緊張にたいし、さまざまのタイプの兵力引離し策が提案されているが、こうした提案はすべて、次のような問題、すなわち、アメリカないしロシアの軍隊がいったん撤退してしまったあとで、外国の侵略もしくは国内における少数派の政策篡奪の企てが生じたばあい、どのようにすれば中欧の国々が、東西間の重大な戦争を惹き起こすことなしに、自国の防衛をまつとうすることができるようになるか、という問題と必ず正面から取組まざるを得ない。

自立的で効果的な防衛能力が中央ヨーロッパにもし存在することになれば、それは、ロシアとアメリカの双方の軍隊の撤退を促進できるようになるであろう。なぜなら、それらの両国の軍隊の駐留は、今日においては、恐怖にその基礎があるからである。中央ヨーロッパのばあい、非共産圏諸国恐怖は、もしそうした軍隊の駐留がなくなるならば、自國はたちまち共産主義の侵略政権篡奪のものに置かれることになるであろう、ということである。また、東欧の諸国の恐怖は、もしロシアの軍隊が駐留しなくなれば、自國はふたたびドイツのネオ・ナチの攻撃の犠牲となるであろう、ということ

である。

市民的防衛のさまざまの可能性を特定のケースに即しながら検討して解明してゆくとともに、それが秘めている潜在的能力と問題点を、それと代替の関係にある防衛政策——通常兵器による軍事的なそれであろうと、準軍事的なそれであろうと、あるいは、両者（およびそのサブ・タイプ）の一方もしくは両方のなんらかの組合せによるそれであろうと——の潜在的能力ないし問題点とを比較検討することが必要であろう。

### 3 アメリカ合州国における市民的防衛の可能性

市民的防衛をまず最初に採用するのは、スウェーデン、ノールウェイあるいはデンマークといった小国であり、アメリカ合州国やソビエト連邦のような軍事的超大国はおそらく最後の採用国となるであろう、とたいていの研究者が予想しているとはい、合州国ないしその他の大国における市民的防衛の適否と可能性についてさまざまのプロジェクトを設計することが必要である。

防衛関係のさまざまの必要と軍事関係のさまざまの必要とを、現在のそれ、まだ広く承認されるにはいたっていないそれ、将来のそれ、という具合にそうした必要のすべてにわたって分析しなければならないであろう。また、防衛能力と攻撃能力の面にはさまざまの明白な相違が存在するが、そうした相違を分析し区別することが必要となるだけでなく、他国のために防衛方策と合州国自体の防衛とを区別することもまた必要となるであろう。

小国にたいしてその防衛能力を自立させ向上させようといふに、軍事的手段によつては、そこの達成が不可能であるといふのであれば、市民的防衛の果たしうる役割の探究が行なわれなければならないことになる。そのさいにはそれと同時に、それらの国にたいしアメリカ合州国が行なうことのできる市民的防衛についての技術援助にかんしても探究を進めるべきであろう。国内からする権力篡奪ないし外国からの侵略といった脅威の下におかれているすべての国々が、もしそうした自立的な自己防衛の能力を回復することになれば、合州国の防衛上の必要と軍事上の必要とにたいしそうした事態はどのようなインパクトを与えることになるであろうか。

事態がもしもそのようになるならば、合州国自体の防衛必要はどのようなものとなり、市民的防衛はそうした必要をどの程度まで充たすことができるようになるであろうか。合州国の軍事力の大半は、自國の国土と人民とを防衛するためではなく、海外にある帝国主義的な経済権益を擁護し、世界のさまざまな地域におけるアメリカ合州国政府の支配力を維持し拡大してゆくために存在する、という主張はどうなるであろうか。そうした嫌疑にはどのような妥当性が今日存在しているであろうか。よりいっそう限定的で防衛的な能力しかもたない市民的防衛にたいし、そうした妥当性はどのような影響を及ぼしているであろうか。もしかりに前述の嫌疑が正当であるとしても、市民的防衛がアメリカ合州国自体の眞の防衛必要にとつて有効であると、もしさmericaの市民大衆が確信するようになれば、今日とられている政策にたいし、それはどのようなインパクトを与えることになるであろうか。また、こうした処理は脱武核兵器をめぐる特殊的な諸問題は、どのように処理できるであろうか。

装（転換期）にたいする計画にどのような影響を及ぼすことになるであろうか。市民的な防衛政策による防衛は、小国のはあいよりも、合州國のような大国のはあいの方がより容易であろうか、それともより困難であろうか。どのようなタイプの国内的防衛必要を充たすためにアメリカ国民はその準備が必要となるであろうか。戦争産業の段階的解消、職業の再訓練、あるいは、市民的防衛の採用に伴なうか、もしくは、つづくかする国内向けないし国外向けの新計画等々にたいしては、どのような経済計画が必要となるであろうか。繰り返していうが、以上に挙げたことは、検討を要する数多くの問題の一部を例示したにすぎない。

## V 非暴力的な代替手段と密接に関連する諸問題と 非暴力的な代替手段のもたらす諸結果

### 1 国内面におけるさまざまの結果

市民的防衛とは、市民大衆とそのさまざまの組織および機構とが自分たち自身の直接行動によつてその社会を防衛する、ということにはかならない。したがつて、そうした政策がその社会における諸々の変革とさまざまな形で密接な関連をもつようになるという可能性は非常に高い（軍事的防衛もまた、やや違つた主として中央集権的な影響をその社会にたいして及ぼすように思われるから、それ

に代替する市民的防衛政策の方でも、当の社会にたいして一定の影響を及ぼしうるということにはなんの不思議もないはずである）。それゆえ、そうした社会的諸結果の範囲と本質とに注目する必要がある。

市民的防衛がもたらす結果というのは、その社会が分権化され、社会諸機構への市民大衆の参加が活発化するようになるということだけであろうか。それとも、それほどには目立たないにせよ、そのほかのさまざまな結果も、善悪いずれかの形で出てくるということに、恐らくなるであろうか。また、社会構造上の変革が要求されることになるであろうか、それとも、ならないであろうか。市民的防衛によって防衛できるような社会は、どのようなタイプの社会であろうか。また、防衛できるといつても、どのようにできるのであろうか。からうじてか、たやすくか、あるいはそれとも全然できないということになるであろうか。

そうした問題を、イデオロギー的な先入見からではなく、歴史上の証拠を基礎にして検討してゆかなければならぬ。その社会を改善しようとするさまざまな努力が、そのまま同時に、防衛努力となるということになるであろうか。政治参加が高度化してゆく可能性と、市民大衆にたいする非暴力的行動の方法にかんする訓練、という二つの点からみて、市民的防衛はその社会にたいしてどのような影響を及ぼす可能性があるであろうか。

過去においてそうであつただけでなく、現代的な諸条件のもとにおいても、外交政策と軍事的防衛とは、互いに関連しあつてゐる、と通例は考えられており、事実また、両者はしばしばわめて密接に関りあつてゐるのである。市民的防衛のばあいには、その方策とその国の外交政策との間には、おそらくはるかにいつそ密接な関係が存在することになるであろう。国際侵略の成功しそうな見込みを減少させてゆくための方策や独裁制が発生したり存続したりするのに抵抗してゆくための方策にたいしては、また、外国に（それどころか敵国となりそうな国々の中にさえ）友好の人士を獲得していくための方策や、市民的防衛政策に依拠する国々の数を増大させてゆき、そうした国々のあいだで、さまざまのタイプの相互援助を提供しあうようになるための方策にたいしては、その他のそれに類する方策をも含めて、そのすべてにたいして、それを慎重に推し進めてゆくとともにその実施にたいして不斷に注意を払うことが必要となるであろう。

### 3 市民的防衛と国内法および国際法

市民的防衛は、それを採用する国の法律にたいして数多くの変革を要求することになるであろう。そうした変革の中には、その国の防衛方針として市民的防衛を採用することや、転換期を処理するための特別の処理方針にたいして然るべき権限を授与することに関する法律だけでなく、完全な法体系をなすようなその他の一連の法律の制定も含まれ、こうした一連の法律の中には、さまざまのタイプの準備・訓練・研究のための諸機関、計画作成のための諸機関・防衛のための諸組織と諸機構等々の

それぞれにたいしてその権限を授与するような法律も含まれることになるであろう。

立法機関は、次のような市民の義務を、すなわち、市民的防衛のための訓練に参加するとともに、危機にさいしては、自国の防衛に任ずるといった義務——それには、敵への協力分子に関する一定の基準と制裁とが、潜在的には含まれることになるであろう——を扱うのにも適切であるようなものとなるであろう。巨大な国のはあいには、とくにアメリカ合州国のような連邦制の国のはあいには、州、地方、もしくは地域に属するさまざまのタイプの立法機関もまたおそらく必要となるであろう。

国際法が定めているさまざまの基準についても、とりわけ被占領国の市民の権利と義務、侵略国に関連してその他の諸国の政府に課せられることになる義務、国際侵略もしくは国内少数民族の権力篡奪による犠牲となつている国の正統な立憲政府と人民にたいしてその他の諸国の政府に課せられることになる義務等々について、そうした基準を改めて明確に定めるか、もしくは、その基準をもつと詳しく述べたことは、留意を要する法律上の諸問題を例示したにすぎない。

#### 4 市民的防衛の限定的な採用にたいする国際的な反応

一国あるいは数カ国でしか市民的防衛の採用がなされず、しかも、その他の国々は軍事力を保有しつづけるというばあいに、そうした事態から生じてくる可能性のあるさまざまの国際的な結果にたいして、注意を払う必要がある。そのさい、こうした事態にたいする反応についての想定としては、一

方の極端から他方の極端までが、いいかえると、膨張主義的な軍事国家はそれを攻撃へのいざないとみなすであろうから、侵略が行なわれることになるであろうと想定するものから、相手の国はもはや攻撃を受ける恐怖を抱かないようになるのであるから、相手の国もまた同様に市民的防衛へと脱武装してゆくことになるであろうと想定するものまでが出てくることになる。しかし、実際に起こつてくる事態は、それらの想定が推定するような事態よりも、結局は、ずっと複雑なものとなるであろう。

反応にかんするそうしたさまざまの可能性を比較考量し、そのことを通じて、それらの反応に対処するための方策を探究してゆくことが肝要である。またそうした比較考量は、市民的防衛政策そのものを評価するさいにその一助ともなるであろう。

## 5 すでに圧制の支配下におかれている国々の自己解放

国内勢力によつて、あるいは、外国勢力によつてすでに独裁制のもとにおかれているような国々において非暴力的闘争が行使されるようならば、形式的にいうならば、そうした行使は「市民的防衛」の範疇にははいらない。というのは、市民的防衛は、権力篡奪の企てに対抗するために、平時のうちに前もつて準備をととのえ訓練をしておく、ということを意味するからである。しかし、それはそれとして、そのような自己解放は市民的防衛政策と、多くの点で関連をもつてゐる。

(1) 國際侵略の機会は、もし膨張主義的な独裁制を変革するか、もしくは、転覆させるかするならば、その結果として減少してゆくことになるであろう。

(2) 市民的防衛政策をとる国にたいして、そうした独裁体制が企てる軍事侵略は、一定の事情のもとでは（市民的防衛を主張するある人びとの見解に従うならば）侵略者の本国における蜂起へと通じてゆきうるであろう。

(3) 平時においては、市民的防衛国家におけるさまざまの準備は、解放を求めるグループを鼓舞し、彼ら自身の国内における圧制体制にたいして市民的防衛と似た方法やそれと関連のある戦略を行使するよう促すことになる可能性があるであろう。以上のような可能性のすべてと、その他の関連ある可能性、さらにはそれらに含まれている数多くの問題点、にたいして十分な調査と分析を行なうことが必要であろう。

## 6 國際關係にたいして市民的防衛能力がもたらす諸結果

この分野にかんしては、少なくともつぎの三つの側面にたいして検討を加える必要がある。その第一は、ある国がこのタイプの自己防衛の能力、つまり、市民的防衛の能力をその国内においてもし発達させてゆくなれば、それはその国のそれまでの國際關係を変革する一助となることができるとともに、それまでその国にたいしてある種の支配力を——ときにはあからさまな占領をさえ——行使してきた国（もしくは国々）との間に新しい關係を樹立してゆくうえでも、その一助となることができるであろうということである。國際關係においてある變化がもし始まるとすれば、その端緒となるものは、つぎの二点に、すなわち、軍事力の行使もしくは軍事力による脅迫によつてはもはや支配を達

成することはできないということを、かつての支配国が認識するにいたるといふことと、自國の自立は、基本的には非軍事的な要因にかかっているということをかつての被支配国が認識するにいたるということとに大きくかることになるであろう。

ノールウェイとスウェーデンとのあいだの国際関係の変革は（その転換点となるのは一九〇五年の危機である）教訓的なケースとなることができるであろう。敵対的な感情は、なおある程度残存しているとしても、それら両国が、今日、暴力に訴えるというようなことは、実質的には考えがたい。かつての植民国家と、かつての植民地とのあいだの変革された関係も、この問題にたいする洞察をわれわれに与えることであろう。効果的な闘争を遂行できるような能力が果たしうる特定の役割のほかに、それと密接に結びついている社会的な諸条件と経済的な諸条件にたいしても、おそらく注意を払わなければならないであろう。

その第二は、一国もしくは數カ国、それどころか多数の国々さえが、市民的防衛へと脱武装を完了したにもかかわらず、その他の国々が通常兵器による軍事力、もしくは、核軍事力を依然として保持しつづけている、といった世界において成立することになるであろうような国際関係のタイプにたいしても、注意が払わなければならないということである。この問題にかんしては、單なる理論的な思索だけではなく、さまざまの状況のもとで働くことになるであろうさまざまの影響や力にたいしても綿密な検討を加えなければならない。

その第三は、多数の国々が、あるいは、大半の国々が、市民的防衛へと脱武装してしまったような

世界において国際関係と国際機構がとなることになる可能性のあるさまざまの形態についても、検討を行なうべきであるということである。そうした国際機構は、もちろん、今日のそれと異っているだけではなく、軍事力を独占する世界政府のようなものとも異なるであろう。そのような国際機構は、どのような特徴をもつことになるであろうか。お互に攻撃しあうか、さもなくば、市民的防衛政策をとる国々にたいして攻撃をかけようとするような侵略的な武装国家にたいしては、どのような形態の国際的な協力行動が、そうした国々を処理する最適の行動となるであろうか。

## 7 国際連合と市民的防衛

国際連合と、その他の国際機構のさまざまの部門や機関とには、市民的防衛にかんしてそれらのそれが担うことのできる、しかも完全な一系列をなすほどの数多くの役割が存在する。つぎに列挙するのは、そうした数多くの役割の一端を示唆したにすぎない。

市民的防衛政策にかんする研究と、加盟諸国にたいするそれについての情報の配布。脱武装して市民的防衛国家となつた国々にたいして実施される、その政策転換の真正であることを他の国々にたいして保障するための国際的な査察。国際侵略の発生したばあいの事実調査と調査結果の配布。侵略者にたいする世界世論の面前での断罪。侵略者にたいする政治上と経済上のさまざまのタイプの国際的な制裁手段の制定。攻撃をうけた市民的防衛国家にたいするさまざまなタイプの援助の実施（たとえば、資金援助、物資と食糧の供給、放送施設、終始一貫して正統政府だけの承認等々）。国際連合の

もつている一定のタイプの実力を行使することによる問題の事態にたいする介入行動。

もし市民的防衛を幾つかの国々が、十分に調整されかつ段階を踏んだ脱武装の計画を土台にしながら、一大陸の全体を基礎にして、あるいは、一定の地域においての緊張緩和と非軍事化のための計画の一環として、同時的に採用するということになるならば、そのばあい、国際連合はおそらくある役割を果たすようになるであろう。しかし、市民的防衛にかんしては、国際連合には、その他にもそれが果たすことのできるさまざまな役割が存在するであろう。しかし、国際連合のそうした支持が有効となるには、前もつての調査と計画とが必要であろう。市民的防衛にかんする国際連合の役割にかんしては、調査しなければならないそうした可能性が実に多数存在する。

## 第五章 非暴力的行動にかんする八五のケース

第一章と第二章とにおいては、非暴力的行動を一種の政治技術とみなしてその歴史的展開をたどつていったわけであるが、しかし、そうした通観によつては、それが過去において適用されたばあいのその範囲と意図が明らかにならない。本章では八五のケースについて簡単なリストを示すが、そうした簡単なリストでさえ、行動にかんしていつそう進んだ研究を行なうことができるようになるまでは、人びとの役に立ちうるであろう。こうしたリストは少なくとも、非暴力的行動がこれまでにどの程度の範囲にまで適用されたかについて、われわれに一瞥をさせてくれる。また、このリストには掲げないが、本書中には掲げておいた他の例とともに、こうしたリストは、非暴力的行動についてのある種の通俗的な見解が全く当を得ていないということを示唆できるような論拠をも、われわれに提供してくれる。

なお、このリストに掲げられている闘争が、争点となつた問題のタイプ、関係のあつた集団、当の闘争の発生した国、歴史および文化上の背景等々については、互いに非常にちがつてゐるといふ点は

とくに指摘しておかねばならない。このリストは、むろん、非暴力的行動にかんするあらゆるケースを代表しうるものではないが、それからいくつかのきわめて試論的な印象を引き出すということはできるであろう。

リストに掲げられているケース相互の間に見出されるその他の相違点としては、つぎのようなものがある。すなわち、参加人員の数、暴力的手段を意識的に排除してゆくばあいの意識の程度、明確なリーダーシップの相対的な重要性、抵抗者の直面した抑圧者のタイプ、行使された抑圧の程度、抑圧者の追求した目的。

それぞれのケースのあとに、非暴力的行動の技術を行使する当の集団の特徴を示す記号がつけてある。二つのケースにあっては、その行動は單一の個人、すなわち、ガンディによって行なわれた。しかし、それらはいずれも、社会的にも政治的にも重要な結果をもたらした。これらのケースにたいしては、大文字で IND とするしてある。五つのケースにあっては、その行動の全部もしくは一部が、小さな、しかし、高度にコミットした、通例は五〇人以下のメンバーから成る集団によつてなされた。それらのケースにたいしては、SM という記号がつけてある。しかし、ほとんど大多数のケースにあっては、非暴力的行動が、五〇人から数千人におよぶ巨大な集団によつてなされた。そうしたケースは、LG という記号で示される。

以上の三種類のケースのすべてに共通する特徴は（前もつての熟慮にもとづくものであろうと、突発的のものであろうと、また、主義にもとづくものであろうと、便宜にもとづくものであろうと）「大

戦略」と呼べば呼べるようなものの一環として非暴力行動に依拠した、という点である。それらのケースにあっては、暴力的闘争を非暴力的行動によつて代替させるという方針が、ほとんど完全に、もしくはまったく完全に守られている。

しかし、七つもしくは八つのケースにあっては、非暴力的闘争を以て暴力的闘争に代替するということが完全には行なわれず、暴力的な制裁方法もまた行使された。こうしたケース——たとえば、ナチ占領中のノールウェイとデンマークの抵抗、さらには、ハンガリーの革命——にあっては、主義もしくはいわゆる「大戦略」にもどづいて暴力的な制裁方法が排除されるということがなく、したがつて、さまざまの暴力的手段がかなりの程度にまで行使されている。

しかし、それらのケースにあっても、非暴力的行動はかなりの程度まで行使されている。いいかえると、総体的な「戦闘力」の、あるいは、組合せの形で行使されたいつきの手段のうちの、少なくとも五〇%にそれは及んでいた。それらのケースの中には、たとえばストライキや非協力のような、能動的闘争において行使される非暴力的手段が行使されるというケースも存在した。また、闘争過程における特定の段階においては、たとえばノールウェイにおける教職員と聖職者の抵抗、あるいは、コペンハーゲンとアムステルダムにおけるゼネストにみられるように、特定の闘争段階においてその始めから終わりまで、非暴力的行動が、ほとんどもっぱら行使されるということもあった。もしもそれらのケースにおいてそうした非暴力的手段が、行使されなかつたとしたならば、そのばあい、暴力的闘争手段が相対的にいつて、もつとより多く行使されることになつたか、それとも、総体的「戦闘

力」が減少することになったかの、いずれかであったであろう。以上のようなケースには、MXという記号がつけてある。

前述の八五のケースは、非暴力的行動を行使する当の集団の感じた苦痛のタイプを示す見出しのものに分類されている。いくつかのケースにあっては、そのタイプに重複があり、したがって、ひとつの場合がひとつ以上の見出しどもとに挙げられることがあるのである。

### 1 少数派にたいする抑圧に抗して

- (1) 一九〇六一一四年と、一九四六年とに行なわれた南アフリカにおけるインド人少数派の市民的抵抗闘争 (LG)
- (2) 一九二四一二五年に行なわれたヴィコムの寺院通りにおいてのサチャグラハ(インド) (SM) アメリカ合州国での、とりわけ一九五五年以降の市民権運動においてのさまざまの闘争。たとえば、一九五五—五六年のアラバマ州モントゴメリーでのニグロのバス・ボイコット運動、一九五六六年のフロリダ州タラハシーでのニグロのバス・ボイコット運動、一九六一—六二年のシット・インとフリーダム・ライズ、一九六三年のワシントン行進、ないしその他のケース (LG)
- (3) セイロンにおける一九五六—五七年と一九六一のタミール人による市民的抵抗 (LG)

2 摘取やその他の経済的苦痛に抗して

- (1) 一八三〇年のミソレ（イングランド）の非協力運動（LG）
- (2) アイルランドにおいての一八七九—八六年の地代レントストと納税拒否（MX）
- (3) 一八八〇年に行なわれたアイルランドの農民たちのボイコット大佐にたいするボイコット（LG）
- (4) 一九〇七年に行なわれたインディアンのストーヴとレインジにたいするボイコット（アメリカ合州国）（LG）
- (5) 一九二六年のイギリスのゼネスト（LG）
- (6) アメリカ合州国における一九三六—三七年の坐わり込みスト（LG）
- (7) フランスにおいての一九三六—三七年の坐わり込みスト（LG）
- (8) イタリーにおいての、少なくとも一九五〇年以来の「逆スト」とその他のさまざまのケース。そのなかには、シリエにおいて、ダニロ・ドルチの指導のもとに行なわれた一九五六年の大衆断食と逆ストが含まれる（LG）
- (9) ガンビアにおいての一九六一年一月のゼネスト（LG）
- (10) スペインのアストリア鉱山とそのほかの地域においての一九六一年のスペイン労働者のストライキ（LG）

(1)

カリフォルニアにおいての一九六五—七〇年の葡萄園労働者のストライキと、国内・国際の両面にわたる葡萄ボイコット（L.G.）

（ストライキとボイコットにかんするその他の多くのケースをここに含めることができ、したがって、西側において非暴力的行動の技術行使した事例の数は大幅に増えることになるであろう。ストライキという形態での非協力と、非協力の程度はそれよりもやや下まわるが経済的ボイコットという形態での非協力とは、産業労働者と労働組合活動家の主要な武器であった。）

### 3 自治体における暴動に抗して

- (1) カルカッタにおいての一九四七年のガンディーの断食（I.N.P.）
- (2) デーリーにおいての一九四八年のガンディーの断食（I.N.D.）

### 4 宗教上の争点にもとづいて

- (1) ローマの迫害にたいする初期キリスト教徒の対抗行動（L.G.）
- (2) 一七世紀末に行なわれたイングランドでの迫害にたいする初期クエーカー教徒の抵抗（L.G.）
- (3) 一八三六—四〇年に行なわれた新教徒との婚姻にかんしてのプロシヤ政府にたいするローマ・カトリック教徒の闘争（L.G.）

一八七一—八七年に行なわれた、いわゆる文化闘争における、ビスマルクにたいしてのローマ

・カトリック教徒の抵抗（もつとも、さまざまの譲歩が一八七八年に始まつたが）（LG）  
 キラファットにおける一九二〇—二一年のサチャグラハ（インド）（LG）

- (5) 一九二二年に改革を求めて行なわれた、アカリ・シックスのサチャグラハ（インド）（LG）  
 (6) 一九六三年に行なわれたゴン・ディエム体制にたいする南ベトナム仏教徒の闘争（LG）  
 (7) 一九六三年に行なわれたゴン・ディエム体制にたいする南ベトナム仏教徒の闘争（LG）

## 5 特定の不正と行政上の行き過ぎに抵抗して

- (1) 一七六三年から七年にわたつて行なわれた、アメリカの植民地での経済的ボイコットと政治的非協力や納税拒否（LG）  
 (2) イギリスのコルヴェー・システム（ふくせい夫役制度）にたいして行なわれた一七七六—七八年のケベックの農民と村落居住者の非協力（LG）  
 (3) 一八九一年に行なわれたペルシャでの煙草税反対のボイコット（LG）  
 (4) 一八七九—九〇年のビスマルクにたいするドイツ社会民主党員の闘争（LG）  
 (5) 一八九三年、一九〇二年、そして、一九一三年に行なわれた選挙権拡大のためのベルギーでのゼネスト（LG）  
 (6) 一九〇二年に行なわれた選挙権拡大のためのスウェーデンでの三日ゼネスト（LG）  
 (7) 一九〇二年から一四年にわたつて行なわれた私立学校にたいする公費援助に反対してのイギリスでの納税拒否（LG）

一九〇六年、一九〇八年、一九一五年、そして、一九一九年に行なわれた中国での抗日ボイコット運動（LG）

一九一四年から一五年にわたつて行なわれたアイオワ州のスウー・シティでの「世界産業労働者」の「言論の自由」のための闘争（LG）

一九一八年以後ソ連邦で行なわれた農民の消極的抵抗（LG）

一九一九年に行なわれたローラット法にたいするサチャグラハ（インド）（LG）

一九二八年に行なわれたバルドーリー（インド）の農民の納税拒否（LG）

一九五〇年に行なわれたパルディ（インド）でのサチャグラハ（LG）

一九五〇年に行なわれたビハール州マンブーム（インド）での抵抗運動（LG）

一九五一年に行なわれた、イギリス空軍からのヘリゴーランドの非暴力的奪取（SM）

一九五三年以前に行なわれた、アンドラを新しい州とするための南インドのテルグでの煽動（LG）

一九五三年にソ連邦のヴォルクータで起こつた政治犯のストライキ（LG）

一九五六年のフィンランドでのゼネスト（LG）

一九五七年に、ヨハネスブルク、プレトリヤ、ポート・エリザベス、そして、プロムファンタインで行なわれたアフリカ人のバス・ボイコット（LG）

(21) 一九五九年に行なわれた、新しく選出された共産政府の教育政策等に反対してのケララ（インド）州での非暴力的抵抗（LG）

(22) 一九五九年に行なわれたアルゼンチンでのゼネスト（LG）

(23) 一九六〇年から六一年にわたって行なわれたベルギーでのゼネスト（LG）

## 6 戰争と戰争準備に抵抗して

(1) ニュージーランドで展開された一九一二一一四年と一九三〇年の反徴兵闘争（LG）

(2) 一九一七年に行なわれた第一次世界戦争への参加に反対してのアルゼンチンでのゼネスト（LG）

(3)

一九二〇年に行なわれた、ロシアへの軍事介入に反対してのフランス、イギリス、アイルランドでのドック労働者のストライキ（LG）

(4) アビシニアにたいして戦争をしかけている最中、一九三五年から三六年にわたってイタリーにたいして行なわれた国際連盟の経済的制裁（LG）

(5) 一九五六年に行なわれた砂川アメリカ空軍基地建設に反対しての日本人の抵抗（LG）

(6) イギリスで一九五八年から六三年にわたり、核戦争反対直接行動委員会と百人委員会によって行なわれた、核武装廃止を支持する市民的不服従とその他の非暴力的行動とにかくさまざまのケース（SMとLM）

(7)

一九五九年から六〇年にわたって企てられた、北アフリカのフランスの原爆実験基地ルガーヌでの原爆実験阻止のための「侵入」(SM)

(8)

アメリカ合衆国で一九五九年から六六年にわたって行なわれた、「非暴力行動委員会」により大々的に組織された、市民的不服従とその他の非暴力的行動とにかくさまざまのケース。その中には太平洋でのアメリカ合衆国の核実験の阻止を企てた一九五八年の「ゴールデン・ルール・アンド・フェニックス」号の航海と、一九六二年の「エブリマン一世」と「エブリマン二世」の航海とが、そしてさらに、ソビエト核実験に抗議しての一九六一年の「エブリマン三世」の航海が含まれている(SMとLG)

新興独立国のアルジェリアで一九六一年の八月から九月にわたって行なわれた、内戦の危機にたいしその機先を制するために行なわれたデモ、ゼネストの威嚇、および対峙する軍隊にたいしてのさまざまな非暴力的介入行動(LG)

## 7 長期間にわたって確立された非民主的支配に抵抗して

紀元前四九四年に行なわれた貴族にたいしてのローマ平民の反抗(LG)

(1) とりわけ一五六五年から七六年にわたって行なわれた、スペインの支配にたいするオランダの抵抗での主要な諸側面(MX)

一八五〇年から六七年にわたって行なわれたオーストリアにたいするハンガリアの消極的抵抗

(3)

(LG)

(4) 一八九八年から一九〇五年にわたって行なわれたロシアの支配にたいするフィンランドの抵抗 (LG)

(5) 帝政ロシアで行なわれた一九〇五年革命での主要な諸側面。その中には、ゼネスト、並行政府の樹立、さまざまのタイプの非協力が含まれている (MX)

(6) 一九一九年から一二年にわたって行なわれた日本の支配にたいしての朝鮮での民族的プロテスト (LG)

(7) 一九一九年から一二年にわたって行なわれたイギリスの支配にたいしてのエジプトの消極的抵抗 (LG)

(8) 一九一九年から三六年にわたって行なわれたニュージーランドの支配にたいしての西サモア諸島の島民の抵抗 (LG)

(9) インドにおける独立闘争。とくに、一九三〇—三一年、一九三一—三四年、一九四〇—四一年そして、一九四一年に行なわれた闘争 (LG)

(10) エル・サルヴァドルでマルチネス独裁に反対して一九四四年に行なわれた操業停止と政治的非協力 (LG)

(11) グアテマラでウビコ体制に反対して一九四四年に行なわれた操業停止と政治的非協力 (LG)

(12) 一九五二年に行なわれた南アフリカでの公然とした挑戦的態度をその闘争手段とした闘争 (L)

(G)

(13) 一九五三年の六月に行なわれた東独での蜂起 (LG) (MX?)

(14) 一九五五年に行なわれたゴアの非暴力的「侵入」 (LG)

(15) ハイチの実力者、マグリオーレ将軍にたいして一九五六六年に行なわれたゼネストと操業停止 (LG)

(16) 一九五六六年から五七年にわたって行なわれたハンガリー革命の主要な側面 (MX)

(17) 一九五七年に行なわれたバルセロナとマドリッドでのバス・ボイコット (LG)

(18) 一九五七年にニャザランドで行なわれた、イギリスの支配にたいしての非暴力的抵抗 (LG)

(19) 一九六〇年に行なれた通行関係法にたいしての南アフリカの汎アフリカ主義者の公然とした挑戦的態度による闘争 (LG)

(20) 南アフリカの産物にたいして一九六〇年以来行なわれてきている国際的ボイコットと輸入停止 (LG)

## 8

非民主的な支配をおしつけようとする新しい企てに抵抗して (ここにあげる行動の多くは、正統政府を支持しようとして行なわれた)

- (1) 一七九九年から一八〇〇年にわたって行なわれたカナラ (インド) での非協力運動 (LG)
- (2) カップ一揆にたいして一九二〇年にドイツで行なわれたゼネストと政治的非協力 (LG)

(3) 一九二三年に行なわれた、フランスとベルギーによる占領にたいしてのルールの消極的抵抗

(LG)

(4) 一九四〇年から四五五年にわたって行なわれた、オランダの抵抗運動の重要な諸側面。その中にはいくつかの重要なストライキが含まれている (MX)

(5) 一九四〇年から四五五年にわたって行なわれたデンマークの抵抗運動の重要な諸側面。その中には一九四〇年に行なわれたコペンハーゲンのゼネストが含まれている (MX)

(6) 一九四〇年から四五五年にわたって行なわれたノールウェイの抵抗運動の重要な諸側面 (MX)

(7) 一九五七年に行なわれた、臨時大統領ピエール・ルイに反対してのハイチのゼネスト (LG)

(8) ローデシアにたいし一九六五年以来イギリスと国際連合とが加えている経済的制裁 (LG)

(9) 一九六八年の八月に起こった、ワルシャワ条約を理由とする侵入にたいし、その後から行なわれたチェコ民族とスロヴァキア民族との民衆的抵抗、デモ、政治的非協力。

以上の八五のケースのうち、四九のケースが、「西側」(ロシアをふくめて)で、二三のケースが「東側」(サモアをふくめて)で起こり、九つのケースがアフリカで、ただ一つのケースがオーストラリアで生じており、残りの三つのケースが国際的協調行動である。しかし、視角を変えて観察すれば、四〇%をやや下回るケースが「民主体制」(大ざっぱに定義して)のもとで、六〇%をやや上回るケースが「独裁体制」(外国による占領ないし全体主義体制のもとにある七つのケースもふくめて)

のもとで生じている。さらに視角を変えれば、八五のケースには、非暴力的行動者たちが、その目的達成に、部分的もしくは全面的に成功しているというケースもあれば、たとえば反戦デモの多くのケースのように、非暴力的行動者たちが失敗しているというケースもある。また八五のケースのうち、八ヶース以上ではないが、そのリーダーシップと参加者とは平和主義をその立場としている。

以上のような分類と比較は、きわめて大ざっぱなものであるが、にもかかわらず、非暴力的行動の技術の行使とその本質を比較統計学的に分析しようと思うばあい、今日われわれが近づきうるぎりぎりの限度なのである。研究がそのような低い段階にとどまっているのは、この問題を研究者たちが無視してきたため、予備的な統計的分析にとってさえも十分なデータが集まつていないという事情が主因である。

上記のリストが不完全なものであって、非暴力的行動のケースを完全に代表するようなものではないということは認めるとしても、しかし、以上のような数字は、非暴力的行動にかんする次のような幾つかの考え方、すなわち、非暴力的行動は大体において「西側」の現象である、「民主的」な諸条件だけが、そうした非暴力的行動を「許す」であろう、それは確信をもつた平和主義者にだけふさわしい行動である、非暴力的行動は闘争と権力との存在を無視する、といった考え方を大いに疑わしいものにするには十分であろう。

非暴力的行動にかんして一般に行なわれてゐるその他のさまざまの考え方にいたつては、このようないリストによつてさえ、完全に覆されることになるか、重大な疑惑のなかに投げ込まれることになる

かのいずれかであろう。一例をあげるならば、非暴力的行動は、少数派の集団の行使する武器であるだけでなく、多数派集団によつても広く行使されてきてゐるのであるし、非暴力的行動の技術は、政府を擁護するためにも、また、政府に抵抗し反抗するためにも、行使されてきているのである。

八五のケースの大半が、その社会もしくはその国の内部において行なわれた闘争を含んでいる反面、相当数のケースが、国際的な闘争のなかで生じており、それらは外国の侵略にたいして行なわれた民族の解放と防衛の行動を含んでいる。また、あるケースにあつては、非暴力的行動が、限定された変革と改革を遂行してゆくために行使されているが、他のケースにあつては、非暴力的行動の目的が政治体制に代えるに新しい秩序をもつてすることにおかれている。

世界中の文化や地域で、非暴力的行動の行使にたいして特別の適性もしくは不適性をもつていると いうような文化や地域はただの一つもないようと思われる。そのことは、しかし、研究がさらに推しつけられることによつて、われわれのリストのカバーできる範囲が拡大してゆき、よりいつそう代表的なものとなつてゆくならば、さらにずっとハッキリするようになるであろう。

## 第六章 市民的防衛にかんする教科課程計画

ウイリアム・B・ワトソン（マサチューセッツ工科大学史学部）

非暴力的行動にかんしてアメリカ人はすでに広大な歴史をもつてゐる。しかし、非暴力的方法が秘めてゐる巨大な可能性をはつきりと認識し、将来の闘争において暴力的手段の代わりに非暴力的手段を意識的に用いるようになる、ということに彼らは果たしてなるであらうか。この問題は、私の考えでは、今日、この国につきつけられている最も緊急な問題である。

それは容易に答えられるような問題では決してない。非暴力的な代替手段にたいして、それは余りにも安直すぎる、それは役に立たぬ、得てして暴力にうつたえる傾向のあるこのアメリカではそれは現実性をもたぬ、というようなことを理由にして非難の声をあげようと待ち構えている人びとが実にたくさんいるし、また、非暴力的行動をどこまでも押し通していくことがその人たちの目には余りにも困難で、しかもその要求が余りにも過大であるようにみうけられるため、非暴力的行動を試みる気になれないというような人びともいないわけではないのである。

しかし、たいていのアメリカ人にとっては、彼らがこれまでいかにしばしば非暴力的行動を実践し

てきたとしても、それにもかかわらず、非暴力的行動は未知の問題に属している。その理由は、たいていのアメリカ人が非暴力的手段に反対しているからだというのではない。非暴力的手段について、彼らが実質的にはまさに何も知らない状態にあるからである。

以下の諸節のなかで述べてゆくことになる非暴力的行動と市民的防衛についての教科課程計画は、そうした情報上の必要を充たそうする試みに他ならない。非暴力的行動が何を提供できるかということを、自分自身で直接理解するような機会を、何らかの仕方で、しかも、きわめて早急に、この国中の人がひとが与えられるようにならなければならない。そのための最も手つとり早くして最も効果の上がる方法は、この国の人々の大学やカレッジで非暴力的行動のさまざまな側面にかんして一連の連続講義を開始し、非暴力的行動の技術が駆使するさまざまの手段から非武装防衛の意味内容にいたるまでのさまざまのテーマについて講義を行なうことである。巻末の「参考文献」において示してあるように、非暴力的行動といふこの分野にかんする手頃な文献はすでに存在しており、しかも、より手頃な文献が日ごとに現われつつある。非暴力的行動の技術について真剣な研究を行なっている人びとの数こそ、この国では少数であるにしても、非暴力的行動にかんするそのひとの直接的な経験が、他の人びと協力してその問題を研究してゆく心構えにそのひとをすでにさせているというような人びとは幾千となく多数いるのである。だから、大事なことは、そのような人びとを結集して、そうした人びとがすでに手にしているその経験を失われないようにする計画を立てることである。以下においてその概略だけを述べるわれわれの計画、あるいは、それに類似した計画は、発展させてゆこうと思

いさえすれば、きわめて短期間のうちに、この国の幾百となく存在するキャンパスのなかで発展させてゆくことのできるものなのである。

本書が明らかにしているように、市民的防衛は、技術としての非暴力的行動を基礎にした組織的な抵抗の一形態に他ならない。それが究極において目ざしているものは、誰しもが、自分自身と自分の利害とを防衛できるようになるとともに、そのひとの属する集団もしくは社会の利害をも防衛できるようになり、しかもそのとき、そのひとの敵となる人間の生命を奪うことも、その財産を破壊することもない、といった能力をあらゆる人びとの身につけさせることである。

市民的防衛における主要な「武器」は、防衛に参加する人びとの集団的な行動である。軍事的防衛のばあいとはちがい、市民的防衛のばあいには、防衛の責任を他人に委ねるのではなく、その集団もしくはその社会に属している成員のすべてが共通の抵抗目的にたいして、それなりの寄与をすることができるというその能力が防衛の根本の土台となる。つまり、防衛の組織はつねに防衛される当の人びとの手中にある、というのが市民的防衛における根本の考え方なのである。

それゆえ、市民的防衛にかんする教科計画の目的は、非暴力的行動の原理や方法と両立できるような行動がとれるよう人にびとに準備をさせることである。しかし、そうした目的を実現するには、暴力と軍事力を土台にしたその他の防衛形態に代替できるような、有効で現実的な防衛形態を、当の教科計画は提示できなければならぬ。また、いかなるタイプの闘争状況のもとでも、非暴力的技術はその創造的な潜在力を、發揮することができるということを、この国やその他の地域での非暴力的

行動にかんする重要な経験を参考にしながら、当の教科計画は証明できなければならない。さらにまた、個人や集団の行動において、その基礎的な特徴として、今日理解されているものと非暴力の技術は両立できるものであるということを、当の教科計画は明示できなければならない。

そうした教科計画は、また、非暴力的行動に含まれていて道德上と政治上の意味を洞察する力を人びとに与えるとともに、軍事的防衛から市民的防衛へと移行してゆくばあいに必要となる社会的手段や政治的手段を、できるかぎり、探求するようなものでなければならぬ。最後に、市民的防衛にかんする教科計画といわれるほどのものは、非暴力的抵抗において行使される個々の特殊な手段にかんして抵抗運動に参加する人びとを訓練するようなものでなければならない。

## 1 非暴力的行動のさまざまの方法とそのダイナミックス

この基礎課程においては、非暴力的行動のさまざまの方法——すなわち、象徴的プロテスト、非協力、直接的介入のさまざまの種類——それらの方法を使ふるさいの戦略と戦術、非暴力的行動を実際に実行してゆくときのその実行の仕方が詳細に検討される。この課程には三つの目標がある。

すなわち、

- (1) 非暴力的行動者の利用ができる方法が、きわめて多様であることを明らかにするとともに、それぞれの手段が行使者にたいして要求する困難さと、コミットメントの程度をも明らかにすること。
- (2) 非暴力的行動の広大な歴史的経験を行動に参加する人びとに熟知させること。

(3) 非暴力的行動の技術がどのようにしてさまざまの変化を生ぜしめ、どのようにして抑圧者の抑圧を非暴力的な行動自身にとって有利になるように利用し、どのようにして権力関係そのものを変革するにいたるかについて、行動に参加する人びと自身が理解するようになること。

この課程において、その提起につとめなければならない問題は、殊にそれが最初のコースとして教えられるのであれば、数多く出てくることになるであろう。しかし、つぎのような二、三の一般的な問題が、この課程全体を通ずる問題として、恐らく浮かびあがってくることになるであろう。すなわち、非暴力的行動は、どのようにすれば、実際に実行することができるようになるか。それは抑圧にたいして、どのように推し進められてゆくことになるか。それはどのような手段を行動のテコとして行使することになるか。非暴力的行動に参加する人びとと抑圧者の双方にたいし、当の非暴力的行動は、どのような影響をおよぼすことになりそうであるか。特定の闘争状況にたいして非暴力的行動を適用するばあいに、そのことにはどのような問題と危険とが含まれることになるか。以上のような問題やその他の問題が、ケースに即した実際の歴史の文脈の中で、最も数多く提起されるということになるであろう。

## 2 市民的防衛

外からの侵略、内からの暴力、あるいは、政治的抑圧に抵抗して自衛の行動に踏み切ろうとするとき、社会的な力、経済的な力、そして政治的な力を、軍事的な力に代替する力として、その国の大多く

数の人びとが、いやそれどころか、国全体がござつて、行使するようになるにはどのようにすればよいであろうか。そういった問題を問題としてつけられ、その答を迫られるばあいに、すぐに誰の頭にも浮かび上がつてくるようなありとあらゆる問題が、この課程では扱われる。

この課程でのねらいは、軍事的防衛に代替できるようなさまざまの防衛形態について考察するだけではなく、軍事的防衛がこの二〇世紀という世紀においてすれどもたらし、現にもたらしつつある、そして、近い将来においてもたらすであろうさまざまの帰結とそうした代替的な防衛とを比較検討することである。

むろん、それら一つのねらいのうち最初の方のねらいにかかる問ひは、市民的防衛が果たして軍事的防衛に代替できるような現実的な防衛形態となるかどうか、ということであろう。しかし、その問ひはそれと正反対の方向からもちよど同じような形で提起できるであろう。すなわち、世界中の大半の人びとにとり、軍事的防衛が果たして、市民的防衛に代替できるような現実的な防衛形態であるであろうか。軍事的防衛は実際のところ、市民大衆を防衛することにこれまでどのような成功をおさめてきたのであろうか。軍事的防衛によつて防衛するというばあいに、防衛されつゝある当のものは、果たしてなんであろうか。

そうした問ひをあれこれと想起してみると、市民的防衛の将来性についての評価がより容易になつてくるであろう。事前の準備なしに行なわれた国民的な抵抗（たとえば、チヨコスロヴァキア）について、ケースそのものに即した歴史的研究を行なうことも、この課程において利用されてよい事

柄である。しかし、市民的防衛にかんするこの課程が、成果のあるものとなるかならぬかは、その大半が、これまでには起こったことのないような全く新しい状況にたいして、現実性のある計画を、抵抗運動に参加する人びとが、果たして立てることができるかどうかというその能力にかかることになるであろう。

この課程においての実際の授業の進め方は、現にある関係文献から出発して、受講者の注意を次第に次のような問題へと向けてゆくという要領になるであろう。すなわち、「脱武装」期、全人民にたいする訓練と準備、攻撃のさまざまのタイプのそれぞれに対応してのさまざまの防衛問題、軍事的な戦略・戦術に代替できるようなさまざまの戦略・戦術、全面的でかつ組織的な抵抗にかんするさまざまの問題、特定のグループの果たすべき抵抗運動上の役割、権力篡奪を打倒するためのさまざまの戦略（ここまでが基礎課程）。

### 3 抵抗運動にかんする歴史

抵抗運動にかんする歴史は、過去の幾つかの時点においてのその社会自体にかんする歴史といふことにおそらくなりうるものであろう。しかし、抵抗運動にかんする歴史はまた、少数派に属するさまざまの集団や抑圧された人民にかんする歴史をも含んでいくべきである。なぜなら、そうした集団や人民にかんする歴史はその大半が、これまで、支配的な文化によつて、無視されるか、もしくは、抑圧されるかしてきているからである。

この課程の主題である抵抗運動の歴史には、抵抗運動の暴力的形態と非暴力的形態との双方に加えて、運動における成功と失敗との両方が含まれていなければならない。とくに注意して取りあげるべき問い合わせの幾つかを例示してみると、その抵抗運動は、どのように組織され、そして、遂行されていったか。運動の結果にたいして暴力的な戦術と非暴力的な戦術とのそれぞれはどのような影響をおよぼすことになったか。特定の抵抗運動が成功もしくは失敗した原因はなんであつたか。

さらにまた、個々の特定の抵抗行動と大規模な抵抗運動との両方を扱つた主として二十世紀以降のケース・ヒストリーも、この課程にたいして、基礎的な資料をおそらく提供するであろう。

#### 4 非暴力の道徳および政治上の基礎

非暴力は、その実践者にたいして、宗教上もしくは倫理上有一定の考え方を要求するような道徳的な主義である、と考えているひとが少なくない。しかし、實際には、特定の宗教上もしくは倫理上の規範を受け容れるか受け容れぬかという問題とは全く無関係に、一つの政治技術として非暴力をもつと多数の人びとがこれまで行使してきている。非暴力についてのこうした見解相互間の相違と関連とがこの課程での主題となる。この課程の主な目標は、非暴力的行動に必要な、非暴力の本質についての理解とそれへのコミットメントとのさまざまな水準について検討することである。

たとえば、次のような問い合わせが、ここで的主要な問い合わせとなるであろう。非暴力は、いつしか無かといつた種類の計画に属するものであろうか。非暴力について殆んどなんの理解ももつていかないような

社会において、政治的な目的のために非暴力的行動を行使することは果たしてできることであろうか。非暴力についてお互に違った考え方をしている人びとが一緒になつて非暴力的な行動に参加することは果たしてできることであろうか。

非暴力的行動にかんする関係文献の大半が、右のような問い合わせそれに関連したその他の問い合わせているが、ガンディの経験がことに多くのことを啓発してくれる。

## 5 侵略・暴力・自衛

個人ないし集団の基礎的な特徴であると今日理解されているものと非暴力的な社会行動とは果たして両立できるであろうか。そういう問い合わせこの課程において取りあげる問い合わせである。人間の自衛能力にかんする問い合わせにたいして、人類学・心理学・社会学が提供してくれる洞察に立ちながら、それら三者の提出している証拠を検討してゆくということになるであろう。自衛能力は、ある種の本能的行動に根ざしているものであろうか。自衛能力は、社会制度や政治制度が異なれば、そのことによつて影響をうけることになるであろうか。将来性のある防衛形態をつくりあげてゆく上で、人間の行動について、もしなんらかの基本的な考え方をしなければならないとすれば、どのような考え方をしなければならないであろうか。

## 6 防衛の政治学

この課程において大前提となつてゐる事柄は、その社会の防衛形態が異なれば、その政治制度や社会制度もまた異なつたものとならなければならなくなるであろうということである。そうした前提が果たして妥当であるかどうかは、さまざまの防衛体系とそれを創りだした当の社会とを考察するとともに、市民的防衛を発展させ維持してゆくのに必要となるようなタイプの社会制度と政治制度をプロジェクトし、それによつて、テストするということになるであろう。

この課程における最も基礎的な問いは、それらの社会のそれぞれが、どのように権力を配分しかつコントロールしているか、ということである。しかし、それと関連のあるそのほかの問い合わせもまた取りあげるべきであろう。たとえば、それぞれの防衛形態の社会的なコストと収益とはどうなつていてあるうか。それぞれの防衛体系にたいしてどのようなタイプの権力コントロールが維持されているであろうか。

## 7 「ポスト武装」の社会

軍事的防衛から市民的防衛へはどのようにして移行してゆけばよいかという問い合わせが、この課程で提起される問い合わせである。軍事優位の予算から市民本位の予算へと変わつてゆくことから生じてくる経済上の諸結果、軍事的活動を平和的活動へと切りかえてゆくのに必要な社会的資源、そうした変革の実施に含まれることになるであろう統制と計画化との程度、そうした変革を実施してゆくばあいの実施のさまざまな方法等々はこの課程に含まれる主題の一例である。

変革を実施してゆくばあいのその方法が、とくに重視されることになるであろう。人民大衆にたいする訓練やその他の準備にかんする段階的計画で互いに代替しあえるものとしてはどのようなものがあるであろうか。市民的防衛への転換にはどれくらいの期間が必要となるであろうか。市民的防衛能力を建設して軍事的能力を段階的に解消してゆくばあいに生じてくるさまざまの問題は、どのようにして解決されることになるであろうか。

この課程のねらいは、軍事的防衛から市民的防衛への転換ということに含まれるきわめて複雑で広範な内容をはつきりと認識させるとともに、そうした変革は実際にはどのように遂行してゆくことになるかという問題にたいして、ある程度の洞察力をもてるようになることである。

## 8 非暴力的対決

非暴力的行動の個々の特殊的方法にかんし訓練を施すばあいのねらいは、この教科課程計画に参加する人びとにたいして、個々の特殊なタイプの対決——たとえば、警察との対決、敵意ある集団との対決、デモ隊のなかの規律破壊的な分子との対決等々——をしてゆくばあいに、どのようなことが、彼ら参加者にたいして要求されることになるかという点について、具体的な理解を得させることである。

互いに異なるさまざまの条件のもとで、人びとをどのようにして非暴力的行動へと組織し訓練してゆくか、連絡と規律をどのようにして維持してゆくか、どのようにして大衆デモを準備してゆくか等

々の非暴力的行動の遂行に関連のある実際的な問題をめぐる問いを、この課程は取りあげることになるであろう。

核時代の今日、圧制と侵略とに有効に対決していく道は、被治者大衆自身ないし被侵略者大衆自体が、非暴力的行動を政治技術として直接的に、しかも、組織的系統的に、行使してゆく以外にはない、というのが著者の結論である。著者も指摘しているごとく、そうした非暴力の道は、それを歩む者にたいしてなんらの犠牲も要求せぬというものでは決してない。非暴力的抵抗もまた、抵抗運動に参加する人びとにたいし、恐らく多大の犠牲を強いることになるであろうが、にもかかわらず、その犠牲は、核戦争において予想される犠牲に較べれば、まだ耐えられるものであり、そしてそのことが非暴力を選択する著者の理由となつていて。

非暴力的抵抗の組織論ないし技術論としては、本書はきわめて示唆的であるようと思う。しかし、著者自身が繰り返し断わっているように、本書は問題の所在を「例示」的に示すにとどまり、その解決にかんする著者の見解の表明は他日に譲られている。だが、考え方によつては、こうした「例示」にとどまつている方が、非暴力的抵抗に関心のある人びとにとつては、かえつて好都合であるかも知れない。なぜなら、政治技術としての非暴力的抵抗の行使は、なによりもまず、それに参加する人びとの政治的自発性をその前提にしており、したがつて参加者が自ら考え工夫し自ら実行するということがなければならないからである。

本書を一読して湧いてくる疑問は、恐らく数多いことであろう。そして、そうした疑問のなかには、圧制ないし侵略を生み出す政治的、経済的あるいは社会的原因に著者の考察がほとんど及んでいないのはなぜか、という疑問も恐らく含まれていてるであろう。私の推測では、この著者のばあい、技術的な関心があまりに強く働きすぎたため、そうした方面的の考察がおろそかになつたのではないかと思う。しかし、その理由はともあれ、そうした考察の欠落が本書の大きな欠点の一つであることは間違いない。

本書の読まれ方については私なりの希望が幾つかある。その一つは、われわれの間に根強くはびこっている、軍隊にかんする「迷信」というか、防衛問題にかんする「迷信」というか、とにかくそういう種類の「迷信」から人びとが脱け出す手がかりの一つとして本書が読まれてほしいということである。第二次大戦における沖縄での日本軍隊の行動が実証しているように、いわゆる軍隊は住民一般を守るような存在では全くないし、いわゆる防衛も国民大衆一般のための防衛などではさらさらない。敗戦の前夜、焦土徹底抗戦の叫ばれたとき地上部隊の下級指揮官の一部に配布されたという上陸防禦教令は「住民の利用」をはつきりと謳っていたことであるし（飯塚浩二「日本の軍隊」評論社 復初文庫 1 一五五一六〇頁）、数年前に国会で暴露された「三矢作戦」においても「住民の利用」は自明視されている。もし真に人民一般を守る軍隊が存在するとすれば、それは「人民の軍隊」でしかなく、もし真に国民大衆を守る防衛が存在するとすれば、それは国民大衆自身が主導権を握るところの防衛でしかない。しかし、なによりももつとも確実な国民大衆のための防衛は、国民大衆自

身が自ら直接展開するところの組織的系統的な自己防衛である。その点、本書の説く、非武装・非暴力に立つ市民的（＝非軍事的）防衛はわれわれに多くの示唆を与えるよう思う。

その第二は、本書を読むことが抵抗のなんであるかを学ぶ機会となつてほしいということである。一揆とか暴動ということであれば、われわれの歴史もその事例にはこと欠かない。しかし、数年、數十年、もしくは、たとえばイギリスにおけるノンコンフォーミスト（非国教徒）の運動のように数百年にわたる腰の坐わった抵抗の事例は皆無といつてよい。長期持久の抵抗を行なう能力が、卒直にいつてわれわれにはきわめて乏しいようと思う。本書を一読して誰しもが気づき、そして恐らくは感銘もうけるであろうことの一つは、本書を貫して脈々と流れている政治的不撓不屈の気魄、つまり、political toughness であろう。過ぐる「敗戦」の日、つまり、少なくとも十数年にわたる圧制をはねのけそれに止めを刺し自由を現実のものとなしうる絶好のチャンスに、われわれはいわゆる「虚脱」状態に、つまり、全くの政治的インポテンツにおちいっていた。一億人民に、隸従の「本能」はあっても抵抗の精神は殆んど全く欠如していたのである。一寸の虫にも五分の魂という。しかし、その五分の魂すらわれわれには不在であったのだ。

最後に、本書を読むことがわれわれの間における市民的抵抗の組織形成へのきっかけとなつてほしいということである。大震災の到来が最近しきりと喧伝されるが、もし今日のような事態のもとで大震災が発生するならば、かつて関東大震災がそうであったように、それは「日本国デモクラシー」にたいする完全などめの一撃となるであろう。もしデモクラシーを自己の政治生活のあり方として選

択し、政治的自由を人間的価値における至上のものの一つと信ずるのであれば、今日ただいまから、圧制と対決しうるような市民組織の形成に着手すべきである。そうした組織を前提にしてはじめて圧制にたいする「準備ある抵抗」は可能となる。

G・シャープ氏は、彼の送ってきた「著者紹介」によると、現在、ハーヴィード大学国際問題センターの研究員であるとともに、東南マサチューセッツ大学の社会学および政治学の準教授の地位にある。一九二八年オハイオ州のノース・ボルチモアで生まれ、一九四九年オハイオ州立大学（社会科学専攻）を優等で卒業、一九五一年同大学より社会学の修士号を取得した。その後一九六八年オックスフォード大学で政治理論にかんして哲学博士の学位をとっている。今日にいたるまでの職歴としては、ロンドンで一九五五—五八年の二年半、「ピース・ニーズ」の副編集者となったり、オスロの社会調査研究所 The Institute for Social Researchにおいて非暴力行動の研究をしたり、オスロ大学の哲学研究所 The Institute of Philosophy および思想史の副講師 (assistant lecturer) になつたりしており、一九六五年からは、「ハーヴィード・マサチューセッツ工科大・合同軍縮セミナー」のメンバーとなつてゐる。非暴力的行動と市民的（＝非軍事的）防衛にかんする著書、パンフレット、論文等々がかなりあり、そのあるものは、ドイツ、スウェーデン、ノールウェイ、デンマーク等で訳出されている。主著である「非暴力的行動の政治学」は、一九七一年内に公刊の予定とのことであるが、公刊のニュースに私はまだ接していない（なお、確かな筋の話によると、シャープ氏は一九五三年朝鮮戦争のさなかに徴兵を拒否して市民的不服従の立場を貫いたため、九ヶ月と十日間投

獄され、その間、故AINシュタイン博士から激励を受けている。また、本書に「序文」を寄せているD・リースマンとは、ハーヴァード大学の国際問題センターで知り合って親交を結ぶようになったとのことである)。

本書の原題は「非暴力的代替手段を求めて」である。それを「武器なき民衆の抵抗——その戦略論的アプローチ」としたのは、読者にたいする「れんが書房」編集部の慎重な配慮である。非暴力という語が、われわれの間にあってはまだ明確なイメージを伴なう語となっていないことを考えれば、そうした配慮の必要は十分にあるようと思う。「非暴力的抵抗と市民的防衛の戦略——その行動と闘争方法」というような表題を私としては考えていた。というのは、圧制にたいする非暴力的抵抗と侵略にたいする市民的(=非軍事的)防衛についてその戦術・戦略を探求する、というのが本書の主題となつていているからである。しかし、たとえ正確さの上ではやや問題が残るとしても、編集部の案の方が、本書の精神というか、シャープ氏の「心」というか、要するにそうしたものを、より端的に読者に伝える得るように判断したので、私は双手を挙げてそれに同意することにした。

なお、「代替手段」の原語は alternatives である。これは通例「二者択一」と訳され、「別の工夫」「他に採るべき道」等々と訳されるばあいにも、その選択範囲が不特定多数に拡大されるのではなく、つねに、二者択一といふギリギリの選択幅がその前提となつていて。したがつて、「代替手段」という訳語では、選択上のそうしたギリギリの緊張関係がうつしとられないでの、それを用いることには非常なちゅうちょを感じざるを得なかつた。しかし、「非暴力的二者択一」という訳語よりは、

著者のいわんとするところがまだしも通じやすいように思われたので、「非暴力的な代替手段」という訳語を用いることにした。しかし、この訳語の背後には、暴力か、非暴力かという二者択一的な選択が、しかも、のつべきならぬ選択として、核時代の人類にいまや迫るにいたっている、という認識と緊張が存在するということを、読者はつねに念頭においてほしい。

読み返してみると原文にまだかなりひきずられているが、成果はともかく意図としては、読みやすい訳文にすることに極力つとめた。そのため、自由に補うことも避けなかつたし、ばあいによつては、私自身の文章にしてしまつたところもある。原文を読んでもらえば分かることだが、短い文章のなかに盛り込めるものは全部盛り込んでしまうといったタイプの文章なので、それをそのまま訳出していくのでは、意味をとらえるのにひどく苦労させられるような日本文にならざるを得ない。しかし、もし内容を誤解しているばあいには、私のそうした訳出方針は大変な誤訳をおかす原因にもなる。翻訳には誤訳はつきものといわれるから、恐らく数多くの誤訳を私もおかしていることと思う。読者のご批判とご教示を切望する。

本書を知つたのは畏友でかつ「れんが書房」社長でもある久保田忠夫氏から邦訳すべきか否かについて検討を依頼されたことによる。一読して訳出する価値があるようと思われたので、同氏にその旨を伝えたところ、訳出の方まで依頼されることになり、私も「市民」の義務を果たすという意味いで引き受けることにした。したがつて、私の仕事としては、本書の訳出は、「権力と自由」（勁草書房）「人間および市民の権利と自由」（評論社）、等々と同じ系列に属し、一「市民」として応分のことを

するというのが、本書を訳出するさいの私の動機でもあれば心構えもある。しかし、「素人」であることを口実にして、訳者としての責任の軽減を読者に要請するつもりは毛頭ない。「玄人」(?) 扱いにして、存分のご叱正をたまわりたい。

訳出にあたっては数多くの人びとにお世話になった。鹿野力氏と J. Victor Koschmann 氏には、原文にかんする私の疑問にたびたび答えて頂くだけでなく、ゲラの段階でもその全部にわたって厳密なご検討を頂き、数多くの誤訳・不適訳のご教示を頂いた。久保田よし氏には、発音の不明瞭な私の吹込みテープを原稿に起こす仕事で、中村晃、土方健男、尾久玲一の各氏には第二次訳稿の清書で、大変なご迷惑をおかけした。保坂昭子氏からは、関係文献の調査にはじまり、第三次訳稿における原文との照合、表現の修正、段落の小分け、清書、索引の作成等々にいたるまで、したがつて、殆んど共訳者に近い協力と献身的な援助とを頂戴した。そうした協力と援助がなければ、病氣がちの私がこうも早く本書を世に出すことは決してできなかつたであろう。

最後に、遅々として進まぬ私の仕事ぶりをどこまでも忍耐強く見守つて下さった久保田忠夫氏ならびに編集部の諸兄にたいし心からの感謝を捧げる。

一九七二年三月一日

訳 者

## 訳者による文献補充

- 「日本国憲法」——特に「前文」「第9条」「第99条」  
久野収編「核の傘に覆われた世界」(平凡社「現代人の思想」1967)  
久野 収「憲法の論理」(みすず書房 1969)  
福島新吾「非武装の追求」(サイマル出版会 1969)  
石田 雄「平和の政治学」(岩波書店 1968)  
宮田光雄「現代日本の民主主義」(岩波書店 1969)  
「非武装国民の抵抗の思想」(岩波書店 1971)  
小田 実「難死の思想」(文芸春秋 1969)  
同志社大学社会科学研究所「戦時下の抵抗」I・II (みすず書房 1968,  
1969)  
飯塚浩二「日本の軍隊」(評論社 復初文庫1 1968)  
広中俊雄「日本の警察」(東大出版会 1955)  
「戦後日本の警察」(岩波書店 1968)  
杉村・宮内・岡崎「戦後秘密警察の実態」(三一書房 1960)  
吉原公一郎「七〇年代治安対策の実態」(三一書房 1970)  
星野・林「自衛隊」(三一書房 1963)  
藤井治夫「自衛隊」(三一書房 1970)  
宮下啓二「中立を守る」(講談社 1968)  
阿部知二「良心的兵役拒否の思想」(岩波書店 1969)

### 38. Conscientious objection and war resistance

*Bibliographies of these subjects are available in the following sources:*

- A. Carter, D. Hoggett, A. Roberts (eds.), *Nonviolent Action: A Selected Bibliography*, pp. 36-38, 39-40.
- R. Pickus and R. Woito, *To End War*, pp. 117-121.
- William Robert Miller (ed.), *Bibliography of Books on War, Pacifism, Nonviolence and Related Studies*, pp. 22-23.

#### 〈読者へ〉

本書で全然とりあげていないようなケースにかんする新しい文献を、みなさん自身の研究活動のなかで発見なさったり作成なさったりしたばあいや、本書を再版するさいにぜひともリストに加えた方がよいような重要資料にお気づきになったばあいには、どうか一部ご惠贈願います。みなさんのそうしたご発見は他のひとつにとっても恐らく大きな助けとなると思います。下記宛にお送り頂ければ幸いです。

Dr. Gene Sharp, Harvard University, Center for International Affairs, 6 Divinity Avenue, Cambridge, Massachusetts, 02138

### Other Cases:

For bibliographies on other cases, see listing in *Nonviolent Action: A Selected Bibliography* (including Central Africa, Gold Coast, resistance to the 1961 French Generals' Revolt, woman suffrage movements, Belgian general strike of 1913 and various others). See also Miller, *Nonviolence*, and Sharp, *The Politics of Nonviolent Action*.

## PACIFISM

### 37. Principled Nonviolence

*This is a separate phenomenon from nonviolent action, which sometimes is, and more often is not, related to it.*

*On the types of principled nonviolence see:*

Peter Mayer (ed.), *The Pacifist Conscience*, 447 pp., New York, Holt, Rinehart & Winston, 1966 and London, Rupert Hart-Davis, 1966.

Gene Sharp, "Types of Principled Nonviolence," in A. Paul Hare and Herbert H. Blumberg (eds.), *Nonviolent Direct Action: American Cases: Social-Psychological Analyses*, pp. 273-313, Washington, D. C., Corpus Books, 1969 (\$10).

*On further bibliography, see footnotes to that chapter, and the recommended bibliographies, Nonviolent Action and To End War, and also Miller (ed.), Bibliography of Books on War, Pacifism, Nonviolence and Related Studies (Nyack, New York, Fellowship of Reconciliation, 1960). See also discussion and references on principled nonviolence from various of the anthologies and general studies of the 1920's and 1930's.*

*Grape Strike*, 176 pp., New York, Farrar, Straus & Giroux, 1967 (paperback \$1. 95).

Peter Matthiessen, *Sal Si Puedes: Cesar Chavez and the New American Revolution*, 372 pp., New York, Random House, 1969 (\$6. 95).

Stan Steiner, *La Raza: The Mexican Americans*, 418 pp., New York, Evanston, and London, Harper & Row, 1970 (\$8. 95). (Especially pp. 310-323 on Cesar Chavez.)

### 35. Czechoslovakia — 1968

Robert Littell (ed.), *The Czech Black Book*, 303 pp., New York, Praeger, 1969 (hardcover \$6. 95), and New York, Avon (paperback \$1. 25).

Harvy Schwartz, *Prague's 200 Days: The Struggle for Democracy in Czechoslovakia*, 274 pp., New York, Praeger, 1969 (\$5. 95). (Primarily on democratization before the invasion.)

Robin Alison Remington (ed.), *Winter in Prague*, 473 pp., Cambridge, Mass., MIT Press, 1970 (hardcover \$12. 50, paperback \$2. 95).

Joseph Wechsberg, *The Voices*, Garden City, N. Y., Doubleday, 1969.

Philip Windsor and Adam Roberts, *Czechoslovakia 1968: Reform, Repression and Resistance*, 200 pp., New York, Columbia University Press, 1969, and London, Chatto & Windus, 1969 (hardcover \$7. 50, paperback \$2. 50).

A larger multilithed bibliography on Czechoslovakia edited by Carl Horne is available in limited numbers from Dr. Gene Sharp, Defense Without War Seminar, Harvard University, Center for International Affairs, 6 Divinity Ave., Cambridge, Mass. 02138.

David L. Lewis, *King: A Critical Biography*, 472 pp., New York, Praeger, 1970.

William Robert Miller, *Martin Luther King*, New York, Weybright & Talley, Inc., 1968. (See chapter 4.)

L. D. Reddick, *Crusador Without Violence: A Biography of Martin Luther King*, 243 pp., New York, Harper and Bros., 1959.

### 32. Danilo Dolci: Biographies

James McNeish, *Fire Under the Ashes: The Life of Danilo Dolci*, 256 pp., Boston, Beacon Press, 1966 (\$5.95), and London, Hodder and Staughton, 1965.

Melville Harcourt, *Portraits of Destiny*, New York, Sheed and Ward, 1966. (See pp. 49-97.)

Jerre Mangione, *A Passion for Sicilians: The World Around Danilo Dolci*, 369 pp., New York, William Morrow & Co., 1968.

### 33. South Vietnam, 1963

David Halberstam, *The Making of a Quagmire*, 323 pp., New York, Random House, 1965 (hardcover \$5.95), and London, The Bodley Head, 1965. (Especially pp. 194-243.)

Jean Lacouture, *Vietnam: Between Two Truces*, 295 pp., New York, Random House, 1966 (paperback \$1.95).

Adam Roberts, "Buddhism and Politics in South Vietnam," in *The World Today* (London), June 1964, and "The Buddhists, the War, and the Vietcong," in *ibid.*, May 1966.

*See other references in Nonviolent Action: A Selected Bibliography.*

### 34. Cesar Chavez and the Grape Strike

John Gregory Dunne, *Delano: The Story of the California*

\_\_\_\_\_, *To Kill A Black Man*, Los Angeles, Holloway House Publishing Co., 1968 (paperback \$.95). (See chapters 8 and 15.)

James Peck, *Cracking the Color Line: Non-violent Direct Action Methods of Eliminating Racial Discrimination*, 32 pp. pamphlet, New York, Congress of Racial Equality, 1961.

\_\_\_\_\_, *Freedom Ride*, 125 pp., New York, Grove Press, 1962.

Merrill Proudfoot, *Diary of a Sit-in*, 204 pp., Chapel Hill, N. C., University of North Carolina Press, 1962 (hardcover \$5). New Haven, Conn., College and University Press (paperback \$1.95).

Arthur I. Waskow, *From Race Riot to Sit-In, 1919 and the 1960's*, 380 pp., Chapters XII-XVII, New York, Doubleday, 1966 (paperback \$1.95).

Alan F. Westin (ed), *Freedom Now! The Civil-Rights Struggle In America*, 346 pp. (Parts II and IV) New York, Basic Books, 1964 (\$6.95).

Howard Zinn, *SNCC: The New Abolitionists*, 286 pp., Boston, Beacon Press, 1965 (text edition \$4.95, paperback \$1.95).  
邦訳「反権力の論理」武藤一羊訳 1967年 合同出版

*See also the bibliography in Westin's Freedom Now! and Elizabeth Miller, compiler, The Negro in America: A Bibliography, 190 pp., Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1966. (See pp. 140-154.)*

### 31. M. L. King, Jr.: Biographies

Lerone Bennett, Jr., *What Manner of Man: Martin Luther King, Jr.*, Chicago, Johnson Publishing Co., Inc., 1968. (See pp. 37-39, 69-72, 74-77.)

the third part and the bibliographical note.)  
 See also bibliographies in William Griffith, "The Revolt Reconsidered" in East Europe, (NYC) Vol. 9, No. 7 (July 1960) and other items cited in Nonviolent Action: A Selected Bibliography.

### 30. U. S. Civil Rights

Herbert Garfinkel, *When Negroes March: The March on Washington Movement in the Organizational Politics for FEPC*, 224 pp., New York, Atheneum, 1969, (paperback \$2. 95).

Tom Kahn, *Unfinished Revolution*, 64 pp., New York, Igal Rodenko, 1960. (The sit-in movement of 1960.)

Martin Luther King, Jr., *Stride Toward Freedom*, 230 pp., New York, Harper & Row, 1968 (hardcover \$4. 95, paperback \$. 75). (Primarily about the Montgomery bus boycott, and the moral basis of nonviolence.) 邦訳「自由への大いなる歩み」雪山慶正訳 1959年 岩波書店

\_\_\_\_\_, *Why We Can't Wait*, 159 pp., New York, Harper & Row, 1964 (hardcover \$4. 95, paperback \$. 60). New York, Signet New American Library, 1964. 邦訳「黒人はなぜ待てないか」中島和子, 古川博身訳 1966年 みすず書房  
 Anthony Lewis and The New York Times, *The Second American Revolution: A First Hand Account of the Struggle for Civil Rights*, 271 pp., New York, Random House, 1964 (hardcover \$7. 95), and London, Hamish Hamilton, 1963.

Louis E. Lomax, *The Negro Revolt*, 271 pp., New York, Harper & Row, 1962 (hardcover \$6. 50), New York, Signet New American Library, 1963 (paperback \$. 95). London, Hamish Hamilton, 1963. 邦訳「黒人革命」山田進一訳 1964年 みすず書房

*Militant* (New York), February 28 and March 7, 1955. Joseph Scholmer, *Vorkuta*, New York, Holt, Rinehart & Winston, 1955, and London, Weidenfeld and Nicolson, 1954. (Excerpt in Sibley (ed.), *The Quiet Battle*.)

### 29. Hungary, 1956

Tamas Aczel (ed.), *Ten Years After: The Revolution in the Perspective of History*, 253 pp., New York et al., Holt, Rinehart, & Winston, 1967, and London, MacGibbon & Kee, 1966. (See especially the appendices by Stephen Barley, "Bibliography of the Hungarian Revolution" and "Hungary—a Chronology of Events, 1953-65.")

Melvin J. Lasky, *The Hungarian Revolution: A White Book, The Story of the October Uprising as Recorded in Documents, Dispatches, Eye-Witness Accounts, and Worldwide Reactions*, 318 pp., London, Martin Secker & Warburg, 1957, for the Congress of Cultural Freedom.

Tibor Meray, *Thirteen Days That Shook the Kremlin: Imre Nagy and the Hungarian Revolution*, 290 pp., London, Thames & Hudson, 1959.

George Mikes, *The Hungarian Revolution*, 148 pp., London, André Deutsch, 1957.

*Report of the Special Committee on the Problem of Hungary*, General Assembly, Official Records: Eleventh Session, Supplement No. 18 (A/3592), New York, United Nations, 1957.

Ferenc A. Vali, *Rift and Revolt in Hungary: Nationalism versus Communism*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, and London, Oxford Press, 1961.

Paul E. Zinner, *Revolution in Hungary*, 380 pp., New York and London, Columbia University Press, 1962. (See especially

*Review*, No. 2, October, 1969, Brussels, Imry Nage Institute for Political Research.

Stefan Brant, *The East German Rising*, New York, Praeger, 1957, and London, Thames & Hudson, 1955.

Rainer Hildebrandt, *The Explosion: The Uprising Behind the Iron Curtain*, 198 pp., Boston, Little Brown, 1955.

Theodor Ebert, "Nonviolent Resistance Against Communist Regimes?", in Roberts (ed.), *Civilian Resistance as a National Defense* (*op. cit.*).

William Robert Miller, *Nonviolence: A Christian Interpretation* (*op. cit.*), pp. 249-256.

## 28. Soviet Prison Camps, esp. 1953

Paul Barton, "The Strike Mechanism in Soviet Concentration Camps," in *Monthly Information Bulletin*, No. 4 (August-November, 1955) of the International Commission Against Concentration Camp Practices, pp. 19-27. (In this issue, see also pp. 28-35: "The Ninety-Six Day Strike in the Norilsk Camps," and pp. 66-68: "Concentration Camp Questions in International Publications.")

\_\_\_\_\_, "The Transformation of the Soviet Concentrationary System," in *Saturn Monthly Review* (new title of *Monthly Information Bulletin*), Vol. II, No. 1 (January-February, 1956), pp. 32-45.

\_\_\_\_\_, "Have the Soviet Camps Taken a New Turn?" in *Saturn Monthly Review*, Vol. II, No. 2 (March-May, 1956), pp. 16-20. (See also Vol. II, No. 5 (December, 1956), pp. 123-124: "Concentration Camp Questions in International Publications.")

Brigitte Gerland, "How the Great Vorkuta Strike Was Prepared," and "The Great Labor Camp Strike at Vorkuta," in *The*

## 26. South Africa

Mary Benson, *The African Patriots: The Story of the African National Congress of South Africa*, 310 pp., London, Faber, and Chicago, Encyclopedia Britannica Press, 1964 (\$5.95). Paperback title: *South Africa: The Struggle for a Birth Right*, New York, Funk & Wagnalls, 1966 (\$2.50).

\_\_\_\_\_, *Chief Albert Lutuli of South Africa*, London, Oxford University Press, 1963.

Edward Feit, *African Opposition in South Africa: The Failure of Passive Resistance*, 223 pp., Stanford, Cal., Hoover Institution on War, Revolution and Peace, 1967. (Campaigns of 1954-55.)

Leo Kuper, *Passive Resistance in South Africa*, 256 pp., New Haven, Yale University Press, 1957, and London, Jonathan Cape, 1956. (The 1952 Defiance Campaign.)

Albert Luthuli, *Let My People Go*, New York, McGraw-Hill and London, Collins, 1962. Paperback edition: New York, Meridian, World, 1969 (\$2.65).

Edward Roux, *Time Longer than Rope: A History of the Black Man's Struggle for Freedom in South Africa* (second edition), 469 pp., Madison, Wisc. University of Wisconsin Press, 1964 (text edition \$6.50, paperback \$2.95).

Gene Sharp, "Can Nonviolence Work in South Africa?...", *Peace News*, London, June 21, June 28, July 5, and October 25, 1963.

*See also other items listed in Nonviolent Action: A Selected Bibliography.*

## 27. East Germany, 1953

Heinz Brandt, "The East German Popular Uprising," in *The*

**1940-1945**, Stanford, Cal., Stanford University Press, and London, Oxford University Press, 1963 (\$7.50). (Contains a bibliography.)

See also publications of the Netherlands State Institute for War Documentation, mostly in Dutch, frequently with English summaries.

#### Norway:

Johannes Andernaes, Olav Riste, and Magne Skodvin, *Norway and the Second World War*, 168 pp., Oslo, Johan Grundt Tanum, 1966.

Magne Skodvin, "Norway in the Second World War," in Harald L. Tveteras (ed.), *Humaniora Norvegica: The Year's Work in Norwegian Humanities*, 1950, 252 pp., Oslo, Akademisk Forlag, 1954. (With bibliography.)

\_\_\_\_\_, "Norwegian Nonviolent Resistance During the German Occupation," chapter 6 in Roberts (ed.), *Civilian Resistance as a National Defence (op. cit.)*

Gene Sharp, "Tyranny Could Not Quell Them: How Norway's Teachers Defeated Quisling..." 43-page pamphlet, London, Peace News, 1963 (1959).

On all of World War II resistance, see also titles listed in Nonviolent Action: A Selected Bibliography.

#### 25. Guatemala, 1944

Mario Rosenthal, *Guatemala: The Story of an Emergent Latin-American Democracy*, New York, Twayne, 1962 (\$6). (See pages 191-214.)

Ronald M. Schneider, *Communism in Guatemala, 1944-1954*, New York, Praeger, 1958. (See pages 5-14.)

Press, 1966.

\_\_\_\_\_, "The Resistance Against the German Occupation of Denmark, 1940-45," chapter 7 in Roberts (ed.), *Civilian Resistance as a National Defense* (See page 140.)

Aage Bertelsen, *October '43*, 160 pp., London, Museum Press, 1955. (Resistance against deportation of Jews.)

Harold Flender, *Rescue in Denmark*, 281 pp., New York, Simon and Schuster, 1963, and London, W. H. Allen, 1963. Also available in paperback: New York, Macfadden (\$.75). (Also on anti-deportation resistance; reportedly contains some errors.)

David Lampe, *The savage Canary: The Story of Resistance in Denmark*, 236 pp., London, Cassell, 1957.

### **Jewish:**

Juri Suhl (ed.), *They Fought Back: The Story of the Jewish Resistance in Nazi Europe*, 327 pp., New York, Crown, 1967 (\$5.95), and London, Macgibbon and Kee, 1968. Available in paperback: New York, Paperback Library (\$.75). (Covers both violent and nonviolent resistance. Note especially the bibliography.)

### **Netherlands:**

Louis de Jong and J. W. F. Stoppelman, *The Lion Rampant: The Story of Holland's Resistance to the Nazis*, 336 pp., New York, Querido, 1943.

Nicolaas Wilhelmus Posthumus (ed.), "The Netherlands During German Occupation," in *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 231 pp., Vol. 245 (May, 1964), Philadelphia, Pa.

Warner Warmbrunn, *The Dutch Under German Occupation*,

D. G. Tendulkar, *Abdul Ghaffar Khan: Faith Is a Battle*, 550 pp., Bombay, Popular Prakashan, for the Gandhi Peace Foundation, 1967.

Mohammad Yunus, *Frontier Speaks*, Bombay, Hind Kitabs, 1947.

#### 24. Nazi-Occupied Europe

##### General:

E. K. Bramstedt, *Dictatorship and Political Police: The Technique of Control by Fear*, 275 pp., London, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co., 1945. (See especially chapter VI.) 邦訳「独裁と秘密警察」陸井三郎訳 1951年 みすず書房

*European Resistance Movements, 1939-1945: First International Conference on the History of the Resistance Movements held... 1958*, 410 pp., Oxford, Pergamon Press, 1960.

*European Resistance Movements, 1939-1945* (Volume II) : *Proceedings of the Second International Conference on the History of Resistance Movements held... 1961*, 663 pp., Oxford, Pergamon Press, 1964.

B. H. Liddell Hart, "Lessons from Resistance Movements — Guerrilla and Nonviolent," chapter 9 in Roberts (ed.), *Civilian Resistance as a National Defense* (See page 140.)

Curt Riess, *Underground Europe*, 325 pp., New York, Dial Press, 1942.

Arnold and Veronica M. Toynbee (eds.), *Survey of International Affairs, 1939-1946: Hitler's Europe*, 730 pp., London et al., Oxford University Press, 1954 (\$12). (See especially parts IV-VI.)

##### Denmark:

Jeremy Bennett, *British Broadcasting and the Danish Resistance Movement, 1940-45*, 266 pp., Cambridge at the University

M. K. Gandhi, *All Men Are Brothers*, 253 pp., compiled for UNESCO by Krishan Kriplani, 1968. Available from World Without War Council (\$1. 95).

\_\_\_\_\_, *Non-violent Resistance*, New York, Schoken Books, 1967 (hardcover \$4. 50, paperback \$1. 95). Indian edition: *Satyagraha*, Ahmedabad, Navajivan, 1951. (Collected articles and summaries of speeches on the use of the nonviolent technique.)

\_\_\_\_\_, *Non-violence in Peace and War*, two volumes, Ahmedabad, Navajivan, 1948 and 1949. (Important collected writings covering a long period.)

\_\_\_\_\_, *Satyagraha in South Africa*, Ahmedabad, Navajivan, 1951.

Thomas Merton (ed.), *Gandhi on Non-violence: Selected Texts from Gandhi's Non-violence in Peace and War*, New York, New Directions paperback, 1965 (\$1. 50).

### Bibliography:

Jagdish Sharma, *Mahatma Gandhi: A Descriptive Bibliography*, 650 pp., Delhi, S. Chand, 1968.

### 23. Khan Abdul Ghaffar Khan and the Muslim "Servants of God"

C. F. Andrews, *The Challenge of the North-West Frontier*, London, Allen & Unwin, 1937.

Joan V. Bondurant, *Conquest of Violence* (*op. cit.*), pp. 131-144.

Pyarelal (Nayar), *Thrown to the Wolves*, Calcutta, Eastlight Book House, 1966.

James W. Spain, *The Way of the Pathans*, London, Robert Hale, 1962.

- the Bardoli Satyagraha of 1928 and Its Sequel*, 249 pp., Ahmedabad, Navajivan, 1957 (1929).
- M. K. Gandhi, *Satyagraha in South Africa*, 348 pp., 1964. Available from the World Without War Council (\$2.00).
- S. Gopal, *The Viceroyalty of Lord Irwin, 1926-1931*, 152 pp., London, Oxford University Press, 1957.
- Jawaharlal Nehru, *An Autobiography*, New York, Paragon Press, 1965 (paperback \$2.50).  
 \_\_\_\_\_, *Toward Freedom*, New York, John Day Co., 1942. Paperback edition: Boston, Beacon Press (\$2.45). (A shortened version of Nehru's Autobiography.)
- Simone Panter-Brick, *Gandhi Against Machiavellism: Nonviolence in Politics*, 240 pp., Bombay, London, New York, et al., Asia Publishing Co., 1966.
- Bhagaraju Pattabhi Sitamarayya, *The History of the Indian National Congress, 1885-1935*, Vol. I, Madras, Working Committee of the Congress, 1935.
- Gene Sharp, *Gandhi Wields the Weapon of Moral Power*, 316 pp., Ahmedabad, Navajivan, 1960. (Gopal's account of the 1930-31 struggle should be read with the account here. This also contains Champaran and the 1948 Delhi fast.) Check also Erikson's *Gandhi's Truth on the Ahmedabad strike, biographies of Gandhi for sketches of various campaigns, and, for longer accounts as beginnings for historical studies*: D. G. Tendulkar, *Mahatma: Life of Mohandas Karamchand Gandhi (eight volumes)*, Delhi, Ministry of Information and Broadcasting, 1962.

#### Writings:

Nirmal Kumar Bose (ed.), *Selections from Gandhi*, 320 pp., Available from World Without War Council (\$2.50).

Head, 1969 (\$12. 95).

### **Analyses:**

- Joan V. Bondurant, *Conquest of Violence: The Gandhian Philosophy of Conflict*, 269 pp., (paperback edition, 261 pp.), Berkeley California, University of California Press, 1965 (hardcover \$4. 50, paperback \$1. 95).
- Gopi Nath Dhawan, *The Political Philosophy of Mahatma Gandhi*, Ahmedabad, Navajivan, 1962.
- Ranganath R. Diwaker, *Saga of Satyagraha*, New Delhi, Gandhi Peace Foundation, and Bombay, Baratiya Vidya Bhavan, 1969.
- Erik Erikson, *Gandhi's Truth: On the Origins of Militant Nonviolence*, 474 pp., New York, W. W. Norton & Co., 1969, and London, Faber & Faber, 1970 (hardcover \$10, text edition \$2. 95).
- H. J. N. Horsburg, *Non-violence and Aggression: A Study of Gandhi's Moral Equivalent of War*, 207 pp., London, Oxford University Press, 1968.
- G. Ramachandran and T. K. Mahadevan (eds.), *Gandhi: His Relevance for Our Times* (rev. ed.), New Delhi, Gandhi Peace Foundation, 1967. U. S. paperback edition: Berkeley, World Without War Council, 1970 (\$2. 95).
- Krishnalal Shridharani, *War Without Violence: A Study of Gandhi's Method and Its Accomplishment*, New York, Harcourt Brace & Co., 1939, and London, Gollancz, 1939. New Indian revised edition (1962) available from World Without War Council (380 pp., \$1. 50).

### **Struggles:**

- Mahadev Desai, *The Story of Bardoli: Being a History of*

- the Rhine*, 255 pp., London, Arrowsmith, 1930.
- Halperin, *Germany Tried Democracy* (*op. cit.*), pp. 246-260 and 288-289.
- Wolfgang Sternstein, "The *Ruhrkampf* of 1923," chapter 5 in Roberts (ed.), *Civilian Resistance as a National Defense* (See page 140.) See also the German bibliography cited by Sternstein, and further items in *Nonviolent Action: A Selected Bibliography*.
- Arnold J. Toynbee, *Survey of International Affairs, 1924*, London, Oxford University Press, 1928, pp. 268-300.
- Ferdinand Tuohy, *Occupied 1918-1930: A Postscript to the Western Front*, London, Thornton Butterworth, 1931. (See chapter XVI.)

## 21. Gandhi

### Biographies:

- Geoffrey Ashe, *Gandhi: A Study in Revolution*, New York, Stein & Day, 1969 (494 pp.), and London, Heinemann, 1968 (404 pp.) (hardcover \$8.95, paperback \$3.95).
- Louis Fischer, *Gandhi: His Life and Message for the World*, 192 pp., New York, Mentor, New American Library, 1954 (\$.75).
- \_\_\_\_\_, *The Life of Mahatma Gandhi*, 593 pp., New York, Harper & Bros., 1950, and London, Jonathan Cape, 1951 (\$10).
- B. R. Nanda, *Mahatma Gandhi* (abridged), 272 pp., Woodbury, N. Y., Barron, 1969 (hardcover \$3.95, paperback \$.95).
- \_\_\_\_\_, *Mahatma Gandhi: A Biography*, 542 pp., Boston, Beacon Press, 1958, and London, Allen and Unwin, 1958.
- Robert Payne, *The Life and Death of Mahatma Gandhi*, 703 pp., New York, Dutton, 1969, and London, the Bodley

### 19. Russia, February — March 1917

George Katkov, *Russia 1917: The February Revolution*, 489 pp., New York, Harper & Row, 1967 (\$8.50).

Leon Trotsky, *History of the Russian Revolution*, 1295 pp., Ann Arbor, University of Michigan Press, 1957 (\$14.50) and London, Gollancz, 1965. (See chapters 7-9 of Volume I.)

### 20. Germany, 1920

Wilfred Harris Crook, *The General Strike (op. cit.)* pp. 496-527.

D. J. Goodspeed, *The Conspirators: A Study in the Coup d'Etat*, New York, Viking Press, and Toronto, Macmillan Co. of Canada, 1962. (See especially pp. 108-143 and 211-213). Paperback Canadian edition available.

S. William Halperin, *Germany Tried Democracy: A Political History of the Reich from 1918 to 1933*, Hamden, Conn., and London, Archon Books, 1965, (1946). (See pp. 168-188.) Paperback edition by Norton, New York (\$2.75).

Erich Eyck, *A History of the Weimar Republic*, Vol. I, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1962 (hardcover \$10). (See pp. 129-160.) Also New York, Atheneum (paperback \$3.25).

Robert G. L. Waite, *Vanguard of Nazism: The Free Corps Movement in Postwar Germany, 1918-1923*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1952. Also New York, Norton, 1969 (paperback \$1.95). (See chapter VI.)

*See also the bibliographies in these studies.*

### 20. The Ruhr, 1923

Erich Eych, *A History of the Weimer Republic*, Vol. I (*op. cit.*), pp. 232-306 passim.

G. E. R. Gedye, *The Revolver Republic: France's Bid for*

### 18. Russia, 1905-1906

Richard Charques, *The Twilight of Imperial Russia*, London, Oxford University Press, 1965 (Paperback \$2.25). (See section on 1905.)

Sidney Harcave, *First Blood: The Russian Revolution of 1905*, New York, Macmillan 1968, and London, Collier-Macmillan, 1964 (hardcover \$5.75). Paperback by Collier-Macmillan, New York, retitled: *Russian Revolution of Nineteen Hundred-Five* (\$2.95).

V. I. Lenin, "Lecture on the 1905 Revolution," in *Lenin, Selected Works in Three Volumes*, Vol. I, pp. 788-802, New York, International Publishers, 1967 (three-volume paperback set \$9.95).

Henry W. Nevinson, *The Dawn in Russia, or Scenes in the Russian Revolution*, London and New York, Harper & Bros. 1906.

Leonard Schapiro, *The Communist Party of the Soviet Union*, New York, Random House, and London, Eyre and Spottiswoode, 1960, (hardcover \$7.50, paperback \$2.65). (See pages 63-70 and 85.)

Solomon M. Schwartz, *The Russian Revolution of 1905: The Workers' Movement and the Formation of Bolshevism and Menshevism*, Chicago and London, University of Chicago Press, 1967. (See Pages 129-195.)

Hugh Seton-Watson, *The Decline of Imperial Russia*, New York, Praeger, and London, Methuen, 1952 (hardcover \$8.50, paperback \$2.95). (See pages 219-260.)

Bertram D. Wolfe, *Three Who Made a Revolution* (fourth ed.), New York, Dial Press, 1964 (hardcover \$7.50), and London, Thames and Hudson, 1956 (pp. 278-336). Also published as Dell paperback, New York (\$2.95).

### 15. Nonviolent Action Against Slavery

Carleton Mabee, *Black Freedom: The Nonviolent Abolitionists from 1830 Through the Civil War*, 435 pp., New York, Macmillan; Toronto, The Macmillan Co.; and London, Collier-Macmillan Ltd., 1970 (hardcover \$8. 95).

### 16. Hungary, 1849-1867

Arthur Griffith, *The Resurrection of Hungary: A Parallel for Ireland*, 170 pp., Dublin, Whelan & Son, 1918.

Brabourne, C. M. Knatchbull-Hugessen, 4 th Baron, *The Political Evolution of the Hungarian Nation*, Vol. II (chapters XVI-XIX), London, National Review Office, 1908.

A. J. P. Taylor, *The Hapsburg Monarchy, 1809-1918*, New York, Harper & Row, 1941 (hardcover \$5 and Torch paperback \$1. 95). Also published in paperback (304 pp.) by Penguin Books, Harmondsworth, Middlesex, and Baltimore, Md., 1964.

Leo Valiani, *The End of Austria Hungary*, London, Secker and Warburg, 1970.

### 17. Finland, 1898-1905

J. Hampden Jackson, *Finland*, New York, Macmillan, and London, Allen & Unwin, 1938. (See chapters 4 and 5 and bibliography.)

Eino Jutikkala, *A History of Finland*, New York, Frederick A. Praeger, 1962, and London, Thames and Hudson, 1962 (hardcover \$7. 75). (See chapters 8 and 9).

Anatole G. Mazour, *Finland Between East and West*, Princeton, N. J., D. Van Nostrand Co., 1956. (See Pages 11-27 and bibliography.)

- \$3.50).
- Elton B. McNeil (ed.), *The Nature of Human Conflict*, Englewood Cliffs, N. J., Prentice-Hall, Inc., 1965 (hardcover \$7.95).
- T. H. Pear, R. Aron, and R. C. Angell (eds.), *The Nature of Conflict*, Paris, UNESCO, 1957.

## CASES OF NONVIOLENT ACTION

### 14. American Colonial Nonviolent Resistance

- Lawrence Henry Gipson, *The British Empire Before the American Revolution* (Vol. X, *The Triumphant Empire: Thunder Clouds Gather in the West*, 1763-1766; Vol. XI, *The Triumphant Empire: The Rumbling of the Coming Storm*, 1766-1770; Vol. XII, *The Triumphant Empire: Britain Sails into the Storm*, 1770-1776), New York, Alfred A. Knopf, 1961-65 (\$10 per volume).
- Merrill Jensen, *The Founding of a Nation: A History of the American Revolution*, 1763-1776, 735 pp., New York, Oxford University Press, 1968 (\$13.50).
- Edmund S. and Helen M. Morgan, *The Stamp Act Crisis*, Chapel Hill, N. C., The University of North Carolina Press, 1953 (hardcover \$7.50); new revised edition: *The Stamp Act Crisis: Prologue to Revolution*, New York, Collier Books, 1963 (paperback \$1.50).
- Arthur M. Schlesinger, *The Colonial Merchants and the American Revolution*, 1763-1776, New York, Frederick Ungar, 1966 (hardcover \$10.50), and New York, Atheneum, 1968 (paperback \$4.95).

Jerome D. Frank, "Breaking the Thought Barrier: Psychological Challenges of the Nuclear Age," in Thomas Merton (ed), *Breakthrough to Peace: Twelve Views on the Threat of Thermonuclear Extermination*, pp. 206-249, Norfolk, Conn., and New York, New Directions, 1962.

Group for the Advancement of Psychiatry, Report #57, *Psychiatric Aspects of the Prevention of Nuclear War*, 94 pp., 1964 (\$1.50).

Konrad Lorenz, *On Aggression*, 306 pp., New York, Harcourt, Brace & World, 1963 (hardcover \$5.95), and Bantam Paperback (\$1.45). 邦訳「攻撃」上・下 日高敏隆, 久保和彦訳 1970年  
みすず書房

M. F. Ashley Montagu (ed.), *Man and Aggression*, 178 pp., New York, Oxford University Press, 1968 (hardcover \$5.00, paperback \$1.95). (A necessary supplement to Lorenz.)

### 13. Sociology of Conflict

Joan V. Bondurant (ed.), *Conflict: Violence and Nonviolence*, 200 pp., New York, Atherton Press, 1970 (hardcover \$6.95, paperback \$2.45).

Leon Bramson and George W. Goethals, *War: Studies from Psychology, Sociology, Anthropology*, 406 pp., New York and London, Basic Books, 1964 (hardcover \$10, paperback \$4.95). (See especially Bronislaw Malinowski's chapter, "An Anthropological Analysis of War.")

Lewis Coser, *The Functions of Social Conflict*, New York, Free Press of Glencoe, 1956 (text edition \$6.50, paperback \$1.95).

Morton Fried, Marvin Harris, and Robert Murphy, *War: The Anthropology of Armed Conflict and Aggression*, 262 pp., Garden City, N. Y., Natural History Press, 1968 (paperback

*Civilian Defence: An Introduction*, 265 pp., Bombay, Bharatiya Vidya Bhavan and New Delhi, Gandhi Peace Foundation, 1967 (U.S. price \$4.95).

Gene Sharp, "The Political Equivalent of War" — Civilian Defense, 67 pp., *International Conciliation*, No. 555 (November, 1965, whole issue), New York, Carnegie Endowment for International Peace.

### **Basic:**

Adams Roberts (ed), *Civilian Resistance as a National Defense: Nonviolent Action Against Aggression*, 320 pp., Harrisburg, Pa., Stackpole Books, 1968 (hardcover \$7.95). Original title: *The Strategy of Civilian Defense*, London, Faber and Faber, 1967. Paper edition titled: *Civilian Resistance as a National Defense*, 367 pp., A Pelican Book (\$1.65), Harmondsworth, Middlesex, England, and Baltimore, Md., Penguin Books, 1969.

See larger listing, predominantly of earlier publications, in *Nonviolent Action: A Selected Bibliography*.

## **"HUMAN NATURE," SOCIAL CONFLICT, AND THE ELIMINATION OF WAR**

### **12. Psychological Aspects**

Leonard Berkowitz (ed.), *Roots of Aggression: A Re-examination of the Frustration-Aggression Hypothesis*, 136 pp., New York, Atherton Press, 1969 (hardcover \$6.95, paperback \$2.95).

Jerome D. Frank, *Sanity and Survival: Psychological Aspects of War and Peace*, New York, Random House, 1968 (hardcover \$5.95, paperback \$1.95).

*Action: Strategy and Tactics for Civil Rights and All Other Nonviolent Protest Movements*, 139 pp., Chicago, Quadrangle Books, 1965.

Charles C. Walker, "Organizing for Civil Disobedience" (mimeo), 13 pp., Washington, New Mobilization, 1970; available from the author, Box 125, Haverford College, Haverford, Penna. 19041.

Charles C. Walker, *Organizing for Nonviolent Direct Action*, 31 pp., Cheyney, Penna., the author, 1961.

*These are now either rather dated, or otherwise limited in focus. The basic action manual remains yet to be written.*

## **10. Nonviolent Revolution**

David Dellinger, *Revolutionary Nonviolence*, 390 pp., New York and Indianapolis, Bobbs-Merrill, 1970 (hardcover \$7.50).

Barbara Deming and Regis Debray, "Revoluton: Violent and Nonviolent," 28 pp., *Liberation Reprint*, 1964 (\$.35).

Mulford Q. Sibley, "Revolution and Violence," 8 pp., *Peace News* reprint (\$.10).

*Both of the above are available from the World Without War Council. See also rare sources cited in footnotes to the section on nonviolent revolution in G. Sharp, "Types of Principled Nonviolence," listed on page 158.*

## **11. Civilian Defense**

### **Introductory:**

American Friends Service Committee, *In Place of War: An Inquiry into Unarmed National Defense*, 115 pp., New York, Grossman, 1967 (hardcover \$3.95, paperback \$1.45). (A rather optimistic introduction.)

T. K. Mahadevan, Adams Roberts, and Gene Sharp (eds.),

Gene Sharp, *The Politics of Nonviolent Action, Part III.*  
 (The working of "political jiu-jitsu," and the factors influencing the outcome by mechanisms of conversion, accommodation, and nonviolent coercion.)

### Shorter studies:

Richard Gregg, *The Power of Non-violence*, 187 pp., New York, Schoken paperback, 1966, and London, James Clarke, 1960 (hardcover \$5, paperback \$1.95). (A revision of his 1934 book, emphasizing conversion of the opponent.)

Herbert Kelman, *A Time to Speak: On Human Values and Social Research*, San Francisco, Jossey-Bass, 1968. (See especially Chapter 9: "The Relevance of Nonviolent Action.")

George R. Lakey, "The Sociological Mechanisms of Nonviolent Action," 104 pp., in *Peace Research Reviews*, Vol. II, No. 6 (December, 1968), Oakville, Ontario, Canadian Peace Research Institute. (His MA thesis, sketching the three basic mechanisms of change; an advance on Gregg.)

Irving L. Janis and Daniel Katz, "The Reduction of Inter-group Hostility: Research Problems and Hypotheses," in *Journal of Conflict Resolution*, Vol. III, No. 1 (March, 1959), pp. 85-100, Ann Arbor, Michigan. (Social psychologists look at Gandhi's norms of action.)

Harvey Seifert, *Conquest by Suffering: The Process and Prospects of Nonviolent Resistance*, 207 pp., Philadelphia, Westminster Press, 1965. (Emphasizes love and conversion.)

*Examine also specific cases of nonviolent struggle, and particular methods, such as strikes, for important supplementary material.*

### 9. Handbooks on organizing nonviolent action

Martin Oppenheimer and George Lakey, *A Manual for Direct*

- Conn., The Shoestring Press, 1960. (Both this and the following contain important historical material.)
- \_\_\_\_\_, *The General Strike: A Study of Labor's Tragic Weapon in Theory and Practice*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1931.
- E. T. Hiller, *The Strike*, New York, Arno, 1969, (1928) (hardcover \$11.00). (A classic.)
- K. G. J. C. Knowles, *Strikes — A Study in Industrial Conflict with Special Reference to British Experience Between 1911 and 1945*, New York, Philosophical Library, 1952, and Oxford, Basil Blackwell, 1954.
- A. P. Lindsey, *The Pullman Strike*, Chicago, University of Chicago Press, 1942 (paperback \$2.95).
- J. P. Rayback, *The History of American Labor*, New York, The Free Press, 1946 (paperback \$3.50).
- Julian Symons, *The General Strike: A Historical Portrait*, Chester Springs, Pa., Dufour, 1957, and London, The Cresset Press, 1957. (The British general strike of 1926).
- Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism*, New York, Kelley, 1965 (1894) (hardcover \$12.50).
- Samuel Yellon, *American Labor Struggles*, New York, Russell Press, 1956, and New York, Arno, 1964 (hardcover \$14).
- David Ziskind, *One Thousand Strikes of Government Employees*, New York, Columbia University Press, 1940.
- Also check sources cited in various of these books, and histories of particular unions, unionism in particular countries, and particular cases, such as Russia 1905 and 1917, German resistance to the Kapp Putsch, the Ruhrkampf, etc.*

## 8. The Dynamics of Nonviolent Action

**Basic:**

**International economic sanctions:**

- G. W. Baer, *The Coming of the Italian-Ethiopian War*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1967 (hardcover \$9. 50). (See especially chapter 12).
- Evans Clark (ed.), *Boycotts and Peace: A Report by the Committee on Economic Sanctions*, 381 pp., New York and London, Harper & Bros., 1932.
- Johan Galtung, "On the Effects of International Economic Sanctions with Examples from the Case of Rhodesia," in *World Politics*, Vol. XIX, No. 3 (April, 1967), pp. 378-416.
- Frederik Hoffman, "The Functions of Economic Sanctions: A Comparative Analysis," in *Journal of Peace Research*, Oslo, No. 2, 1967, pp. 140-160.
- Amelia C. Leiss (ed.), *Apartheid and United Nations Collective Measures*, New York, Carnegie Endowment for International Peace, 1965.
- The Royal Institute of International Affairs, *International Sanctions*, London *et al.*, Oxford University Press, 1938.
- Ronald Segal(ed.), *Sanctions Against South Africa*, Harmondsworth, Middlesex, Baltimore, *et al.*, Penguin Books, 1964.
- Rita Faulk Taubenfeld and Howard J. Taubenfeld, "The 'Economic Weapon': The League and the United Nations," in *Proceedings of the American Society of International Law*, 1964, pp. 183-205.
- Peter Wallensteen, "Characteristics of Economic Sanctions," in *Journal of Peace Research*, Oslo, No. 3, 1968, pp. 248-267.
- F. P. Walters, *A History of the League of Nations*, London, Oxford University Press, 1960 (hardcover \$11. 50).

**Strikes:**

Wilfred H. Crook, *Communism and the General Strike*, Hamden,

Abe Fortas, *Concerning Dissent and Civil Disobedience*, 68 pp., New York, New American Library, 1968 (hardcover \$4.00, paperback \$.60).

Robert A. Goldwin (ed.), *On Civil Disobedience: American Essays, Old and New*, 145 pp., Chicago, Rand McNally & Co., 1969 (paperback \$1.95).

Sharp, "Civil Disobedience in a Democracy," Peace News reprint, 17 pp., London, Housmans, 1968.

Henry David Thoreau, *On the Duty of Civil Disobedience*, 21 pp., London, Peace News, 1963. (Introduction by Gene Sharp.) 邦訳「市民としての抵抗」富田彬訳 1949年 岩波書店

Howard Zinn, *Disobedience and Democracy*, 124 pp., New York, Random House, 1968 (hardcover \$3.95, Vintage Books paperback \$1.45). (This is a reply to Fortas. Zinn incorrectly asserts civil disobedience may be violent.)

### Economic Boycotts:

John A. Fitch, "Strikes and Lockouts," *Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. IV, New York, Macmillan, 1931.

Harry Laidler, "Boycott," *Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. II, pp. 662-666.

\_\_\_\_\_, *Boycotts and the Labor Struggle*, New York, Russell & Russell, 1968 (1913), (hardcover \$12.50).

Leo Wolman, *The Boycott in American Trade Unions*, 147 pp., John Hopkins University Studies in Historical & Political Science, Series XXXIV No. 1, 1916. (Important historical background).

*See also sources cited in these; also in Sharp, The Politics of Nonviolent Action, and in citations under individual, methods and international economic sanctions.*

*History*, 535 pp., Indianapolis *et al.*, Bobb-Merrill Co., 1965  
 (hardcover \$7.50, paperback \$3.45).

William Robert Miller, *Nonviolence: A Christian Interpretation*,  
 New York, Association Press, 1964, and London, Allen &  
 Unwin, 1964. (Case material in last part of this book.)  
 Also published in paperback, New York, Schocken Books,  
 Inc., 1966 (\$2.45).

Mulford Q. Sibley (ed.), *The Quiet Battle: Writings on the Theory and Practice of Non-Violent Resistance*, 390 pp., Boston, Beacon Press, 1969 (paperback \$2.95).

Some of these are oriented toward principled nonviolence, or involve mixtures of that and the technique approach. Most contain some case material and bibliography or footnote reference.

## 6. History of Nonviolent Action

Sharp, *The Politics of Nonviolent Action*, Chapter 2.

Case, *Non-Violent Coercion* (*op. cit.*).

de Ligt, *The Conquest of Violence* (*op. cit.*).

Also see books on specific methods (strikes, etc.) and specific cases. There is no good history of this technique.

## 7. Methods of Nonviolent Action

### Basic:

Sharp, *The Politics of Nonviolent Action*, Part II (detailed classification, definitions, and historical examples).

### Civil disobedience:

Hugh Adam Bedau (ed.), *Civil Disobedience: Theory and Practice*, 282 pp., New York, Pegasus, 1969 (hardcover \$7.50, paperback \$1.95).

edition), 84 pp., London, Housmans, 1970, and Haverford, Pa., Center for Nonviolent Conflict Resolution, Haverford College (\$1.50).

Robert Pickus and Robert Woito, *To End War: An Introduction to the Ideas, Organizations, and Current Books* (new edition), New York, Harper & Row, September, 1970. (Items in print in this bibliography, including unusual ones, are available from World Without War Council, 1730 Grove Street, Berkeley, Cal. 94709).

#### **4. Short Introduction to Nonviolent Action**

Gene Sharp, *A Handbook of Nonviolent Action* (tentative title of an abridgement of *The Politics of Nonviolent Action*), app. 200 pp., Philadelphia, Pilgrim Press, 1971.

#### **5. General Studies of Nonviolence and Nonviolent Action**

Clarence Marsh Case, *Non-Violent Coercion: A Study in Methods of Social Pressure*, 422 pp., New York, Century Co., 1923, and London, Allen & Unwin, 1923.

April Carter, *Direct Action*, 34 pp. (pamphlet). London, Peace News, 1962 and later.

Anthony de Crespigny, "The Nature and Methods of Nonviolent Coercion," in *Political Studies*, (London) Vol. XII, No. 2, June, 1964, pp. 256-265.

A. Paul Hare and Herbert H. Blumberg (eds.), *Nonviolent Direct Action: American Cases: Social-Psychological Analysis*, 575 pp., Washington, D.C., Corpus Books (hardcover \$10.00).

Barthelemy de Ligt, *The Conquest of Violence: An Essay on War and Revolution*, New York, E. P. Dutton, 1938, and London, Routledge, 1937.

Staughton Lynd (ed.), *Nonviolence in America: A Documentary*

## 参考文献

### **POLITICAL POWER : ITS NATURE AND CONTROL**

Sharp, *The Politics of Nonviolent Action*, Chapter I.

### **STUDIES OF THE TECHNIQUE OF NONVIOLENT ACTION**

#### **1. Basic Study on Nonviolent Action**

Gene Sharp, *The Politics of Nonviolent Action: An Encyclopedia of Thought and Action* (900 or more pages). Introduction by Prof. Thomas C. Schelling. Prepared under the auspices of Harvard University's Center for International Affairs. Published by Pilgrim Press, Philadelphia, 1971, hardcover and paperback. For price information, contact Pilgrim Press, 1505 Race Street, Philadelphia, Pa. 19102.

#### **2. Terminology and Concepts**

Gene Sharp, *An Abecedary of Nonviolent Action and Civilian Defense*, app. 124 pp., Cambridge, Mass. Schenkman Publishing Co., November, 1971 (hardcover \$3.95, paperback \$1.95). For quantity prices, contact Schenkman, 3 Revere Street, Cambridge, Mass. 02138.

#### **3. Recommended Bibliographies**

April Carter, David Hoggett, and Adam Roberts (eds.), *Nonviolent Action: A Selected Bibliography* (revised and enlarged

## 6 索引

### <レ>

- レジスタンス 108, 119, 138  
レジスタンス（第二次大戦中のノール  
ウェイとデンマークの） 84  
レジスタンス（都市部の） 50  
レジスタンス（ドイツの） 102

### <ロ>

- 労使間の紛争 56  
ロシア（ソビエト連邦） 43, 81, 91,  
92, 99, 103, 138, 185, 187, 205, 209

### <ワ>

- 和解 72

109, 168, 171, 180, 216	
非暴力的抵抗の組織論ないし技術論	225
非暴力的デモ（戦闘的な）	51
非暴力的闘争	5, 6, 9~11, 59, 71, 76, 84, 87, 101, 119, 121, 139, 140, 144, 146, 152, 155, 166, 183, 193
非暴力的非協力	37, 69, 70
非暴力的プロテストと説得	69
非暴力的プロテストにかんする方法	69, 104
非暴力的防衛	15, 17, 18, 158
非暴力的レジスタンス	103
非暴力闘争における成功	78
非暴力闘争にたいする抑圧ないしその 他の弾圧	166, 185, 199, 217
非暴力の道徳および政治上の基礎	220
非民主的支配	207, 209
 <b>&lt;フ&gt;</b>	
封鎖	161
 <b>&lt;ブ&gt;</b>	
文化の温存と外国による支配	165
 <b>&lt;ヘ&gt;</b>	
平和主義	62, 68, 211
 <b>&lt;ボ&gt;</b>	
防衛	95, 188
防衛が必要となるような脅威とはなにか	157
防衛の政治学	221
防衛の本質	157
暴力革命	27
暴力機構	6
暴力対非暴力的行動	73
 <b>&lt;ポ&gt;</b>	
暴力的行動	58, 82, 138, 145, 146
暴力的態度と非暴力的態度とにたいする 反応のテスト	144
暴力的闘争	25, 26, 29, 30, 55, 146 150, 166
暴力的な制裁方法	55, 56, 58, 60, 69, 88, 153, 155, 179, 182, 199, 200
暴力の行使（非暴力的行動者による）	78, 79, 170
 <b>&lt;マ&gt;</b>	
前もっての市民的防衛上の準備と訓練	112
 <b>&lt;ミ&gt;</b>	
「三矢作戦」	226
民間防衛	96
民主的体制	210
民主的防衛	111
 <b>&lt;ム&gt;</b>	
無感動と無気力	28
 <b>&lt;メ&gt;</b>	
「迷信」——軍隊にかんする	226
「迷信」——防衛問題にかんする	226
 <b>&lt;ヨ&gt;</b>	
抑止と防衛	113, 122
 <b>&lt;リ&gt;</b>	
立憲政府の漸次的な崩壊もしくはその 廢棄	159

## 4 索引

### <ノ>

- 農民闘争 57  
ノールウェイ 32~37, 54, 59, 99, 102  
185, 187, 195, 200  
ノンコンフォーミスト(非国教徒)の運動 227

### <ハ>

- 話し合い 29  
反革命テロ 50  
反体制文化 20

### <バ>

- バス座席分離法 47

### <ヒ>

- 非協力 104, 109, 138, 180, 186, 200  
204, 216  
非協力の諸形態 117, 180, 182  
非軍事的防衛 95  
非武装による国防 90  
非武装防衛 214  
非暴力的介入 69~71, 104, 207  
非暴力的強制 73, 101, 143  
非暴力的技術の行使 10, 53, 61, 62  
211, 215, 216  
非暴力的技術の将来性とその政治的  
実際性 88  
非暴力的行動 12, 14, 17, 18, 46, 49,  
53, 55~5860, 63, 66~68, 72~75, 77,  
78, 81, 82, 85, 86, 99, 101, 102, 104~  
106, 108, 121, 129, 130, 132, 134, 136,  
137, 139~149, 152~156, 168, 170,  
175, 177, 184, 198, 200, 201, 206, 211,  
213  
非暴力的行動(政治技術としての) 6, 7

- 非暴力的行動(闘争の技術としての)  
104, 217  
非暴力的行動とゲリラ戦争 139  
非暴力的行動と市民的防衛についての  
教科課程計画 214, 223  
非暴力的行動における変革のダイナミックスとそのメカニズム 143  
非暴力的行動にかんするガンディの実験  
82  
非暴力的行動にかんする八五のケース  
194  
非暴力的行動の技術 54, 62, 65, 76, 80  
~86101, 106, 130, 131, 133, 134, 136,  
137, 143, 168, 199, 203, 211, 214  
非暴力的行動の技術の展開 80, 81  
非暴力的行動の技術の展開と三つの  
グループ 81  
非暴力的行動のケースにかんするカタ  
ログの作成 133  
非暴力的行動の行使 82, 83, 153, 155  
非暴力的行動の国内的行使 152, 153  
非暴力的行動のさまざまの方法とその  
ダイナミックス 216  
非暴力的行動の手段 75  
非暴力的行動の実施過程 142  
非暴力的行動の方法 69, 103, 142,  
190, 215  
非暴力的手段の技術 54, 62  
非暴力的制裁方法 5, 49, 57, 73, 88,  
152, 153, 156, 200, 213, 214  
非暴力的戦略 16, 160, 174, 176  
非暴力的対決 223  
非暴力の大衆反抗 37, 40  
非暴力的代替手段 10, 14, 16, 20, 130  
132, 213  
非暴力的直接行動 53, 68  
非暴力的抵抗 12, 43, 52, 53, 68, 76, 84

## &lt;ス&gt;

- スポーツ・ストライキ 32, 35~37  
スポーツ戦線 35

## &lt;セ&gt;

- 成功と失敗 119  
〃 (非暴力的行動における) 87  
成功と失敗のさまざまなタイプ 151  
政治権力 5, 66, 67, 145  
政治権力の源泉 5  
政治権力のコントロール 65  
政治的柔術 73, 105  
政治的潜在能力 (人民大衆の) 6,  
105  
政治的忠誠 9  
政治的闘争 65, 67  
政治的暴力 10, 62  
世界政府 26, 196  
戦争 27, 186  
戦争と戦争準備に抵抗して 206  
戦略 75, 76, 82, 101, 118, 152, 171, 200  
占領の政策と方策 165, 166

## &lt;ゼ&gt;

- ゼネスト 49~52, 60, 70, 81, 110, 118,  
202, 204, 206, 208, 210  
全体主義権力 21  
全体主義社会 19, 101, 103, 115  
全体主義独裁ないしその他のタイプの独  
裁の本質とその弱点 167

## &lt;ソ&gt;

- 創造的闘争 (政治における) 23  
総体的な戦闘力 200

## &lt;タ&gt;

- 大衆的政治行動 53, 82

## 大量破壊兵器体系 17

## &lt;ダ&gt;

- 代替手段 110, 168, 170, 200, 218, 229  
妥協 25, 58  
脱武装 106, 107, 113, 124~126, 128  
129, 173, 175, 188, 195, 196  
弾圧 74, 105  
弾圧者の権力にたいする間接的接近  
の方法 76  
弾圧手段 102, 105

## &lt;チ&gt;

- チェコスロヴァキア 59, 99, 100, 103  
112, 138  
挑発 28

## &lt;テ&gt;

- 抵抗運動 173, 185, 219, 220  
抵抗組織にたいして与えるべき諸形態  
173  
抵抗のインパクト 109  
テクノロジーの発達と市民的防衛 181  
転換期—市民的防衛のための訓練と準備  
173

## &lt;ト&gt;

- 闘争における手段と目的 147

## &lt;ド&gt;

- 独裁体制 124, 130, 194, 211

## &lt;二&gt;

- 日本軍隊 226  
日本国憲法—反戦を高く掲げる 9  
「日本国デモクラシー」 227

## 2 索引

<ゲ>  
ゲバラ, チュ 51  
ゲリラ戦争 160, 177, 179, 186

<コ>  
国際関係にたいして市民的防衛がもたらす諸結果 194~196  
国際連合と市民的防衛 196  
国防政策 59, 107

<サ>  
搾取 202  
サチャグラハ 53, 68, 83, 201, 204, 205

<シ>  
支配者の権力 66  
市民大衆による直接的防衛 95  
市民的不服従 37, 57, 70, 82, 133, 206  
207  
市民的防衛 10, 11, 76, 77, 80, 84, 85  
90, 96, 98~100, 106~111, 113~115  
119~132, 139, 151, 152, 160~163  
171, 175, 177~182, 184, 185, 187, 190  
191, 194~196, 213, 215, 217, 218  
市民的防衛を支える仮説 128  
市民的防衛からでてくる重要な結果  
126  
市民的防衛国家における暴動 182  
市民的防衛国家にたいする爆撃 163  
市民的防衛政策の主要な手段 101,  
168, 189  
市民的防衛政策の前提となる基礎仮説  
131  
市民的防衛と核兵器 113  
市民的防衛と外交政策 190  
市民的防衛と国内法および国際法  
191

市民的防衛と侵略 115  
市民的防衛と人民大衆の積極的な  
支持と参加 111  
市民的防衛と中央ヨーロッパにおける  
軍事的緊張の緩和 186  
市民的防衛に依拠する闘争 97  
市民的防衛における武器 215  
市民的防衛における政治的諸要因  
171  
市民的防衛にかんする教科計画の目的  
215  
市民的防衛の潜在的有効性 131  
市民的防衛の戦略 103  
市民的防衛の戦略と戦術 175  
市民的防衛は非武装ではない 122  
市民の警戒心と訓練された非暴力的抵抗  
98  
社会的統制 28  
社会的闘争 65  
宗教上の争点 203  
少数グループ 57, 186, 192, 201, 212  
219  
少数派にたいする抑圧 201  
少数派の集団の行使する武器 212  
植民地解放運動 58  
植民地支配 12  
侵略 131, 162, 163, 166, 180, 186, 191  
193, 212  
侵略・暴力・自衛 221

<ジ>  
自己防衛の心要 93  
「住民の利用」 226  
「準備ある抵抗」 228  
上陸防禦教令 226  
「人民の軍隊」 226

—索引—

**<ア>**

- 相手側の反応変化のメカニズム 71
- 圧制者に対する革命 59
- 圧制的体制にたいする抵抗 115, 194
- アメリカ 45, 81, 91, 92, 111, 114, 139, 186, 187, 189, 192, 201, 202, 207
- アメリカ合州国における市民的防衛の可能性 187
- アルジェリア 15, 23

**<イ>**

- 一方的核兵器廃棄論者 52
- インド 37, 38, 39, 40, 83, 202, 208

**<ウ>**

- ヴェトナム戦争 16

**<エ>**

- エルサルヴァドル 40, 208

**<オ>**

- 回心のメカニズム 72
- 回心、和解および非暴力的強制 72
- 革命的潜在力 52
- 核抑止力 17
- カストロ、フィデル 49~51
- 過剰管理委員会 19
- 間接的接近の戦略 76

**<ガ>**

- ガンディ 17, 37~39, 53, 81, 82, 168, 199, 203, 221

**<キ>**

- キューバ 49~52
- 強制収容所問題国際委員会 45
- キング・ジュニア、マルチン・ルーサー 16, 46, 168

**<ギ>**

- 技術 68
- 技術革新—戦争手段における 90

**<ク>**

- クーデータ 109, 126, 131, 158, 162, 177, 185
- クーデターとの闘争 60
- クーデターの可能性—アメリカ合州国における 20

**<グ>**

- 軍国主義 16
- 軍事行動 65
- 軍事行動の力学およびメカニズム 76
- 軍事的手段 95, 98, 107, 122, 128, 131, 157, 171, 188
- 軍事的闘争 5, 65, 71, 85, 104, 118
- 軍事的防衛 10, 58, 95, 107, 121, 124, ~126, 154, 158, 162, 172, 173, 177, 178, 182, 189, 191, 215, 216, 218
- 軍事的防衛から市民的防衛への転換 106

**<ケ>**

- 経済組織と産業テクノロジーとが  
果たす役割 181
- 権力関係の変革 152
- 権力の直接的な源泉 66

小松茂夫（こまつ しげお）

著書

『権力と自由』（勁草書房・1970）

『人間および市民の権利と自由』（評論社・1970）

『歴史と哲学との対話』（平凡社・1974）

訳書

『市民の国について』（岩波書店・1952）

『歴史の観念』（共訳一紀伊国屋書店・1970）

現住所

東京都豊島区長崎 3-25-3

## 武器なき民衆の抵抗——その戦略論的アプローチ——

---

1972年4月10日 初版第一刷発行◎

1979年6月30日 新装第一刷発行

著 者 \* G・シャープ

訳 者 \* 小松茂夫

発行者 \* 鈴木 誠

発行所 \* (株)れんが書房新社

東京都新宿区三栄町10 日鉄四谷コープ

電03-358-7531 振替東京7-130349

印刷所 \* 活版・(株)望月印刷所 平版・東光印刷所

製本所 \* 古賀製本(株)

定 價 \* 1200円 3031-04001-9114

---

れんが書房新社刊

反昭和思想論

菅 孝行 一五〇〇円

幻の「スタヂオ通信」へ

伊藤俊也 一三〇〇円

破防法裁判傍聴記

浅田光輝 二五〇〇円

第三世界と現代政治学

内山秀夫 一〇〇〇円

アジア主義とファシズム

松沢哲成 一五〇〇円

日本ファシズムと民衆運動

安田常雄 続刊